

「CPRA施行開始、規則の制定を踏まえた CCPA/CPRAの実務対応と執行動向」

(ジェトロ・サンフランシスコ事務所主催・北加日本商工会議
所協力「CPRA解説セミナー」(2023年5月16日))

弁護士法人S&K Brussels法律事務所

事務所代表・弁護士 杉本 武重

シニアアソシエイト弁護士 乾 香織

+81(0)3 6410 8315; +1 347 259 2661

takeshige.sugimoto@sandkbrussels.com

www.sandkbrussels.com

S&K
Brussels

目次

1. 米国のデータプライバシー規制におけるCCPAの位置づけ	3
2. CCPAの概要	7
3. CCPAコンプライアンス対応	16
Step 1: CCPAコンプライアンス対応プロジェクトの立ち上げ・更新	18
Step 2: CCPAコンプライアンス対応のための事実調査、法的評価 及び社内体制の整備	20
Step 3: Step 2の結果に基づく対応	108
Step 4: 継続的なコンプライアンス対応	110
4. まとめ	112
5. 社内生成AIの利用とCCPA上の個人情報の取得及び利用に係る制限	114
参考資料①: 本規則の細目等	122
参考資料②: カリフォルニア州司法長官による(改正前)CCPA執行事例	173

1. 米国のデータプライバシー規制 におけるCCPAの位置づけ

米国のデータプライバシー規制の実情

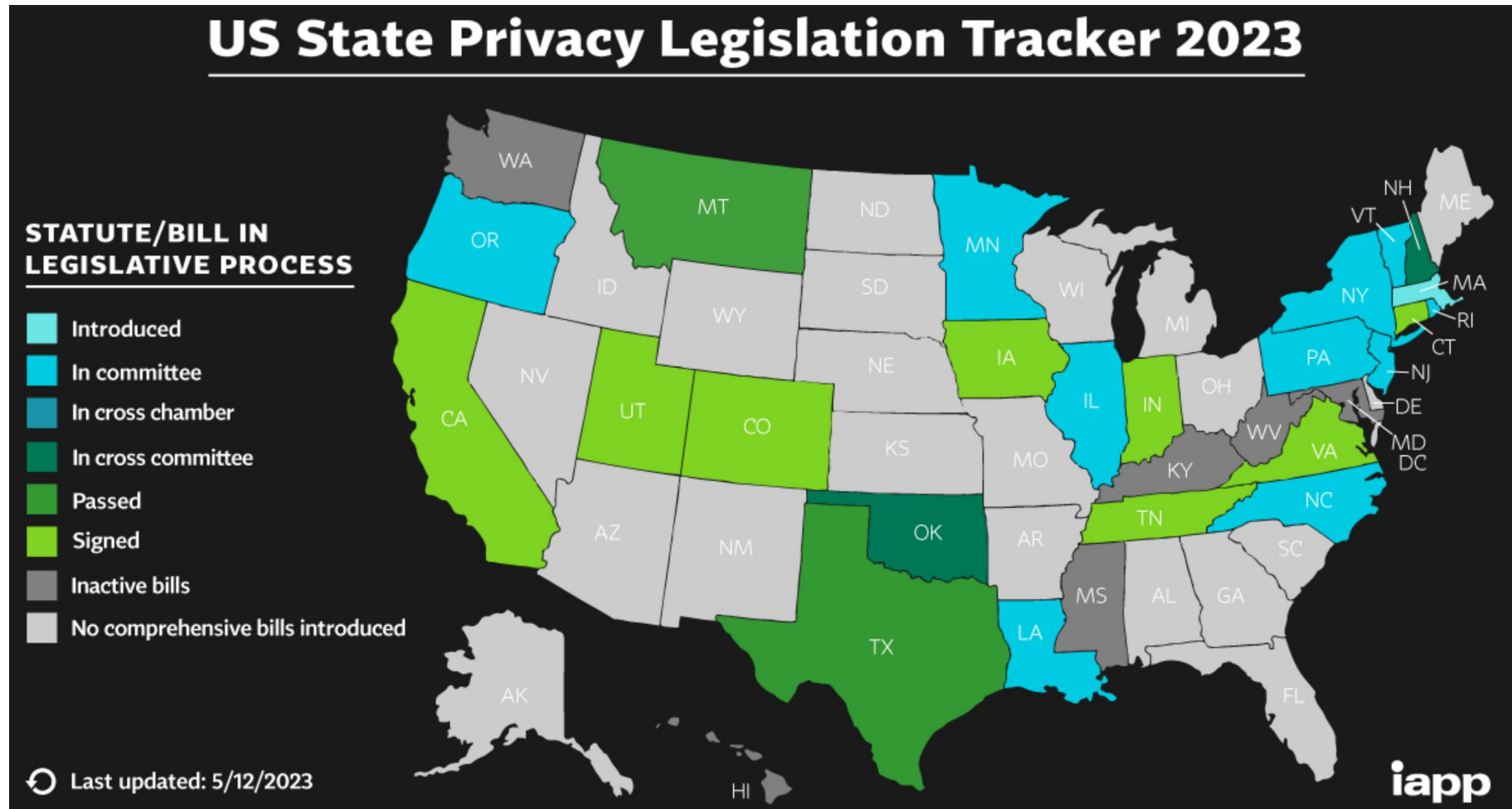
- これまで連邦レベルで民間部門全体を対象とした包括的データプライバシー法は制定されていない。連邦レベルで個人情報保護が特に必要とされる個別分野での立法のほか、各州独自のデータプライバシー関連法がパッチワークのように成立。
- 民間の自主規制や連邦取引委員会(FTC)等による法執行・ガイダンスが重要な役割を果たす。連邦データプライバシー法の議論は2000年代から存在。昨年提案されたADPPA(米国データプライバシー保護法)案が連邦法として成立する可能性。

米国のデータプライバシー規制

連邦法	州法
医療: HIPAA(医療保険の携行性と責任に関する法律) 金融: GLBA(グラム・リーチ・ブライリー法(金融サービス近代化法))、FCRA(公正信用報告法) 児童: COPPA(児童オンラインプライバシー保護法) 教育: FERPA(家族教育権とプライバシー法) 通信法: 通信法、ECPA(電子通信プライバシー法)、CAN-SPAM(迷惑メール規制法) 政府: 1974年プライバシー法	データ侵害通知法(50州+DC) 包括的データプライバシー法(施行日) ・CPRA(カリフォルニア州)(2023.1.1) ・VCDPA(ヴァージニア州)(2023.1.1) ・CPA(コロラド州)(2023.1.1) ・UCPA(ユタ州)(2023.12.31) ・CTDPA(コネティカット州)(2023.7.1) ・ICDPA(アイオワ州)(2025.1.1) ・ICDPA(インディアナ州)(2026.1.1) ・TIPA(テネシー州)(2025.7.1) 生体情報プライバシー法、遺伝情報プライバシー法、年齢適正デザインコード法(カリフォルニア州)、データブロッカー規制法、データセキュリティ関連法
連邦法の執行: 連邦取引委員会(FTC) ・FTC法5条「不公正・欺瞞的な行為又は慣行の禁止」、・COPPA、HIPAA、GLBAなどに基づく規則制定・法執行	州法の法執行: 各州の司法長官、カリフォルニア州についてはデータ保護監督当局(カリフォルニア州プライバシー保護局) ・各州の消費者保護法、データ侵害通知法、その他個別法、(存在する州のみ)包括的データプライバシー法

包括的データプライバシー州法の動向

- 2018年のCCPA成立以降、独自の包括的データプライバシー州法を採択する州が相次いでおり、2023年5月15日時点で、包括的データプライバシー法を採択済みの州が8州、知事の署名中の州が2州存在する。



出典: IAPP “US State Privacy Legislation Tracker 2023” (https://iapp.org/media/images/resource_center/State_Comp_Privacy_Law_Map.png)

米国データプライバシー保護法(ADPPA)案

- 2022年6月、連邦議会下院エネルギー・商業委員会の委員長(民主党)とランキングメンバー(共和党)、連邦議会上院商業・科学・運輸委員会のランキングメンバー(共和党)の3名、すなわち、上院下院の商業委員会の民主党・共和党のトップ4名のうち3名が、米国データプライバシー保護法(**ADPPA**: American Data Privacy Protection Act)の草案を発表した。上院商業委員会の委員長(民主党)のマリア・カントウェル上院議員は自身の提案する[COPRA\(Consumer Online Privacy Rights Act\)](#)を支持し、ADPPAを支持しなかった。2022年7月、ADPPAが下院エネルギー・商業委員会を53-2の大差で通過。
- カリフォルニア州選出のペロシ下院議長は、連邦法の先占の規定がカリフォルニア州のCCPAによるプライバシー保護を弱めるという同僚議員からの声を踏まえ、下院本会議での採決を拒否したため、2022年末までには成立に至らず。
- 2023年3月から下院商業委員会で連邦プライバシー法を巡る議論が再始動。共和党主導となった下院商業委員会で、現委員長のロジャース議員(共和党)とランキングメンバーのパローン議員(民主党)が引き続きADPPAへの支持を表明。ロジャース委員長が、ADPPA改定草案を近日中に発表すると見られている。

ADPPAの下院エネルギー・商業委員会通過時の両党の要求と妥協		
民主党	要求	私的訴訟権 : 個人にADPPA違反の場合に広範な民事損害賠償請求権を付与すべき。
	妥協	・訴訟提起前にFTC及び州司法長官に通知義務 ・対象事業体に事前通知義務 ・法執行から2年間の猶予期間
共和党	要求	連邦法による先占 : ADPPAの内容と矛盾する州法の効力を否定すべき。
	妥協	・一般的な消費者保護法、生体情報、健康医療、金融分野など広範な個別分野の州法の適用除外を認める。 ・カリフォルニア州プライバシー保護局(CPPA)がCCPAを執行するのと同様の方法にてADPPAを執行することを可能とする。

2. CCPAの概要

2. CCPAの概要

(1) CCPAの制定及びその改正

- カリフォルニア州消費者プライバシー法 (**CCPA**: California Consumer Privacy Act) は、米国においては初めての民間部門を対象とする包括的なデータプライバシー法として、2018年に採択され、2020年1月から適用が開始された。
 - カリフォルニア州の住民たる消費者から個人情報を取得する事業者を広く適用対象とし、情報開示等の義務を課す。
 - 消費者に対し、事業者が保有する自身の個人情報に関して、開示、削除、販売に係るオプトアウトを要求する権利、これらの権利の行使を理由として差別されない権利を与える。
- 2020年11月、住民投票イニシアティブとして提案されたCCPAの改正法案が可決された。
 - カリフォルニア州プライバシー権利法 (**CPRA**: California Privacy Right Act of 2020) とも呼ばれるが、法的位置付けとしては**CCPAの改正**。
 - 消費者の権利を追加するとともに、CCPAを執行する独立の第三者機関としてのデータ保護監督当局としてカリフォルニア州プライバシー保護局 (**CPPA**: California Privacy Protection Agency) (以下「**CPPA**」という。) を設立する。
 - 2023年1月1日から (原則として2022年1月1日以降に取得した個人情報について) 適用開始、3月29日にその実施の詳細を定めるCCPA規則 (以下「**規則**」又は「**本規則**」という。) が発効。本規則の改正部分について青字で示す。
 - 2023年7月1日から、同日以降に発生した違反について、カリフォルニア州司法長官 (以下、「司法長官」という。) 及びCPPAによるCCPA改正部分の執行が開始される (CCPA1798.185条(c)及び(d))。

2. CCPAの概要

(2)CCPA上の消費者の権利と請求

権利	概要
削除権 (right to delete)	<u>事業者が取得した自身に係る個人情報につき、その削除を請求する権利(CCPA1798.105条)</u> • そのような請求を、削除請求(request to delete)という。
訂正権 (right to correct)	<u>事業者が保有する自身に係る不正確な個人情報につき、その訂正を請求する権利(CCPA1798.106条)</u> • そのような請求を、訂正請求(request to correct)という。 • CCPAの改正により新たに追加された権利であり、すでに改正前のCCPAに対応済みの事業者においても、訂正請求を提出する方法の整備、プライバシーポリシーの更新等の対応が必要となる。 ✓ 人事情報に係る従業員からの訂正請求に対応する必要性が生じる可能性もある。
知る権利 (right to know)	<u>事業者が取得、販売又は共有した自身に係る個人情報につき、その開示を請求する権利(CCPA1798.110条、同1798.115条)</u> • そのような請求を、開示請求(request to know)といい、以下のいずれか、又は、全てを求める請求を含む。 ①当該消費者について事業者が取得した個々具体的な個人情報(specific pieces of personal information) ②当該消費者について事業者が取得した個人情報の種類 ③かかる個人情報の取得元である情報源の種類(消費者自身、広告ネットワーク、インターネットのサービス提供者、データ分析提供者、政府機関、オペレーティングシステム及びプラットフォーム、ソーシャルネットワーク、データ仲介業者等) ④自身について事業者が事業目的で販売し又は開示した個人情報の種類 ⑤個人情報の事業目的による販売・開示の販売先・開示先となった第三者の種類(消費者自身を除き、上記③参照) ⑥個人情報の取得又は販売に係る事業目的又は商業目的 ✓ 人事情報に係る従業員からの開示請求に対応する必要性が生じる可能性もある。

2. CCPAの概要

(2)CCPA上の消費者の権利と請求

権利	概要
販売・共有に係るオプトアウト権 (right to opt-out of sale/sharing) (以下、単に「オプトアウト権」という。)	<u>自身に係る個人情報</u>を第三者に販売し又は第三者と共有する事業者に対し、これをやめるよう指示する権利(CCPA1798.120条) - 事業者に対し、自身に係る個人情報を第三者に販売も共有もしないよう求める消費者の請求を販売・共有に係るオプトアウト請求(request to opt-out of sale/sharing)(以下、単に「オプトアウト請求」という。)という。 - 事業者には、「私の個人情報を販売又は共有しないでください」と表示されたリンク(以下「オプトアウト要請リンク」という。)の設置等が求められる。 - なお、消費者の個人情報の事業者による販売・共有につき、当該消費者が13歳未満の場合はその親又は保護者が、当該消費者が13歳以上の場合は消費者が、これに同意したことを示す行為を販売・共有に係るオプトイン請求(以下、単に「オプトイン請求」という。)という。 ✓ CCPAにおいては、個人情報に該当する情報の範囲、販売・共有の概念の範囲が広いことに注意が必要。 • CCPAの改正により、16歳未満の消費者の個人情報の販売・共有にオプトインが必要となった(CCPA1798.135条(c)(5))。 ✓ 規則における16歳未満の消費者に関する特則につき「3.規則の細目等」「1.CCPAの概要関連、(1)16歳未満の消費者に関する特則」参照。
制限権 (right to limit)	<u>自身に係るセンシティブ個人情報</u>につき、事業者によるその利用及び開示を制限するよう請求する権利(CCPA1798.121条) • そのような請求を、制限請求(request to limit)という。 • 事業者には、「私のセンシティブ個人情報の利用を制限してください」と表示されたリンク(以下「制限要請リンク」という。)の設置等が求められる。 ✓ CCPAの改正により新たに追加された権利であり、すでに改正前のCCPAに対応済みの事業者においても、センシティブ個人情報を取得している場合には、制限請求を提出する方法の整備、プライバシーポリシーの更新等の対応が必要となる。

2. CCPAの概要

(2)CCPA上の消費者の権利と請求

権利	概要
差別を受けない権利	オプトアウト権その他のCCPAに基づく消費者の権利を行使したことを理由として、事業者から次の態様を含め、差別的待遇(報復)を受けない権利(CCPA1798.125条) ① 商品・サービスの提供の拒否 ② 商品・サービスにつき異なる価格・レートを請求すること ③ 異なるレベル・質の商品・サービスを提供すること ④ 上記②又は③の結果となることを示唆すること ⑤ 従業員、就職希望者、又は、独立契約受託者に対し、CCPAに基づく権利の行使について報復すること(⑤はCCPAの改正による追加) ✓ 差別を受けない権利についての詳細は、「3.規則の細目等」「1.CCPAの概要関連、(2) 差別的行為(規則7080条)、(3) 消費者のデータの価値の算出(規則7081条)参照

- CCPA上の権利の放棄・制限は認められない(CCPA1798.192条)。
- 消費者がこれらの権利を行使する前提として、CCPAは、事業者に対し、プライバシーポリシーにおいて事業者の**情報実務(注)**の説明、消費者が有する権利の説明、権利の行使方法についての説明を記載すること、取得時通知等の消費者に対する通知により種々の情報を開示することを求めている。
 - ・ 消費者に対する各種通知は、実務上、プライバシーポリシーにその内容を記載し、オンラインで掲示することが多い。

(注)情報実務(information practices)とは、個人情報¹の取得、利用、開示、販売、共有及び保持に関する実務をいう。

<関連する執行事例>事例6(消費者の権利の制限)、事例29(未成年者の個人情報の販売)

2. CCPAの概要

(3) CCPAの執行状況

- 改正前のCCPAは、事業者がCCPA不遵守の疑いを通知されてから30日以内にこれを治癒しない場合、差止命令の対象になるほか、司法長官がカリフォルニア州民の名前において提起する民事訴訟により、違反1件について2500米ドル以下(故意の違反については1件につき7500米ドル以下)の民事制裁金を科され得るとしていた。
 - ✓ 2020年のCCPA適用開始以来、カリフォルニア州司法長官は合計41件の執行事例(一部は複数の事案を含む。)の概要を公表しており、そのうち1件(セフォラ米国社の事案)は、解決金の支払いに至っている。個々の事例の内容は、参考資料に掲載。
 - (<https://oag.ca.gov/privacy/ccpa/enforcement>)
 - (<https://oag.ca.gov/news/press-releases/attorney-general-bonta-announces-settlement-sephora-part-ongoing-enforcement>)
- セフォラ米国社の事案の概要は、以下のとおり。
 - 論点: セフォラ米国社が、①消費者の個人情報販売の事実を開示していなかったこと、②グローバル・プライバシー・コントロール(以下「GPC」)のような利用者側設定による一括プライバシー管理機能を通じた消費者からのオプトアウト請求に対応していなかったこと、③(CCPA不遵守の疑いがある旨の通知を受けて)30日以内に違反を治癒しなかったこと
 - 結果: 2022年8月24日、120万米ドル(約1.6億円)の解決金の支払い、プライバシーポリシーの改訂などを内容とする合意判決(和解に相当)。

2. CCPAの概要

(3)CCPAの執行状況

- カリフォルニア州司法長官からのCCPA不遵守の疑いの通知を受け、事業者が措置を講じた事例としてこれまでに公表されているものに係る論点は以下のとおり。

	CCPA不遵守の疑いが指摘された問題点	言及の回数(注)
1	開示すべき情報の欠如などプライバシーポリシーに係る問題	19回
2	オプトアウトリンクの不設置、オプトアウト選択信号の不処理等を含むオプトアウト手続に係る問題	15回
3	消費者からの請求提出方法の不整備等(オプトアウト手続以外の)請求手続に係る問題	11回
4	取得通知、金銭的インセンティブの通知その他消費者への通知に係る問題	9回
5	違法な個人情報の販売	5回
6	消費者のCCPA上の権利の制限、請求に対する料金徴収等	3回
7	サービス提供者との間の契約に係る問題	2回
7	委任代理人を通じた請求手続に係る問題	2回
7	本人確認手続に係る問題	2回
7	消費者からの請求への対応の遅延、過誤	2回

(注)複数の事業者について問題とされた問題点が一つの事例としてまとめて公表されているものや、一つの事例において複数の問題点が指摘されたものもあるため、厳密に件数として数えるべきものではないが、何が問題として指摘されることが多いかの参考として記載。

2. CCPAの概要

(3) CCPAの執行状況

- セフォラ米国社の事案に係るプレスリリースによれば、司法長官は、2022年8月24日、GPCなど利用者側設定による一括プライバシー管理機能を通じた消費者のオプトアウト請求に対応できていない点でCCPA不遵守の疑いがある旨指摘する通知を複数の事業者に送付したとしており、今後同種の執行事例の増加が予想される。
- さらに、2023年1月27日付のプレスリリース(URL以下)によれば、司法長官は、小売、旅行及び食品サービス業界に係るモバイルアプリについて、消費者からのオプトアウト請求に応じておらず、又は、オプトアウトのためのメカニズムを提供していないというCCPA不遵守の疑いがある旨の通知を一斉に送付した。

<https://oag.ca.gov/news/press-releases/ahead-data-privacy-day-attorney-general-bonta-focuses-mobile-applications%E2%80%99>

- 改正後のCCPA(CPRA)の下では、①CPPAによる行政執行(CCPA1798.155条、1798.199.45から同85条)、及び、②司法長官による民事執行(CCPA1798.199.90条)があり得る(両者は執行を調整し、重複執行は回避される(同条(c)及び(d))。
 - 改正後のCCPAでは、CCPA違反が疑われる事業者に対し不遵守の疑いがある旨の通知をし、30日間の治癒期間を設けるという制度(旧CCPA1798.155条(b))が廃止されている。
 - また、行政制裁金及び民事制裁金の額は同じであるが、未成年の消費者の個人情報に関連する違反が、1件当たり7500米ドル以下の制裁金を科されうる違反の類型に加わっている。

2. CCPAの概要

(3)CCPAの執行状況

- 行政府による執行に加えて、CCPAは、いわゆる狭義の個人情報のセキュリティ侵害があった場合に、消費者に損害賠償請求等を認めているところ、数え方にもよるが、これまで320件を超えるCCPA関連の消費者訴訟が提起されている。
 - 最近の事例(Anthony Service, et al. vs. Volkswagen Group of America, Inc., et al.)では、約310万人分の個人情報、約9万人分のセンシティブ個人情報が窃取され、一部はインターネット上で販売されたという事案の集団訴訟で総額350万米ドル(約4.7億円)の和解基金の創設で和解に至っている(2022年12月13日)。
 - 改正後のCCPAでは、消費者が提訴できる場合として、電子メールアドレスとアカウントへのログイン情報が組み合わされた情報のセキュリティ侵害が追加されており(CCPA1798.150条)、訴訟の増加が見込まれている。
- ✓ 消費者訴訟の動向については、「3.規則の細目等」、「1.CCPAの概要関連、(6)個人情報のセキュリティ侵害に係る民事訴訟」参照

3. CCPAコンプライアンス対応

CCPAコンプライアンス対応プロジェクトの全体像

Step 1: CCPAコンプライアンス対応プロジェクトの立ち上げ・更新

- データ保護対応チームによるCCPAの内容の把握、及び経営陣への説明
- CCPA対応プロジェクトの立ち上げ・更新、CCPA対応の外部専門家の選定、CCPA対応計画の策定と開始。

Step 2: CCPAコンプライアンス対応のための事実調査、法的評価及び社内体制の整備

Step 2-1-1: データマッピングの実施・結果の見直し

- CCPAの適用対象となる個人情報、センシティブ個人情報につき、データフロー、すなわち、情報源、情報の種類、取得の目的、利用の態様、保持期間、情報の移転状況（移転先、その目的等）を網羅的にリストアップし処理業務のリスト（処理記録）を作成
- ✓ 質問票への回答やインタビューを併用して事実を把握する

Step 2-1-2: データマッピングの結果得られた事実に基づく法的評価

- 個人情報の個々の取得、利用、移転（販売・共有、委託等による何らかの提供・開示）との関係での自社のCCPA上の位置づけの整理とそれに基づく対応事項の検討
- ✓ ①「事業者」、②「サービス提供者」、③「第三者」の役割の整理
- ✓ 個々の事実について「販売・共有」該当性等の法的評価
- ✓ 消費者からの請求への対応が必要となる場面の特定

Step 2-1-3: データマッピングの結果に基づくコンプライアンス文書の作成

- プライバシーポリシー、消費者への通知、サービス提供者・契約受託者・第三者との契約書、同意書等の作成・更新

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

- 個人情報の取扱いに係る社内体制・規程の作成・見直し
- 個人情報のセキュリティ手続・実務に係る社内規程の作成・見直し
- 消費者からの請求に係る社内体制の整備・見直し
 - ✓ 特にオプトアウト請求、制限請求への対応が必要となる場合のリンクの設置、オプトアウト選択信号の処理等の技術的対応
- 権利行使対応マニュアル（本人確認手続き、記録保持を含む）の作成・見直し
- データ侵害発生時の対処マニュアルの作成・見直し
- 必要な研修プログラムの検討

Step 3: Step 2の結果に基づく対応

- Step 2-1-3で作成・更新したプライバシーポリシー・通知の掲載、消費者からの同意の取得、サービス提供者等との間での契約締結
- 社内関係者に対する周知徹底

Step 4: 継続的なコンプライアンス対応

- 消費者からの請求への対応
- 12ヵ月に1回のプライバシーポリシーの更新
- 従業員の研修の実施

3. CCPAコンプライアンス対応

Step 1: CCPAコンプライアンス対応プロジェクトの立ち上げ・更新

Step 1: CCPAコンプライアンス対応プロジェクトの立ち上げ・更新

- データ保護対応チームにおいて、①CCPAの内容、又は、②すでに改正前のCCPAに対応済みの事業者の場合はCCPAの改正部分の内容を把握する。
 - ✓ CPPA又は司法長官による執行、民事訴訟の増加の可能性等を踏まえ、コンプライアンス対応の重要性を経営陣に説明する必要。
- CCPA対応チームを設置の上、CCPA対応に係る助言を求めるべき外部専門家を選定する。
 - ✓ 体制を整えた上で、CCPAコンプライアンス対応プロジェクトを立ち上げ、又は、すでに改正前のCCPAへの対応プロジェクトを実施した場合にはこれを更新する。
- CCPA対応計画を策定し、その実施を開始する。
 - ✓ 企業規模によっては、そもそも自社にCCPAが適用されるのか、「事業者」該当性の検討が必要となる場合もあり得る。

3. CCPAコンプライアンス対応

Step 2: CCPAコンプライアンス対応のための事実調査、法的評価
及び社内体制の整備

3. CCPAコンプライアンス対応

Step 2: CCPAコンプライアンス対応のための事実調査、法的評価
及び社内体制の整備

2-1-1: データマッピングの実施・結果の見直し

Step 2-1-1: データマッピングの実施・結果の見直し

- データマッピングは、CCPAの適用対象となる個人情報(センシティブ個人情報を含む。)について、個人情報の処理・移転の詳細、すなわち、①取得する個人情報の情報源(アプリやオフライン等を含む。)、②情報の種類、③取得・利用の目的、④利用の態様、⑤保持期間、⑥情報の移転状況(移転先、その目的等)を網羅的にリストアップすることにより、処理業務のリスト(処理記録)を作成し、法的評価の基礎となる事実を的確に把握することを目的とする。
 - ✓ 質問票への回答やインタビューを併用して行う。
 - ✓ 改正前のCCPAに対応済みの事業者においては、改正後のCCPAとの関係では、センシティブ個人情報に該当する個人情報の取得、16歳未満の消費者の個人情報の販売・共有、従業員情報・取引先情報の取得・利用について、データマッピングの結果を見直すことが必要となる。
 - ✓ CPPAは、現在、(i)消費者のプライバシー又はセキュリティに重大な危険性を及ぼす個人情報の処理(サイバーセキュリティ監査、CPPAへのリスク評価の提出が必要となる)及び(ii)自動化された意思決定(消費者による開示請求・オプトアウトが認められる)に関する規則の制定の準備をしている(注)ところ、これらに該当し得る事実があるかどうかにも留意しておく必要がある。

(注)CCPA1798.185条(a)(15)及び(16)に基づき制定が予定される規則であり、2023年2月10日から3月27日にかけて予備的コメントを募集した段階にある。

Step 2-1-1: データマッピングの実施・結果の見直し

CCPAが保護の対象とする情報

■ 個人情報 (personal information) (CCPA1798.140条(v)):

- 以下のものを含め、特定の個人又は世帯を識別若しくは描写し、又は、これらに関係し、直接的であるか間接的であるかを問わず、合理的に関連付けられ得る情報(何らかの形で個人・世帯に関連する情報が幅広く含まれる)
 - 個人情報に該当する情報の類型: ①氏名、住所、インターネット・プロトコル・アドレス、電子メールアドレス、社会保障番号等の識別子、②カリフォルニア州民法典1798.80条(e))に掲げる個人情報、③人種、肌の色、信条等カリフォルニア州法又は連邦法で保護されたクラスの特徴、④購入履歴等の商業情報、⑤生体認証情報、⑥閲覧履歴、検索履歴等のインターネットその他の電子的なネットワーク活動に係る情報、⑦位置データ、⑧音声情報、視覚情報等、⑨職業・雇用情報、⑩教育情報、⑪消費者の選好、性質、心理的傾向等を示すプロフィールを作成するための推測、⑫センシティブ個人情報
- ①公に入手可能な情報及び②社会的関心事に係る合法的に入手された真の情報は個人情報に該当しない。
- 非識別化された消費者情報及び消費者情報集計は個人情報に該当しない。
- 一定の要件を充たす医療情報等CCPA1798.145条に掲げる情報は、CCPAの適用が免除される。
- 従業員情報、取引先情報につきCCPAの適用を一部免除していた同条(m)及び(n)の規定が2023年1月1日に失効したことにより、これらの情報もCCPAの適用対象となった。

Step 2-1-1: データマッピングの実施・結果の見直し

CCPAが保護の対象とする情報

■ センシティブ個人情報 (sensitive personal information) (CCPA1798.140条(ae)):

- ① 次の事項を明らかにする個人情報、及び、
 - i. 消費者の社会保障番号、運転免許証番号、州政府身分証明書番号、旅券番号
 - ii. ⑦消費者的アカウントのログイン番号、金融口座番号、デビットカード番号又はクレジットカード番号と、①アカウントへのアクセスが認められるために必要とされるセキュリティ・コード、アクセス・コード、パスワード又は資格証明が組み合わされたもの
 - iii. 消費者の正確な位置
 - iv. 消費者の人種的若しくは民族的出自、宗教的若しくは哲学的信条、又は、労働組合の組合員であること
 - v. 消費者の手紙、電子メール及びテキストメッセージの内容(事業者が当該連絡の意図された受領者である場合を除く。)
 - vi. 消費者の遺伝子データ
 - ② 次の場合の個人情報
 - i. 一意的に消費者を識別する目的による生体情報の処理
 - ii. 消費者の健康状態に関して取得され、分析される個人情報
 - iii. 消費者の性生活又は性的指向に関して取得され、分析される個人情報
- ・ 公に入手可能な情報は、センシティブ個人情報ないし個人情報に該当しない。

■ 改正により新たに設けられた個人情報の種類であり、規則7027条(m)に掲げる目的のための利用・開示の場合を除き、消費者の制限権(制限請求)の対象となる。

3. CCPAコンプライアンス対応

Step 2: CCPAコンプライアンス対応のための事実調査、法的評価
及び社内体制の整備

2-1-2: データマッピングの結果得られた事実に基づく法的評価

Step 2-1-2: データマッピングの結果得られた事実に基づく法的評価

- データマッピングを実施した後、その結果得られた事実に基づいて、個人情報の個々の取得、利用、移転(販売・共有、委託等による何らかの提供・開示)との関係でCCPAの適用に係る法的評価を行う。
 - 実務上は、通常、外部の専門家がデータマッピング結果に基づくアセスメントレポートを作成することにより行う。
 - 自社のCPPA上の位置づけの整理とそれに基づく対応事項の検討
 - ✓ ①「事業者」、②「サービス提供者」、③「第三者」の役割の整理
 - ✓ 個々の事実について「販売・共有」該当性等の法的評価
 - ✓ 消費者からの請求への対応が必要となる場面の特定
 - CCPAの改正により、事業者による個人情報の取得・利用・保持・共有は、原則として、消費者の合理的な予想に反しない取得時の目的の達成のために、合理的に必要なかつ相当なものでなければならないという目的外利用の禁止が新たに規定されている(CCPA1798.100条(c))ことに留意が必要。
 - ✓ 詳細については、「3.規則の細目等」、「2.Step 2-1-2: データマッピングの結果得られた事実に基づく法的評価関連、(1)個人情報の取得及び利用に係る制限」を参照。)
 - また、個人情報(センシティブ個人情報を含む。)の保持は、目的の達成のために合理的に必要とされる期間を超えてはならないことも新たに明示的に規定された(CCPA1798.100条(b))。

Step 2-1-2: データマッピングの結果得られた事実に基づく法的評価 自社のCCPA上の位置付けの整理

■ 事業者 (business) (CCPA1798.140条(d)):

- ① その法的形態を問わず、次の要件を満たす法的主体
 - i. 営利を目的とする
 - ii. 自ら消費者の個人情報を取得し、又は、自らのために消費者の個人情報が取得される
 - iii. 単独で又は他の者と共同で消費者の個人情報を処理する目的及び手段を決定する
 - iv. カリフォルニア州において事業を行う
 - v. 次の基準の一つ以上を満たす
 - a. 暦年1月1日の時点で、前暦年の年間総収入 (annual gross revenues) が2500万米ドルを超えている
 - b. 単独又は共同で、年間10万件の消費者・世帯の個人情報を購入、販売又は共有する
 - c. 年間収入の50%以上を消費者の個人情報の販売・共有から得る
- ② 上記①の事業者を支配し、又は、当該事業者により支配される、当該事業者と共通のブランドを有する主体であって、当該事業者が消費者の個人情報を共有する者
- ③ 事業者によって構成されるジョイントベンチャー又はパートナーシップであって各事業者が少なくとも40%の持ち分を有するもの
- ④ CCPAに対し、CCPAによる拘束への同意を自発的に申し出る者

Step 2-1-2: データマッピングの結果得られた事実に基づく法的評価 自社のCCPA上の位置付けの整理

(前スライドからの続き)

■ サービス提供者 (service provider) (CCPA1978.140条(ag))

- 事業者のために個人情報を処理する者であって、一定の要件を充たす書面による契約に基づき、事業目的で、事業者から又は事業者に代わって消費者の個人情報を受け取る者

■ 契約受託者 (contractor) (CCPA1978.140条(j))

- 事業者との間における一定の要件を充たす書面による契約に基づき、事業者が事業目的により消費者の個人情報を提供する (makes available) 先の者

■ 第三者 (third party) (CCPA1798.140条(ai))

- 次のいずれでもない者
 - ① 消費者が意図的にやり取りする事業者であって消費者との現下のやり取りの一環として当該消費者から個人情報を取得する者
 - ② 事業者のサービス提供者
 - ③ 契約受託者

- ✓ なお、サービス提供者、契約受託者、第三者のCCPA上の位置付けの詳細については、「3.規則の細目等」「2. Step 2-1-2: データマッピングの結果得られた事実に基づく法的評価関連、(2) サービス提供者及び契約受託者」及び同「(3) 第三者」参照。

Step 2-1-2: データマッピングの結果得られた事実に基づく法的評価 CCPAによる規律の適用に関し留意すべき行為や概念の定義

取得(collects, collected, collection) (CCPA1798.140条(f))

いかなる手段によるものであれ、消費者に係る個人情報を購入し、賃借し、収集し、入手し、受領し、又は、これにアクセスすること。能動的に又は受動的に消費者から情報を受け取り、又は、消費者の行動を観察することによる場合を含む。

販売(sell, selling, sale, sold) (CCPA1798.140条(ad))

事業者が、金銭的又はその他有価値の対価のために、第三者に対し、消費者の個人情報を、販売し、賃貸し、公開し、開示し、頒布し、利用可能なものとし、移転し、又は、口頭、書面、電子的方法その他の方法により伝達すること(消費者の意図的な指示による場合や事業者の合併等により情報が移転した場合を除く。)

共有(share, shared, sharing) (CCPA1798.140条(ah))

金銭的又はその他有価値の対価のためであるか否かを問わず、事業者が、クロスコンテキスト行動広告のために、第三者に対し、消費者の個人情報を、共有し、賃貸し、公開し、開示し、頒布し、利用可能なものとし、移転し、又は、口頭、書面、電子的方法その他の方法により伝達すること(金銭的やり取りを伴わずに行う事業者と第三者との間の取引であって事業者のためになるクロスコンテキスト行動広告のためのものを含む。)(消費者の意図的な指示による場合や事業者の合併等により情報が移転した場合を除く。)

✓ 明確な金銭的対価を伴わないクロスコンテキスト行動広告のための個人情報の提供をオプトアウト権、オプトアウト請求の対象として明確化するための規定とされるが、セフォラ米国社に対する執行事例(参考資料の事例①参照)においては、分析情報を対価とするクロスコンテキスト行動広告(いわゆるターゲット広告)のためのcookieの開示も販売に位置付けられており、「販売」と「共有」を厳密に区別することに大きな意味はないものと思われる。

クロスコンテキスト行動広告(cross-context behavioral advertising) (CCPA1798.140条(k))

消費者が意図的にやり取りする事業者等(注)以外の事業者等との横断的な活動から得られた消費者の個人情報に基づいて、当該消費者を標的とした広告を行うこと

(注)事業者、明確にブランド化されたウェブサイト、アプリケーション又はサービスをいう

Step 2-1-2: データマッピングの結果得られた事実に基づく法的評価 CCPAによる規律の適用に関し留意すべき行為や概念の定義

(前スライドからの続き)

事業目的(business purpose) (CCPA1798.140条(e))

個人情報、事業者の営業目的、他の通知された目的、又は、サービス提供者・契約受託者の営業目的のために利用すること(目的の達成のために合理的に必要なかつ相当であることを条件とする。)であり、次のものをいう。

- ① 広告インプレッションに係る、ユニーク訪問者のカウント、ポジショニング、質に関する監査、仕様その他の基準の遵守の監査
 - ② セキュリティ・インテグリティの確保の支援(個人情報の利用が合理的に必要な範囲に限る。)
 - ③ 既存の意図された機能を害するエラーを特定し修正するためのデバッグ
 - ④ 短時間の一時的な利用(消費者と事業者との間の現下のやり取りの一環として表示されるパーソナライズされていない広告を含むが、これに限られない。)。ただし、個人情報が(i)他の第三者に開示されないこと、(ii)当該消費者のプロファイルを構築するために利用されないこと、(iii)その他、現下の事業者との間のやり取りの外での消費者の経験を変更するために利用されないことを条件とする。
 - ⑤ (i)アカウントの維持及び保守点検、(ii)顧客サービスの提供、(iii)注文や取引の処理又は履行、(iv)顧客情報の確認、(v)支払いの処理、(vi)融資の提供、(vii)分析サービスの提供、(viii)記憶装置の提供、又は、(ix)類似のサービスを事業者にとって提供すること
 - ⑥ 広告及びマーケティングのサービスの提供(クロスコンテキスト行動広告を除く。)
 - ⑦ 技術開発及び実証のための内部における研究
 - ⑧ (i)事業者が所有・製造・管理し、又は、事業者のために製造されたサービス・デバイスの品質・安全性を確認・維持し、また、(ii)かかるサービス・デバイスを改善、アップグレード又は強化するための活動
- ✓ 雇用関連情報の取得(従業員給付の管理の目的のためのものを含む。)は事業目的とみなされる(規則7001条(k))
- ✓ 個人情報の「販売・共有」は、「第三者」に対して行うものであるところ、「事業目的」のために契約を締結したサービス提供者・契約受託者への個人情報の提供ないし開示は販売・共有に該当しないこととなり、オプトアウト権(オプトアウト請求)の対象とならない。

3. CCPAコンプライアンス対応

Step 2: CCPAコンプライアンス対応のための事実調査、法的評価及び社内体制の整備

2-1-3: データマッピングの結果に基づくコンプライアンス文書の作成

Step 2-1-3: データマッピングの結果に基づくコンプライアンス文書の作成

- CCPAは、事業者に対し、①消費者に対する情報開示を目的とするプライバシーポリシー、消費者への各種通知の作成・揭示の義務、②権利・義務・責任関係を明確化するためのサービス提供者・契約受託者・第三者との契約書の作成・締結の義務を課している。
- 消費者に対する情報開示を目的として作成し提示する必要がある主要な文書は以下のとおり。
 - ✓ これらの文書は、分かりやすく記載すること等が求められるところ、その要件の詳細については、「3.規則の細目等」、「3.Step 2-1-3: データマッピングの結果に基づくコンプライアンス文書の作成関連、(1)消費者への情報開示及びコミュニケーションに係る要件」参照。
 - ① プライバシーポリシー
 - ② 取得時通知
 - ③ 販売・共有に係るオプトアウト権の通知
 - ④ 制限権の通知
 - ⑤ 金銭的インセンティブの通知
- また、事業者がサービス提供者・契約受託者との間で、あるいは、個人情報を販売・共有する第三者との間で締結しなければならない契約書においては、それぞれ一定の事項を規定することが義務付けられている。

Step 2-1-3: データマッピングの結果に基づくコンプライアンス文書の作成

(1) 消費者への情報開示が求められる事項の概観(規則7010条)

- **プライバシーポリシー**: CCPA及び本規則を遵守することが求められる事業者は、いずれも、CCPA及び本規則7011条に従い、**プライバシーポリシー**を作成し、提示しなければならない(規則7010条(a))。
- **取得時通知**: 消費者の個人情報につき、その消費者からの取得を管理する事業者は、CCPA及び本規則7012条に従い、**取得時通知**を提示しなければならない(同条(b))。
- **販売・共有に係るオプトアウト権の通知**: 個人情報を販売・共有する事業者は、本規則7025条(g)に規定する場合を除き、CCPA 並びに本規則7013条及び7015条に従い、**オプトアウト権の通知**を提示し、又は、代替オプトアウトリンクを設置しなければならない(同条(c))。
- **制限権の通知**: 本規則7027条(m)に定める目的以外の目的のために消費者のセンシティブ個人情報を利用し又は開示する事業者は、CCPA並びに本規則7014条及び7015条に従い、**制限権の通知**を提示し、又は、代替オプトアウトリンクを設置しなければならない(同条(d))。
- **金銭的インセンティブの通知**: 金銭的インセンティブ又は差別的価格・サービスを提供する事業者は、CCPA及び本規則7016条に従い、**金銭的インセンティブの通知**を提示しなければならない(同条(e))。

<関連する執行事例> 事例15、事例30及び事例36(消費者に必要な通知を行っていなかった)

Step 2-1-3: データマッピングの結果に基づくコンプライアンス文書の作成

(2) プライバシーポリシー(規則7011条)

- プライバシーポリシーの目的は、事業者のオンライン及びオフラインでの情報実務について、消費者に、包括的な説明を提供することである(規則7011条(a))。
- プライバシーポリシーは、さらに、①消費者が自らの個人情報に関して有する権利について通知し、②消費者がこれらの権利を行使するために必要な情報を提供するものとする(同上)。
- プライバシーポリシーは、本規則7003条(消費者への情報開示及びコミュニケーションに係る要件)(a)及び(b)に従ったものであることを要する(同条(b))。
- 消費者が文書として印刷できるフォーマットでプライバシーポリシーが入手可能であることが必要である(同条(c))。
- プライバシーポリシーは、①オンライン上に掲載するものとし、②事業者のウェブサイトのホームページ又はモバイルアプリのダウンロードページないしランディングページに「プライバシー」との言葉を使用して設置された目立つリンクであって本規則7003条(c)及び(d)の規定に従ったものを通じてアクセス可能である必要がある(同条(d))。
 - ・ 事業者がウェブサイト上にカリフォルニア州向けに特化した消費者のプライバシー権に関する説明を掲載している場合、プライバシーポリシーは、当該説明の中に含まれる形のものとする。
 - ・ ウェブサイトを有しない事業者は、消費者にとって目立つ形でプライバシーポリシーを入手可能な状態に置くものとする。
 - ・ モバイルアプリの設定メニューにプライバシーポリシーへのリンクを設置することも考えられる。

Step 2-1-3: データマッピングの結果に基づくコンプライアンス文書の作成 (2) プライバシーポリシー(規則7011条)

■ プライバシーポリシーには、次の情報を記載しなければならない(規則7011条(e))

プライバシーポリシーの要記載事項(規則7011条(e)) (①から③の詳細は後記)	
①	事業者のオンライン及びオフラインでの情報実務に関する包括的な説明
②	消費者が自身の個人情報に関しCCPA上有する権利についての説明
③	消費者がCCPA上の権利をどのようにして行使できるかについての説明、及び、その場合に消費者が当該手続から何を期待し得るかについての説明
④	プライバシーポリシーの最終改定日
⑤	事業者が規則7102条(大量の個人情報を取得する事業者の義務)に定めるデータ報告義務の対象となっている場合には、同条に定める情報又は当該情報へのリンク ✓ 規則7102条の規定内容については、「3.規則の細目等」「3. Step 2-1-3: データマッピングの結果に基づくコンプライアンス文書の作成関連、(2) 大量の個人情報を取得する事業者の義務」を参照

＜関連する執行事例＞事例1、事例4、事例7、事例9、事例17、事例18、事例21、事例26、事例28、事例33、事例34、事例35、事例36、事例38、事例39及び事例40(要記載事項の不記載)、事例6(消費者の権利の放棄・制限要求、開示請求の回数の制限)、事例14及び事例23(分かりにくい記載、要記載事項の不記載)、事例19(CCPA違反のプライバシーポリシー)

Step 2-1-3: データマッピングの結果に基づくコンプライアンス文書の作成

(2) プライバシーポリシー(規則7011条)

- プライバシーポリシーの要記載事項: ①事業者のオンライン及びオフラインでの情報実務に関する包括的な説明(以下の情報を含むものとする)

①事業者のオンライン及びオフラインでの情報実務に関する包括的な説明

- A) 過去12か月の間に事業者が消費者について取得した個人情報の種類の特定
- ・ 個人情報の種類は、CCPA1978.140条(v)(1)(A)から同(K)まで並びに同条(ae)(1)及び(2)(個人情報及びセンシティブ個人情報の定義に係る規定)に定める特定の用語を用いて記述するものとする。
 - ・ 個人情報の種類の記述が事業者の裁量に委ねられる範囲内においては、取得されている情報につき消費者に意味のある理解をもたらす態様で、これを記述するものとする。
- B) 個人情報の取得に係る情報源の種類の特定
- C) 消費者からの個人情報の取得に係る個々の事業目的又は商業目的の特定
- ・ かかる目的は、なぜ当該情報が取得されるのかにつき消費者に意味のある理解をもたらす態様で記述するものとする。
- D) 事業者が直近の12か月の間に個人情報を第三者に販売・共有していた場合、販売・共有した個人情報の種類の特定
- ・ 事業者が直近の12か月の間に消費者の個人情報を販売・共有しなかった場合は、その事実を開示するものとする。
- E) 上記において特定された個人情報の種類ごとに、当該情報が販売・共有された第三者の種類
- F) 消費者の個人情報の販売・共有に係る個々の事業目的又は商業目的の特定
- ・ かかる目的は、なぜ当該情報が販売・共有されるのかにつき消費者に意味のある理解をもたらす態様で記述するものとする。
- G) 16歳未満の消費者の個人情報の販売・共有につき、事業者が実際にこれを認識しているか否かに関する陳述

Step 2-1-3: データマッピングの結果に基づくコンプライアンス文書の作成

(2) プライバシーポリシー(規則7011条)

①事業者のオンライン及びオフラインでの情報実務に関する包括的な説明(前スライドからの続き)

- | | |
|----|--|
| H) | 事業者が直近の12か月の間に個人情報を実業目的のために第三者に開示していた場合、開示した個人情報の種類の特定 <ul style="list-style-type: none">事業者が直近の12か月の間に消費者の個人情報を実業目的のために第三者に開示しなかった場合は、その事実を開示するものとする。 |
| I) | 上記において特定された個人情報の種類ごとに、当該情報が開示された第三者の種類 |
| J) | 消費者の個人情報の開示に係る個々の実業目的又は商業目的の特定 <ul style="list-style-type: none">かかる目的は、なぜ当該情報が開示されるのかにつき消費者に意味のある理解をもたらす態様で記述するものとする。 |
| K) | 事業者が本規則7027条(m)に定める目的以外の目的のために消費者のセンシティブ個人情報を利用し又は開示しているか否かに関する陳述 |

Step 2-1-3: データマッピングの結果に基づくコンプライアンス文書の作成 (2) プライバシーポリシー(規則7011条)

- プライバシーポリシーの要記載事項: ②消費者が自身の個人情報に関しCCPA上有する権利についての説明(以下の全てを含むものとする)

②消費者が自身の個人情報に関しCCPA上有する権利についての説明

- | |
|---|
| A) 自らについて事業者がいかなる個人情報を取得したのか(以下の事項を含む)を知る権利 <ul style="list-style-type: none">i. 個人情報の種類ii. 個人情報の取得に係る情報源の種類iii. 個人情報の取得、開示及び共有に係る事業目的又は商業目的iv. 事業者が個人情報を開示する第三者の種類v. 当該消費者について事業者が取得した個々具体的な個人情報 |
| B) 事業者が当該消費者から取得した個人情報を削除する権利(一定の例外を除く) |
| C) 事業者が当該消費者について保有する不正確な個人情報を訂正する権利 |
| D) 事業者が個人情報を販売・共有している場合は、自身の個人情報の事業者による販売・共有についてオプトアウトする権利 |
| E) 事業者が本規則7027条(m)に定める目的以外の目的のために消費者のセンシティブ個人情報を利用し又は開示している場合、(自身の)センシティブ個人情報の事業者による利用又は開示を制限する権利 |
| F) CCPA上有するプライバシー権の行使を理由として事業者から差別的待遇を受けない権利 <ul style="list-style-type: none">・ かかる権利には、従業者、就職希望者又は独立契約受託者が、CCPA上の権利の行使を理由として事業者から報復を受けない権利を含む。 |

Step 2-1-3: データマッピングの結果に基づくコンプライアンス文書の作成

(2) プライバシーポリシー(規則7011条)

- プライバシーポリシーの要記載事項: ③消費者がCCPA上の権利をどのようにして行使できるかについての説明、及び、その場合に消費者が当該手続から何を期待し得るかについての説明(以下の全てを含むものとする)

③消費者がCCPA上の権利をどのようにして行使できるかについての説明、及び、その場合に消費者が当該手続から何を期待し得るかについての説明

- A) 消費者がCCPA上の権利を行使する方法についての説明
- B) CCPAに基づく請求を提出する方法の説明(事業者がオンライン請求フォーム又は請求を行うためのポータルを提供している場合には、これらへのリンクを含む。)
- C) 事業者が個人情報販売・共有しており、オプトアウト権の通知の提示が求められる場合には、本規則7013条(f)(オプトアウト権の通知の要記載事項を定める規定)に従い、オプトアウト権の通知の記載事項、又は、当該通知へのリンク
- D) 事業者が本規則7027条(m)に定める目的以外の目的のために消費者のセンシティブ個人情報を利用し又は開示しており、制限権の通知の提示が求められる場合には、本規則7014条(f)(制限権の通知の要記載事項を定める規定)に従い、制限権の通知の記載事項、又は、当該通知へのリンク
- E) 消費者から開示請求、削除請求及び訂正請求があった場合に、事業者が行う本人確認の手続(消費者が提出しなければならない情報を含む。)の概要
- F) オプトアウト選択信号に関し、①信号が消費者のためにどのように処理されるか(すなわち、信号が、どのような場合において、デバイス、ブラウザ、消費者のアカウント及び／又はオフラインでの販売のいずれに適用されるのか)、また、②消費者がオプトアウト選択信号を利用するための方法
- G) 事業者がオプトアウト選択信号をフリクションレスな方法で処理している場合、事業者にフリクションレスな方法で処理してもらえるように消費者がオプトアウト選択信号を実施する方法

Step 2-1-3: データマッピングの結果に基づくコンプライアンス文書の作成

(2) プライバシーポリシー(規則7011条)

③消費者がCCPA上の権利をどのようにして行使できるかについての説明、及び、その場合に消費者が当該手続から何を期待し得るかについての説明(前スライドからの続き)

H) 委任代理人が消費者に代わってCCPAに基づく請求を行う方法についての説明

I) 16歳未満の消費者の個人情報を販売していることについて事業者が現に認識している場合、本規則7070条(13歳未満の消費者に関する特則)及び7071条(13歳以上16歳未満の消費者に関する特則)により必要とされる手続についての説明

J) 事業者のプライバシーポリシーないし情報実務に関する質問又は懸念を受け付ける連絡先(事業者が消費者と主にやり取りをする態様を反映した方法によるものとする。)

Step 2-1-3: データマッピングの結果に基づくコンプライアンス文書の作成

(3) 個人情報に関する取得時通知(規則7012条)

- 取得時通知の目的は、個人情報の取得に際し、又は、これに先立ち、消費者に次の事項に関する時宜を得た通知を行うことにより、消費者が事業者による個人情報の利用について意味のあるコントロールを及ぼす手段を持てるようにすることである(規則7012条(a))。
 - ① 消費者から取得する個人情報の種類
 - ② 個人情報の取得又は利用の目的
 - ③ 当該情報が販売・共有されるか否か
 - ・ 例えば、取得時通知を受けて、消費者は、当該通知に含まれる情報を利用して、(i)当該事業者に関与するか否か、あるいは、(ii)当該事業者に対し㊦自身の個人情報を販売しないことや㊧自身のセンシティブ個人情報の利用及び開示を制限することを指示するか否かを選択することができる。
- 取得時通知は、本規則7003条(消費者への情報開示及びコミュニケーションに係る要件の規定)(a)及び(b)に従ったものであることを要する(同条(b))。

Step 2-1-3: データマッピングの結果に基づくコンプライアンス文書の作成

(3) 個人情報に関する取得時通知(規則7012条)

(前スライドからの続き)

- 取得時通知は、個人情報の取得に際し、又は、これに先立ち、消費者がすぐに入手できるようになっていなければならない。具体例は以下のとおり(同条(c))。

取得時通知が消費者にとってすぐに入手可能となっている場合の例(規則7012条(c))	
①	オンラインで消費者の個人情報を取得する場合、事業者は、ウェブサイトの導入ページ、及び、個人情報の取得がなされる全てのウェブページに、取得時通知への目立つリンクを設置することが考えられる。
②	ウェブフォームにより消費者の個人情報を取得する場合、事業者は、消費者が個人情報を入力するフィールドの近辺、又は、消費者が事業者に個人情報を送信するボタンの近辺に、取得時通知への目立つリンクを設置することが考えられる。
③	モバイルアプリにより消費者の個人情報を取得する場合、事業者は、アプリのダウンロードページ、及び、アプリの設定ページを通じるなどしてアプリ内に、取得時通知へのリンクを設けることが考えられる。
④	オフラインで消費者の個人情報を取得する場合、事業者は、個人情報を取得するための印刷紙面に取得時通知を掲載すること、消費者に紙面で通知を提供すること、又は、目立つ形で消費者にオンライン上の取得時通知の掲載場所を示す掲示をすることが考えられる。
⑤	電話又は対面により個人情報を取得する場合、事業者は、口頭で通知することが考えられる。

- 事業者は、個人情報の取得の際又はこれに先立って消費者に取得時通知を行うことなく消費者から個人情報を取得してはならない(同条(d))。

<関連する執行事例> 事例7(取得時通知のリンク先がプライバシーポリシーの冒頭部分であった)、事例9及び事例26(取得時通知の欠如)

Step 2-1-3: データマッピングの結果に基づくコンプライアンス文書の作成

(3) 個人情報に関する取得時通知(規則7012条)

■ 取得時通知には、次の事項を記載しなければならない(7012条(e))

取得時通知の要記載事項(規則7012条(e))

- | | |
|---|--|
| ① | 消費者について取得する個人情報の種類(センシティブ個人情報の種類を含む。)のリスト <ul style="list-style-type: none">個人情報の種類の記述は、それぞれ、取得される情報につき消費者に意味のある理解をもたらす態様によるものとする。 |
| ② | 個人情報の種類(センシティブ個人情報の種類を含む。)に係る取得目的及び利用目的 <ul style="list-style-type: none">✓ センシティブ個人情報は、CCPAの改正により新たに設けられた個人情報の種類であり、これに該当する情報を取得している場合には、すでに改正前のCCPAに対応済みの事業者においても対応が必要となる。 |
| ③ | 上記①で特定されたそれぞれの種類の個人情報が販売・共有されているか否か <ul style="list-style-type: none">✓ 共有はCCPAの改正による新たな概念ではあるが、既述のとおりすでに販売の概念に含まれているところも大きく、いずれにせよ販売と共有を区別して記載することは求められていない。 |
| ④ | 上記それぞれの種類の個人情報につき、(i)事業者が予定する保持期間、又は、(ii)これが不可能である場合には保持期間を決定するための基準 <ul style="list-style-type: none">✓ CCPAの改正により新たに記載が必要となった項目であり、全ての事業者において対応が必要となる。 |
| ⑤ | 事業者が個人情報を販売・共有している場合、(i)オプトアウト権の通知へのリンク、又は、(ii)オフラインでの通知の場合は、オンラインにおける当該ウェブページの掲載場所 |
| ⑥ | (i)事業者のプライバシーポリシーへのリンク、又は、(ii)オフラインでの通知の場合は、オンラインにおけるプライバシーポリシーの掲載場所 |

Step 2-1-3: データマッピングの結果に基づくコンプライアンス文書の作成

(3) 個人情報に関する取得時通知(規則7012条)

- オンラインで消費者から個人情報を取得する場合、消費者に対する取得時通知は、事業者のプライバシーポリシーにおいて本条(e)(1)から(6)までにより求められる情報(前スライド①から⑥の情報)を記載した特定箇所へ直接消費者を誘導するリンクを張るという形で提供することができる(規則7012条(f)).
 - ・ プライバシーポリシーの冒頭部分や求められる情報の記載箇所ではない別の箇所へ消費者を誘導し、取得される個人情報の種類や取得した個人情報を事業者が販売・共有するか否かを判別するために消費者が他の情報をかき分けなければならない状態となっている場合は、この基準を満たしていない。
- 個人情報を消費者から直接取得せず、かつ、消費者からの直接の取得を管理しない事業者は、消費者の個人情報を販売・共有するのでない限り、消費者に対し取得時通知を提示することを要しない(規則7012条(h))。
- カリフォルニア州民法典1798.99.80条以下(データ仲介業者登録法)に従いカリフォルニア州司法長官に登録済みのデータ仲介業者であって消費者から直接取得する方法以外の情報源から個人情報を取得する者は、消費者が販売・共有のオプトアウト請求を提出するための方法の説明を含むオンラインのプライバシーポリシーへのリンクを登録申請において記載した場合は、消費者に対し取得時通知を提示することを要しない(規則7012条(i))。
- ✓ 第三者が個人情報の取得を管理する場合に関する規律(規則7012条(g))については、「3.規則の細目等」「3.Step 2-1-3: データマッピングの結果に基づくコンプライアンス文書の作成関連、(3)個人情報に関する取得時通知」参照。

Step 2-1-3: データマッピングの結果に基づくコンプライアンス文書の作成

(4) オプトアウト権の通知(規則7013条)

- オプトアウト権の通知の目的は、①消費者が、個人情報の販売又は共有する事業者に対し、自身の個人情報の販売又は共有をやめるよう指示する権利を有することを知らせ、②当該権利を行使する機会を消費者に与えることである(規則7013条(a))。
 - オプトアウト権の通知は、本規則7003条(消費者への情報開示及びコミュニケーションに係る要件の規定)(a)及び(b)に従ったものであることを要する(同条(b))。

Step 2-1-3: データマッピングの結果に基づくコンプライアンス文書の作成

(4) オプトアウト権の通知(規則7013条)

- 消費者の個人情報を販売又は共有する事業者は、消費者に対し、次の要領でオプトアウト権の通知を提示しなければならない(規則7013条(e))。

オプトアウト権の通知の提示の仕方(規則7013条(e))

- ① 事業者は、消費者がオプトアウト要請リンクをクリックした際に移動することとなるインターネット上のウェブページにオプトアウト権の通知を掲示するものとする。この通知は、本条(f)に掲げる情報を掲載するか、あるいは、プライバシーポリシーにおいて当該情報を掲載した特定箇所に直接移動するリンクであることを要する。
- ② オプトアウト要請リンクをクリックするだけで直ちに消費者のオプトアウト権が実現することとなっている場合、又は、事業者がオプトアウト選択信号をフリクションレスな方法で処理しオプトアウト要請リンクを設置しないこととしている場合、事業者は、この通知をプライバシーポリシー内に掲載するものとする。
- ③ ウェブサイトを運用していない事業者は、消費者にオプトアウト権を知らせるための別途の方法を設定し、これを文書化し、これに従うものとする。当該方法は、本規則7003条の要件を充たすものでなければならない。
- ④ 事業者は、販売・共有の対象となる個人情報を取得するのと同じ方法で、オプトアウト権の通知を提供しなければならない。具体例は、以下のとおり。
 - ✓ 実店舗の場合のように消費者とオフラインで関与するに際して個人情報を取得する事業者は、オフラインの方法により通知する(例えば、個人情報を取得するための書面や消費者の個人情報を取得する場所付近における掲示によりオンライン上の通知の掲載場所を示すなど。)ものとする。
 - ✓ 電話口で取得する個人情報を販売又は共有する事業者は、情報の取得に際し、口頭で通知するものとする。

Step 2-1-3: データマッピングの結果に基づくコンプライアンス文書の作成

(4) オプトアウト権の通知(規則7013条)

- オプトアウト権の通知には以下の事項を記載する(規則7013条(f))。

オプトアウト権の通知の要記載事項(規則7013条(f))

- | |
|---|
| ① 自身の個人情報を事業者が販売・共有することについて消費者が有するオプトアウト権についての説明 |
| ② 消費者がどのようにしてオプトアウト請求を提出することができるかについての説明 <ul style="list-style-type: none">・ オンラインで通知を掲載する場合、本規則7026条(オプトアウト請求に関する規定)(a)(1)に基づき、消費者がオンラインでオプトアウト請求を提出することができるインタラクティブなフォームを通知に含めなければならない。・ 事業者がウェブサイトを活用していない場合、通知において、消費者がオプトアウト請求を提出できるオフラインの方法を説明するものとする。 |

- 次の要件を満たす事業者は、オプトアウト権の通知を提示すること、オプトアウト要請リンクを設置することを要しない(同条(g))。
 - ① 個人情報を販売も共有もしていないこと、かつ、
 - ② プライバシーポリシーにおいて、個人情報を販売も共有もしていないと表明していること
- オプトアウト権の通知を提示していなかった期間に取得した個人情報は、当該情報に係る消費者の同意を得ない限り、販売又は共有してはならない(同条(h))

Step 2-1-3: データマッピングの結果に基づくコンプライアンス文書の作成

(5) 制限権の通知(規則7014条)

- 制限権の通知の目的は、①自らのセンシティブ個人情報につき事業者による使用及び開示を制限する権利があることを消費者に知らせ、②当該権利を行使する機会を消費者に与えることである(規則7014条(a))。
 - ・ 制限権の通知は、本規則7003条(消費者への情報開示及びコミュニケーションに係る要件の規定)(a)及び(b)に従ったものであることを要する(同条(b))。
- 本規則7027条(m)に定める目的以外の目的のために消費者のセンシティブ個人情報を利用し又は開示する事業者は、消費者に対し、次の要領で制限権の通知を提示しなければならない(規則7014条(e))。

制限権の通知の提示の仕方(規則7014条(e))

- | | |
|---|---|
| ① | 事業者は、消費者が制限要請リンクをクリックした際に移動することとなるインターネット上のウェブページに制限権の通知を掲示するものとする。この通知は、本条(f)に掲げる情報を掲載するか、あるいは、プライバシーポリシーにおいて当該情報を掲載した特定箇所に直接移動するリンクであることを要する。 |
| ② | 制限要請リンクをクリックするだけで直ちに消費者の制限権が実現することとなっている場合、事業者は、この通知をプライバシーポリシー内に掲載するものとする。 |
| ③ | ウェブサイトを活用していない事業者は、消費者に制限権を知らせるための別途の方法を設定し、これを文書化し、これに従うものとする。当該方法は、本規則7003条の要件を充たすものでなければならない。 |

Step 2-1-3: データマッピングの結果に基づくコンプライアンス文書の作成 (5) 制限権の通知(規則7014条)

- 制限権の通知には以下の事項を記載する(規則7014条(f))。

制限権の通知の要記載事項(規則7013条(f))

- | |
|--|
| ① 消費者が有する制限権についての説明 |
| ② 消費者がどのようにして制限請求を提出できるかについての説明 <ul style="list-style-type: none">・ オンラインで通知を掲載する場合、本規則7027条(センシティブ個人情報の利用及び開示に係る制限請求に関する規定)(b)(1)に基づき、消費者がオンラインで制限請求を提出することができるインタラクティブなフォームを通知に含めなければならない。・ 事業者がウェブサイトを用いていない場合、通知において、消費者が制限請求を提出できるオフラインの方法を説明するものとする |

- 次のいずれかの要件を充たす事業者は、制限権の通知を提示し、制限要請リンクを設置することを要しない(同条(g))。
 - ① 取得したセンシティブ個人情報を本規則7027条(m)に定める目的のためにのみ利用又は開示し、その旨プライバシーポリシーにおいて表明していること、
 - ② 消費者の特性を推測する目的を有することなく、消費者のセンシティブ個人情報を取得し、又は、処理するのみであり、その旨プライバシーポリシーにおいて表明していること
- 制限権の通知を提示していなかった期間に取得したセンシティブ個人情報は、当該情報に係る消費者の同意を得ない限り、本規則7027条(m)に定める目的以外の目的のために利用し又は開示してはならない(同条(h))

Step 2-1-3: データマッピングの結果に基づくコンプライアンス文書の作成

(6) 金銭的インセンティブの通知(規則7016条)

■ 金銭的インセンティブの通知には、次の事項を記載しなければならない(7016条(d))

金銭的インセンティブの通知の要記載事項(規則7016条(d))

- | | |
|---|---|
| ① | 提供される金銭的インセンティブ又は差別的価格・サービスの簡潔な説明 |
| ② | 当該金銭的インセンティブ又は差別的価格・サービスの重要条件(当該金銭的インセンティブ又は差別的価格・サービスに関係する個人情報の種類及び消費者のデータの価値を含む。)の説明
✓ 消費者データの価値の算出に関しては、「3.規則の細目等」、「1. CCPAの概要関連、(3) 消費者のデータの価値の算出」参照 |
| ③ | 消費者が当該金銭的インセンティブ又は差別的価格・サービスにオプトインする方法 |
| ④ | 消費者が当該金銭的インセンティブへの参加をいつでもやめる権利を有することの表明及び消費者が当該権利を行使するための方法 |
| ⑤ | 差別的価格・サービスが消費者のデータの価値といかにして合理的に関連しているのかについての説明。
この説明には、次の事項を含むものとする。
A) 当該差別的価格・サービスの提供の基礎とされる消費者のデータの価値に係る誠実な推計値、及び、
B) 事業者が消費者のデータの価値を計算するために使用した方法の説明 |

Step 2-1-3: データマッピングの結果に基づくコンプライアンス文書の作成

(6) 金銭的インセンティブの通知(規則7016条)

- 金銭的インセンティブの通知の目的は、事業者が提供する金銭的インセンティブあるいは差別的価格・サービスにつきその重要条件を消費者に説明し、消費者がこれに参加するか否かについて十分な情報を得た上で判断できるようにすることである(規則7016条(a))。
- 金銭的インセンティブや差別的価格・サービスを提供していない事業者は、金銭的インセンティブの通知を提示することを要しない(同上)。
- 金銭的インセンティブの通知は本規則7003条(消費者への情報開示及びコミュニケーションに係る要件の規定)(a)及び(b)に従ったものであることを要する(同条(b))。
- 金銭的インセンティブの通知は、消費者が金銭的インセンティブ又は差別的価格・サービスにオプトインする前に消費者が目にする場所ですぐに入手できるようになっていなければならない(同条(c))。
 - ・ オンラインで金銭的インセンティブ又は差別的価格・サービスを提供する場合、事業者は、本条(d)に定める情報を掲載したプライバシーポリシー内の特定箇所に[直接移動する](#)リンクを設置することで金銭的インセンティブの通知を行うことが考えられる。

＜関連する執行実例＞事例3及び事例22(金銭的インセンティブ通知の不提示)

Step 2-1-3: データマッピングの結果に基づくコンプライアンス文書の作成

(7) サービス提供者及び契約受託者の契約要件(規則7051条)

- サービス提供者及び契約受託者につきCCPAにより必要とされる契約においては、次のことを定めなければならない(規則7051条(a))。

サービス提供者・契約受託者との間の契約における要規定事項(規則7051条(a))	
①	当該書面による事業者との間の契約(以下、本表において「当該契約」)に従ってサービス提供者・契約受託者が取得する個人情報を販売・共有することの禁止
②	(i)当該契約に従ってサービス提供者・契約受託者が個人情報を処理することとなる事業目的を特定すること、さらに、(ii)事業者によるサービス提供者・契約受託者への個人情報の開示は、契約の中に規定された限定的かつ特定された事業目的のためにのみ行われるものであることを明記すること • かかる事業目的は、契約全体に包括的に言及するといった形で一般的に記述してはならず、具体的な記述であることを要する。
③	当該契約に従ってサービス提供者・契約受託者が取得した個人情報(以下、本表において「契約対象個人情報」)につき、(i)契約の中で特定された事業目的以外の目的で、又は、(ii)CCPA及び本規則によって別途認められている場合以外に、かかる個人情報を保持・利用・開示することの禁止
④	CCPA又は本規則により明示的に認められている場合を除き、契約の中で特定された事業目的以外の商業目的で、契約対象個人情報を保持・利用・開示することの禁止
⑤	CCPA又は本規則により明示的に認められている場合を除き、事業者との間の直接のビジネス関係外で、契約対象個人情報を保持・利用・開示することの禁止 • 例えば、CCPA又は本規則により明示的に認められている場合を除き、サービス提供者・契約受託者が契約対象個人情報を、(i)他の情報源から受け取った個人情報や(ii)消費者との間の自らのやり取りから取得した個人情報と結合したり、これらの情報により更新したりすることは、禁止されなければならない。

Step 2-1-3: データマッピングの結果に基づくコンプライアンス文書の作成

(7) サービス提供者及び契約受託者の契約要件(規則7051条)

サービス提供者・契約受託者との間の契約における要規定事項(規則7051条(a)) (前スライドからの続き)

- ⑥ サービス提供者・契約受託者に対し、CCPA及び本規則の全ての適用条項の遵守(契約対象個人情報について、CCPA及び本規則によって事業者求められるプライバシー保護と同じ水準の保護を与えることを含む。)を要求すること
 - 例えば、契約において、サービス提供者・契約受託者に対し、以下のような事項を求めることが考えられる。
 - (i)CCPAに従って消費者からなされた請求への対処・対応に際して協力すること、及び、
 - (ii)カリフォルニア州民法典1798.81.5条(顧客記録に関連して、カリフォルニア州の住民の個人情報を所有等する事業者に対し安全管理措置の実施を求める規定)に従い、個人情報を不正又は不法なアクセス、破壊、利用、改変又は開示から保護するため、当該個人情報の性質に応じた適切な安全管理手続・実務を実施すること
- ⑦ サービス提供者・契約受託者が契約対象個人情報をCCPA及び本規則の下での事業者の義務に整合的な態様で利用することを確保するために、事業者が合理的かつ適切な措置をとることができる権利を、事業者に付与すること
 - 合理的かつ適切な措置として、サービス提供者のシステムを継続的に手動でレビューし又は自動でスキャンすること、少なくとも12か月に1回の頻度で定期的に内部の又は第三者による評価、監査、その他技術上・運用上のテストを行うことが考えられる。
- ⑧ サービス提供者・契約受託者に対し、自社がもはやCCPA及び本規則の下での義務を果たせないと判断した際には、事業者に通知するよう要求すること

Step 2-1-3: データマッピングの結果に基づくコンプライアンス文書の作成

(7) サービス提供者及び契約受託者の契約要件(規則7051条)

サービス提供者・契約受託者との間の契約における要規定事項(規則7051条(a)) (前スライドからの続き)

- ⑨ サービス提供者・契約受託者による権限外の個人情報の利用を阻止し、これを是正するために、事業者が合理的かつ適切な措置をとることができる権利を、通知により、事業者が付与すること
 - 例えば、事業者に対して有効な削除請求を行った消費者の個人情報につき、サービス提供者・契約受託者がもはや当該個人情報を保持・利用していないことを証する文書の提出を求めることが考えられる。
- ⑩ サービス提供者・契約受託者、又は、事業者のいずれかに対し、以下を義務付けること
 - i. サービス提供者・契約受託者に対し、CCPAに従ってなされた消費者からの請求に事業者が応じることができるようにすること、又は、
 - ii. 事業者に対し、㊦CCPAに従ってなされた消費者からの請求であってサービス提供者・契約受託者が応じなければならないものにつき、これらの者に通知し、①請求に応じるために必要な情報をこれらの者に提供すること

＜関連する執行事例＞事例2(適法なサービス提供者であることを確保していなかった)、事例15(サービス提供者としての地位が不明確であった)、事例16(サービス提供者との契約内容が不十分であった)、事例19(サービス提供者契約に必要な制限が含まれず)、事例31(サービス提供者契約を締結していなかった)

Step 2-1-3: データマッピングの結果に基づくコンプライアンス文書の作成

(7) サービス提供者及び契約受託者の契約要件(規則7051条)

- 事業者に対してサービス提供者・契約受託者として提供するサービスにつき、他の者にその下請けをさせる場合、サービス提供者・契約受託者は、当該下請業者との間でCCPA及び本規則(本条(a)を含む。)に準拠した契約を締結しなければならない(規則7051条(b))。
- 事業者がサービス提供者・契約受託者についてデューデリジェンスを実施しているか否かは、サービス提供者・契約受託者がCCPA及び本規則に違反して個人情報を利用していると信じるべき理由が事業者にあるか否かについての判断要素となる(同条(c))。
 - 例えば、契約条件を一度も実施したことがなく、サービス提供者・契約受託者のシステムについて監査・テストを行う権利を行使したことがないという場合、状況によるものの、事業者は、「サービス提供者・契約受託者に個人情報を開示した時点において、当該者がCCPA及びその規則に違反して個人情報を利用する意図を有していると信じるべき理由はなかった。」との防御に依拠できない可能性がある。

Step 2-1-3: データマッピングの結果に基づくコンプライアンス文書の作成

(8) 第三者の契約要件(規則7053条)

- 消費者の個人情報を第三者に販売し、又は、第三者と共有する事業者は、当該第三者との間で次の内容の契約を締結しなければならない(規則7053条(a))。

第三者との間の契約における要規定事項(規則7053条(a))

- ① 第三者に個人情報を提供する限定的かつ具体的な目的の特定
 - かかる目的は、契約全体に包括的に言及するといった形で一般的に記述してはならず、具体的な記述であることを要する。
- ② (i)事業者による第三者への個人情報の提供は、契約の中に規定された限定的かつ特定された目的のためにのみ行われるものであることを明記すること、さらに、(ii)第三者に対し、かかる個人情報を、当該限定的かつ特定された目的のためにのみ利用するよう要求すること
- ③ 第三者に対し、CCPA及び本規則の全ての適用条項の遵守(事業者が当該第三者に提供する個人情報について、CCPA及び本規則によって事業者に求められるプライバシー保護と同じ水準の保護を与えることを含む。)を要求すること
 - 例えば、契約において、サービス提供者・契約受託者に対し、以下のような事項を求めることが考えられる。
 - (i)CCPAに従って消費者からなされた請求への対処・対応に際して協力すること、及び、
 - (ii)カリフォルニア州民法典1798.81.5条(顧客記録に関連して、カリフォルニア州の住民の個人情報を所有等する事業者に対し安全管理措置の実施を求める規定)に従い、個人情報を不正又は不法なアクセス、破壊、利用、改変又は開示から保護するため、当該個人情報の性質に応じた適切な安全管理手続・実務を実施すること

Step 2-1-3: データマッピングの結果に基づくコンプライアンス文書の作成

(8) 第三者の契約要件(規則7053条)

第三者との間の契約における要規定事項(規則7053条(a))(前スライドからの続き)

- ④ 事業者が第三者に提供する個人情報につき、当該第三者がかかる個人情報をCCPA及び本規則の下での事業者の義務に整合的な態様で利用することを確保するために、事業者が合理的かつ適切な措置をとることができる権利を、事業者に付与すること
 - 例えば、事業者が第三者に提供した個人情報について、CCPA及び本規則の下で事業者に義務付けられる取扱方法と同じ方法で取り扱うことの保証を求めることが考えられる。
- ⑤ 事業者が第三者に提供した個人情報につき、当該第三者による権限外の利用を阻止し、これを是正するために、事業者が合理的かつ適切な措置をとることができる権利を、通知により、事業者に付与すること
 - 例えば、当事者たる事業者から消費者によるオプトアウト請求の転送を受けた第三者に対し、当該第三者がもはや当該消費者に係る個人情報を保持・利用していないことを証明する文書の提出を求めることが考えられる。
- ⑥ 第三者に対し、自社がもはやCCPA及び本規則の下での義務を果たせないと判断した際には、事業者に通知するよう要求すること

Step 2-1-3: データマッピングの結果に基づくコンプライアンス文書の作成

(8) 第三者の契約要件(規則7053条)

- 事業者が第三者についてデューデリジェンスを実施しているか否かは、第三者がCCPA及び本規則に違反して個人情報を利用していると信じるべき理由が事業者にあるか否かについての判断要素となる(同条(b))。
 - 例えば、契約条件を一度も実施したことがないという場合、状況によるものの、事業者は、「第三者に個人情報を開示した時点において、当該者がCCPA及びその規則に違反して個人情報を利用する意図を有していると信じるべき理由はなかった。」との防御に依拠できない可能性がある。

3. CCPAコンプライアンス対応

Step 2: CCPAコンプライアンス対応のための事実調査、法的評価
及び社内体制の整備

2-2: 社内体制・規程の整備・更新

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

- 事業者ごとに異なるデータフローを把握し、これに基づいてコンプライアンス対応を検討するための、データマッピング関連のプロセスに並行して、概ねいずれの事業者においても社内体制や社内の関連規程の整備あるいは見直し・更新が必要となる。
- 求められる主要な作業は、以下のとおり。請求への対応の準備等、規則の主な関連条文につき次スライド以降で解説。
 - ① 個人情報の取扱いに係る社内体制・規程の作成・見直し
 - ② 個人情報のセキュリティ手続・実務に係る社内規程の作成・見直し
 - ✓ CCPAの改正により、個人情報を保護するため、個人情報の性質に応じた合理的なセキュリティ手続・実務の実施が求められる(CCPA1798.100条(e))。
 - ③ 消費者からの請求に係る社内体制の整備・見直し
 - ✓ 請求対応担当者の選任
 - ✓ 特にオプトアウト請求、制限請求への対応が必要となる場合のリンクの設置、オプトアウト選択信号の処理等の技術的対応
 - ④ 権利行使対応マニュアル(本人確認手続き、記録保持を含む)の作成・見直し
 - ✓ 消費者からの削除請求、訂正請求、開示請求、オプトアウト請求及び制限請求につき、次スライド以降に掲載する規則の内容を踏まえて対応マニュアルを作成し、又は、見直す。

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

(前スライドからの続き)

- ⑤ データ侵害発生時の対処マニュアルの作成・見直し
 - ✓ データ侵害が発生した場合の社内での報告体制、消費者本人や司法長官への通知の準備手順等を整備する。
- ⑥ 必要な研修プログラムの検討
 - ✓ 事業者の**情報**実務又はCCPAの遵守状況に関する消費者からの問い合わせに対応する者には、CCPA及び本規則に基づく義務及び消費者がCCPA及び本規則の下での権利を行使できるよう案内する方法を周知しなければならない(規則7100条(a))。
 - ✓ 1暦年当たり1000万人分以上の消費者の個人情報を、単独又は共同で、購入し、自社の商業目的で受け取り、販売し、又は商業目的で共有していることを認識し、又は、合理的に認識すべきである事業者は、CCPAに基づく消費者の請求又は事業者のCCPAの遵守につき責任を有する全ての者について、CCPA及び本規則に基づく義務の周知を確保するために、研修方針を策定し、文書化し、これに従うものとする(同条(b))。

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

(1) 削除請求、訂正請求及び開示請求の提出方法(規則7020条)

- 専らオンラインで営業し、個人情報取得源である消費者と直接の関係を有する事業者は、削除請求、訂正請求及び開示請求の提出のために電子メールアドレスを提供すれば足りる(規則7020条(a))。
- 上記に該当しない事業者は、削除請求、訂正請求及び開示請求を提出するための指定された方法を2つ以上整備するものとする(同条(b))。
 - ・ これらの方法のうちの1つは、フリーダイヤルの電話番号でなければならない。
 - ・ 事業者がインターネット上にウェブサイトを持つ場合、これらの請求を提出するための方法のうちの1つは、ウェブフォームなどウェブサイトを通じたものでなければならない。
 - ・ 削除請求、訂正請求及び開示請求を提出するための他の方法としては、指定された電子メールアドレス、対面による書面の提出、郵送による書面の提出などが考えられるが、これらに限られるものではない。
- 事業者は、削除請求、訂正請求及び開示請求の提出のためにいかなる方法を整備するかを決定するに当たり、消費者との間でやり取りをする主な方法を考慮するものとする(同条(c))。
 - ・ 消費者と対面でやり取りしている場合、事業者は、①消費者が直接又は郵送で提出できる印刷書面、②消費者がオンラインのフォームを記入し、提出できるタブレット又はコンピュータのポータル、③フリーダイヤル番号で事業者に通話できる電話などのような対面式の方法を整備することを考慮しなければならない。

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

(1) 削除請求、訂正請求及び開示請求の提出方法(規則7020条)

- オンラインによる削除請求に関し、事業者は、消費者がまず削除請求を提出した上で、次に別途自らの個人情報の削除を求める旨確認しなければならないとする二段階の手続とすることができる。ただし、その他の点では本規則7004条(CCPAに基づく請求の提出方法及び消費者の同意の取得方法に係る要件の規定)に従うことを要する(規則7020条(d))。

- ✓ 規則7004条の定める要件の詳細につき「3.規則の細目等」「4.Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新関連、(1) CCPAに基づく請求の提出方法及び消費者の同意の取得方法に係る要件」参照。

- 消費者から提出された請求につき、①請求が指定された提出方法以外の方法で提出されたものである場合、又は、②請求に本人確認手続とは関係のない何らかの点で瑕疵がある場合、事業者は、次のいずれかの措置をとるものとする(同条(e))。

- i. 請求が指定された提出方法に従って提出されたものであるとみなして取り扱う、又は、
 - ii. 場合に依じ、消費者に対し、請求の提出方法、又は、請求における瑕疵の治癒方法につき情報を提供する。

＜関連する執行事例＞事例13(開示請求及び削除請求手続きの不機能)、事例17(請求方法を公開せず)、事例21(請求権の行使方法を提供せず)、事例26(フリーダイヤル電話番号なし、請求提出方法の欠陥)

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

(2) 削除請求、訂正請求及び開示請求への対応のタイムライン(規則7021条)

- 事業者は、**削除請求、訂正請求又は開示請求**を受領してから**10営業日以内に**、次のことをしなければならない(規則7021条(a))。

① 請求の受領を確認すること

- ・ この確認は、請求の受領方法と同じ方法で行うことができる。例えば、請求が電話により行われた場合、その通話の間に口頭で確認をすることができる。

② 事業者が請求をどのように処理するかについての情報を提供すること

- ・ この情報には、当該事業者における本人確認手続、対応がいつ頃になるのか(事業者が既に請求に応じ、又は、請求を拒否した場合を除く。)についての概説を含むものとする。

- 事業者は、**削除請求、訂正請求及び開示請求**を受領してから**45暦日以内に**、請求に対応しなければならない(同条(b))。

- ・ 45日の期間は、請求の本人確認に要する時間にかかわらず、事業者が請求を受領した日から起算する。
- ・ 45日の期限内に消費者の本人確認をすることができなかった場合には、事業者は、請求を拒否することができる。
- ・ 事業者は、要すれば、消費者からの請求への対応期限を、さらに45暦日まで、合計で最長90暦日、延長することができる。
- ・ ただし、この場合、事業者は、消費者に対し、その旨通知し、請求への対応に45日以上を要する理由を説明するものとする。

＜関連する執行事例＞事例20(消費者請求に対する対応の遅れ)

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

(3) 削除請求への対応(規則7022条)

- 削除請求の場合、請求者の身元につき事業者が本規則5節の規定に従って本人確認をすることができなかつたときは、事業者は当該請求を拒否することができる(規則7022条(a))。
 - ・ この場合、請求者に対し、本人確認ができなかつたことを知らせるものとする。
- 事業者は、次の全ての措置をとることにより、自身の個人情報に係る消費者の削除請求に応じるものとする(規則7022条(b))。

事業者が削除請求に応じるための措置(規則7022条(b))

- ① 当該個人情報を、(i)恒久的かつ完全に、現存するシステム(アーカイブシステム又はバックアップシステムを除く。)から消去し、(ii)非識別化し、又は、(iii)集計化すること
- ② (i)事業者のサービス提供者・契約受託者に対し、これらの者が事業者との間の書面による契約に基づいて取得した当該消費者の個人情報を、それぞれの記録から削除する必要がある旨通知すること、又は、(ii)サービスプロバイダー・契約受託者が、事業者が上記の個人情報を削除できるようにした場合には、自らこれを削除すること
- ③ 事業者が当該情報を販売し又は共有した全ての第三者に対し、当該消費者の個人情報を削除する必要がある旨通知すること。ただし、これが不可能であると判明した場合、又は、不相応な努力を要する場合を除く。
 - ・ 一部又は全ての第三者に対して通知をすることが不可能又は不相応な努力を要する旨主張する場合、事業者は、消費者に対し、なぜ全ての第三者に通知をすることができないのかについて消費者に意味のある理解をもたらすに足る事実を含め、詳細な説明をしなければならない。
 - ・ 単に、全ての第三者に通知をすることは不可能又は不相応な努力を要する旨表明するだけということとは認められない。

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

(3) 削除請求への対応(規則7022条)

- 事業者からの通知を受けたサービス提供者・契約受託者は、事業者との間の書面による契約に基づいて取得した個人情報につき、次の全ての措置をとることにより、削除請求への対応に当たり事業者に協力するものとする(規則7022条(c))。

事業者のサービス提供者・契約受託者が取るべき措置(規則7022条(c))

- ① (i)当該個人情報を、㉞恒久的かつ完全に、現存するシステム(アーカイブシステム又はバックアップシステムを除く。)から消去し、㉟非識別化し、若しくは㊱集計化すること、又は、(ii)事業者が(i)の措置をとれるようにすること
- ② 個人情報の削除に係る例外(注)が適用される場合においては、(i)当該消費者の個人情報であって例外の対象とならないものにつき、これを削除し、又は、事業者がこれを削除できるようにすること、及び、(ii)当該消費者の個人情報であって引き続き保有するものにつき、適用される例外に規定される目的以外の目的での利用をやめること
(注)個人情報の保持が、(i)取引・契約の履行、(ii)セキュリティ及びインテグリティの確保、(iii)デバッグ、(iv)言論の自由等の権利の行使、(v)カリフォルニア州電子通信プライバシー法の遵守、(vi)一定の要件を充たす研究、(vii)一定の要件を充たす内部使用、(viii)法的義務の遵守のために合理的に必要である場合は、削除請求に応じなくてもよい(CCPA1798.105条(d))
- ③ 自社のサービス提供者・契約受託者に対し、これらの者が自社との間の書面による契約に基づいて取得した当該消費者の個人情報を、それぞれの記録から削除する必要がある旨通知すること
- ④ 上記以外のサービス提供者・契約受託者、あるいは、第三者であって、自社から又は自社を通じて個人情報にアクセスを得た可能性のある者(事業者の指示により情報にアクセスを得た場合を除く。)に対し、当該消費者の個人情報を削除する必要がある旨通知すること。ただし、これが不可能であると判明した場合、又は、不相应な努力を要する場合を除く。

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

(3) 削除請求への対応(規則7022条)

- 事業者、サービス提供者又は契約受託者が、個人情報アーカイブシステム又はバックアップシステムに保存している場合は、これらのシステムに保存されているデータに関し、消費者からの削除請求に応じることを以下の時まで延期することができる(規則7022条(d))
 - ① 当該データに係るアーカイブシステム又はバックアップシステムがアクティブシステムに復元される時、あるいは、
 - ② 販売、開示又は商業目的のために、次回、これらのシステムにアクセスし、又は、これらを利用する時
- 削除請求への対応に当たり、事業者は、消費者に対し、当該消費者の請求に応じたか否かを通知しなければならない。事業者は、さらに、本規則7101条(記録の保持に関する規定)(a)の規定に従い当該請求の記録を保持することも、消費者に通知しなければならない(同条(e))。
 - 事業者、サービス提供者、契約受託者又は第三者は、自らの記録から当該消費者の個人情報が削除された状態の維持を確保する目的で、当該請求の記録を保持することができる。

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

(3) 削除請求への対応(規則7022条)

- 消費者からの削除請求の全部又は一部を拒否する場合、事業者は、次の全ての措置をとらなければならない(規則7022条(f))。

削除請求の全部又は一部を拒否する場合に事業者が取るべき措置(規則7022条(f))

- | |
|---|
| ① 次の事項を含め、請求を拒否する理由を詳細に説明すること(法令により禁じられている場合を除く。) <ul style="list-style-type: none">i. 連邦法又は州法との抵触ii. CCPAの例外iii. 請求に応じることが不可能であり、又は、不相応な努力を要するとの主張を裏付ける事実 |
| ② 当該消費者の個人情報であって例外の対象とならないものを削除すること |
| ③ 当該消費者の個人情報であって引き続き保有するものにつき、適用される例外に規定される目的以外の目的で利用しないこと |
| ④ サービス提供者・契約受託者に対し、以下のことを指示すること <ul style="list-style-type: none">i. 当該消費者の個人情報であって例外の対象とならないものにつき、これを削除することii. 当該消費者の個人情報であって引き続き保有するものにつき、適用される例外に規定される目的以外の目的で利用しないこと |

- 事業者が消費者からの削除請求を拒否した場合において、当該事業者が個人情報を販売・共有しており、当該消費者が既にオプトアウト請求を行っていないときは、事業者は、消費者への連絡において、オプトアウトを希望するか否かを尋ね、本規則7013条(オプトアウト権の通知及びオプトアウト要請リンクに関する規定)に準拠したオプトアウト権の通知の内容又は通知へのリンクを含めるものとする(規則7022条(g))。

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

(3) 削除請求への対応(規則7022条)

- 削除請求に対応するに当たり、事業者は、消費者に対し、個人情報のうち選択された一部分のみを削除するという選択肢を提示することができる(規則7022条(h))。
 - ただし、全ての個人情報を削除するという**単一**の選択肢も同時に提示されていることを要する。
 - 他の場面において消費者が特定の種類の個人情報(購買履歴、閲覧履歴、音声記録など)を削除できるようにしている事業者は、消費者にその旨の情報を提供するとともに、その方法を示さなければならない。
 - 例えば、サポートページ又は消費者が有するデータ削除の選択肢を説明するその他の情報源へのリンクを提供することが考えられる。

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

(4) 訂正請求への対応(規則7023条)

- 訂正請求の場合、請求者の身元につき事業者が本規則5節の規定に従って本人確認をすることができなかったときは、事業者は当該請求を拒否することができる(規則7023条(a))。
 - ・ この場合、事業者は、請求者に対し、その身元につき本人確認ができなかったことを知らせるものとする。
- 消費者からの訂正請求に係る個人情報の正確性を判断するに当たり、事業者は、当該問題とされる個人情報に関連する状況を総合的に考慮するものとする(規則7023条(b))。
- 総合的な状況に基づき問題とされる個人情報に正確である可能性の方が高いと判断される場合、事業者は、消費者からの訂正請求を拒否することができる(同上)。
- 状況の総合的な考慮には、以下の事項の考慮を含む(ただし、これらに限られるものではない。)(同上)。
 - ① 当該個人情報の性質(当該情報が客観的なものか、主観的なものか、体系化されているか、センシティブなものか等)
 - ② 事業者がいかにして問題とされる個人情報入手したか
 - ③ 当該情報の正確性に関し証拠となる文書(以下「証拠文書」という。)(提供元が消費者、事業者、その他の者のいずれであるかを問わない。)。証拠文書に係る要件は、本条(d)に定める。
- 事業者が当該個人情報の情報源ではなく、当該情報の正確性を裏付ける証拠文書を何ら有しない場合、消費者による不正確性の主張のみに基づき当該個人情報に不正確であると判断すれば足りることがある(同上)。

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

(4) 訂正請求への対応(規則7023条)

- 訂正請求への対応に当たり、事業者は、消費者に対し、当該消費者の請求に応じたか否かを通知しなければならない。消費者からの訂正請求の全部又は一部を拒否する場合、事業者は、次の措置をとらなければならない(規則7023条(f))。

訂正請求の全部又は一部を拒否する場合に事業者が取るべき措置(規則7023条(f))

- ① 次の事項を含め、請求を拒否する理由を説明すること
 - i. 連邦法又は州法との抵触
 - ii. CCPAの例外
 - iii. 求められた証拠文書の不備
 - iv. 請求に応じることが不可能であると判明し、又は、不相応な努力を要する旨の主張
- ② 当該消費者からの訂正請求に応じることが不可能であり、又は、不相応な努力を要することになると主張する場合、事業者は、事業者がなぜ当該請求に応じることができないのかについて消費者に意味のある理解をもたらすに足る事実を含め、詳細な説明をしなければならない。
 - ・ 単に、これが不可能又は不相応な努力を要する旨表明するだけということは認められない。
- ③ 消費者の健康状態に関して取得され、分析された個人情報につき当該消費者からの訂正請求を拒否する場合、事業者は、CCPA1798.185条(a)(8)(D)の規定(カリフォルニア州司法長官による規則の制定に関する規定)に従って消費者は事業者に対し消費者に関する記録の一部を構成することとなる書面による声明を提出することができる旨も、消費者に通知しなければならない。
 - ・ この場合、事業者は、(i)当該書面による声明は不正確であるとされる個人情報1件当たり250語以内に限られる旨説明するとともに、(ii)消費者は当該声明を自己の記録の一部とするよう要請しなければならないことを通知するものとする。かかる声明を受領した場合、事業者は、これを当該消費者に係る記録に含めるものとする。
- ④ 問題とされる個人情報が削除請求に従って削除し得るものである場合、消費者に対し当該個人情報に係る削除請求を行うことができる旨通知し、どのように削除請求を行うか説明すること

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

(4) 訂正請求への対応(規則7023条)

- 消費者からの訂正請求に応じる場合、事業者は、現存するシステム内の当該問題とされる個人情報と訂正するものとする(規則7023条(c))。
- 事業者は、さらに、事業者との間の書面による契約に基づいて当該問題とされる個人情報を保有する全てのサービス提供者・契約受託者に対し、それぞれのシステムにおいて必要な訂正を行うよう指示しなければならない(同上)。
- サービス提供者及び契約受託者は、当該個人情報の訂正に係る事業者の指示に従うか、又は、事業者が当該訂正を行うことができるようにするものとする(同上)。
- 事業者、サービス提供者又は契約受託者が、訂正請求に係る個人情報をアーカイブシステム又はバックアップシステムに保存している場合は、これらのシステムに保存されているデータに関し、消費者からの訂正請求に応じることを以下の時まで延期することができる(同上)
 - ① 当該データに係るアーカイブシステム又はバックアップシステムがアクティブシステムに復元される時、あるいは、
 - ② 次回、これらのシステムにアクセスし、又は、これらを利用する時

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

(4) 訂正請求への対応(規則7023条)

■ 証拠文書(規則7023条(d))

- ・ 消費者が自らの訂正権に関連して提出する証拠文書(自発的な提出であるか事業者が求めたものであるかを問わない。)につき、事業者は、これを全て受領、検討及び考慮しなければならない。
- ・ 消費者は、請求の時点において入手可能な情報につき、事業者が必要とする全ての情報を提供するよう誠実に努力するべきである。
- ・ 事業者は、必要に応じ、消費者に対し、当該個人情報の正確性に係る自らの証拠文書の反証となる証拠文書の提出を求めることができる。求められる証拠文書の必要性を判断するに当たり、事業者は次の事項を考慮するものとする。

証拠文書の必要性を判断する際の考慮事項(規則7023条(d))

- | | |
|---|--|
| ① | 問題とされる個人情報の性質(当該情報が客観的なものか、主観的なものか、体系化されているか、センシティブなものか等) |
| ② | 事業者が当該個人情報に正確であると考え根拠となっている証拠文書の性質(当該証拠文書が信頼のある情報源からのものであるか、当該証拠文書が検証可能なものであるか等) |
| ③ | 事業者が当該個人情報を取得、保持、利用する目的(例えば、当該個人情報が事業者の機能にとって不可欠のものである場合、事業者は、より多くの証拠文書を求め得る。) |
| ④ | 当該消費者への影響(例えば、当該個人情報が消費者に対し否定的な影響を与えるものである場合、事業者はあまり多くの証拠文書を要求すべきではない。) |

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

(4) 訂正請求への対応(規則7023条)

■ 証拠文書(規則7023条(d))(前スライドからの続き)

- 消費者が自らの訂正権に関連して提出する証拠文書につき、事業者は、これを当該消費者の個人情報に訂正する目的及び本規則7101条に定める記録保持義務の遵守のためにのみ利用・保持するものとする。
- 事業者は、消費者からの訂正請求に関連する証拠文書を保持するに当たり、合理的な安全管理手続及び実務を実施し、維持するものとする。

■ 事業者は、以下の場合、問題とされる個人情報を訂正する代わりとして、当該情報を削除することができる(同条(e))

- ① 当該個人情報を削除することにより消費者に否定的な影響が及ばない場合、又は、
- ② 当該消費者が削除に同意する場合
 - 例えば、不正確な個人情報を訂正する代わりに削除した場合に、消費者にとって就職、住宅、信用、教育その他の機会を得ことがより困難になるときは、事業者は、訂正請求を処理するか、又は、当該情報を削除することにつき消費者の同意を得ることを要する。

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

(4) 訂正請求への対応(規則7023条)

- 訂正請求の受領に先立つ6か月の間に、同一の不正確性の申立てに係る同一消費者の訂正請求を拒否している場合、事業者は当該請求を拒否することができる(規則7023条(g))
 - ・ もっとも、消費者が問題とされる情報が不正確であることを証明するための新たな又は追加的な証拠文書を提出した場合には、事業者は、当該訂正請求を新たなものとして取り扱わなければならない。
- 善意により、合理的に、かつ、証拠文書に基づき訂正請求が詐欺的又は濫用的であると信じる場合、事業者は、当該請求を拒否することができる(規則7023条(h))。
 - ・ この場合、事業者は、請求者に対し、請求に応じない旨通知するとともに、請求が詐欺的又は濫用的であると信じる理由を説明するものとする。
- 消費者が不正確であると主張する情報につき、事業者自らがその情報源ではない場合、事業者は、消費者からの請求を処理することに加えて、当該不正確であるとされる情報の提供元である情報源の名を消費者に提供することができる(規則7023条(i))。

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

(4) 訂正請求への対応(規則7023条)

- 訂正請求を行った消費者に関して事業者が保持し又は取得した個人情報につき、消費者から請求があった場合、事業者は、当該消費者による訂正請求の対象であった不正確な情報が訂正されていることを消費者が確認できるようにするため、個々具体的な個人情報を開示するものとする(規則7023条(j))。
 - かかる開示は、CCPA1798.130条(通知、開示、訂正及び削除の義務に関する規定)(b)の規定により12か月間で2回の制限に服する開示請求への対応とみなされてはならない。
 - 消費者の(i)社会保障番号、運転免許証番号若しくはその他の政府が発行した識別番号、(ii)金融口座番号、(iii)健康保険識別番号若しくは医療識別番号、(iv)口座のパスワード、セキュリティ認証用の質問・答え、又は、(v)人間の特徴の測定若しくは技術的分析により生成された固有の生体認証データの訂正に関しては、事業者は、この情報を開示してはならない。
 - しかし、事業者は、自社が保持する個人情報が、消費者が提供したものと同一であることを確認するための方法を提供することができる。

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

(4) 訂正請求への対応(規則7023条)

- 事業者、サービス提供者又は契約受託者が、訂正請求の対象たる個人情報について、その後も訂正された状態を保つことを確保するための措置を実施しているか否かは、これらの者がCCPA及び本規則に従って消費者の訂正要求に応じたか否かの判断要素となる(規則7023条(k))。
 - 例えば、これらの者は、自社が保持する消費者の個人情報をデータ仲介業者から得た情報により補充することがあり得るところ、訂正された情報が、その後データ仲介業者から得た不正確な情報により上書きされてしまう可能性を考慮し対策をとっていない場合、かかる事実、これらの者が消費者からの訂正請求に適切に応じたか否かの判断要素となる。

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

(5) 開示請求への対応(規則7024条)

- 消費者に関する個々具体的な情報の開示を求める請求の場合、請求をしている者の身元につき事業者が本規則5節の規定に従って本人確認をすることができなかったときは、事業者は、請求者に対し個々具体的な個人情報を開示してはならず、その身元につき本人確認ができない旨を請求者に通知するものとする(規則7024条(a)).
 - かかる請求を全部又は一部拒否する場合、事業者は、本条(b)の規定に従い、当該請求を、当該消費者に関する個人情報の種類の開示を求めるものとしても検討しなければならない。
- 消費者に関する個人情報の種類の開示を求める請求の場合、請求をしている者の身元につき事業者が本規則5節の規定に従って本人確認をすることができなかったときは、事業者は、当該種類その他の情報の開示の請求を拒否することができ、その身元につき本人確認ができない旨を請求者に通知するものとする(規則7024条(b)).
 - かかる請求を全部又は一部拒否する場合、事業者は、消費者に対し、プライバシーポリシーに記載された自社の情報実務を提示し、又は、その掲載場所を示すものとする。

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

(5) 開示請求への対応(規則7024条)

- 開示請求への対応に当たり、次の条件が全て満たされる場合、事業者は、個人情報を探査することを要しない(規則7024条(c))。

事業者が個人情報を探索することを要しない場合の条件(規則7024条(c))	
①	事業者が個人情報を検索可能な形式又は適度にアクセス可能な形式で保持していないこと
②	事業者が個人情報を専ら法令又はコンプライアンスの目的のために保持していること
③	事業者が個人情報を販売しておらず、個人情報をいかなる商業目的にも利用していないこと
④	事業者が消費者に対し、個人情報を含む可能性のある記録であって上記の条件を満たすことにより探索しなかったものの種類を説明すること

- 事業者は、消費者に個人情報を送信するときは、適切な安全管理措置を講じるものとする(規則7024条(f))。
- 事業者が消費者との間でパスワードで保護されたアカウントを有している場合、消費者が自身の個人情報にアクセスし、これを閲覧し、そのポータブルコピーを受け取るための、次の要件を充たす安全なセルフサービスポータルを使用して開示請求に応じることができる(同条(g))
 - ① 消費者がCCPA及び本規則に基づき知る権利を有する個人情報を当該ポータルにおいて完全に開示すること
 - ② 適切なデータセキュリティ制御を使用すること
 - ③ 本規則5節に定める本人確認義務に従うこと

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

(5) 開示請求への対応(規則7024条)

- 開示請求への対応に当たり、事業者は、消費者に関する次の情報を開示してはならない(規則7024条(d))。

開示請求への対応に当たり開示してはならない情報(規則7024条(d))	
①	社会保障番号、運転免許証番号若しくはその他の政府が発行した識別番号
②	金融口座番号
③	健康保険識別番号若しくは医療識別番号
④	口座のパスワード、セキュリティ認証用の質問・答え
⑤	人間の特徴の測定若しくは技術的分析により生成された固有の生体認証データ

- ・ ただし、事業者は、当該種類の情報を取得したことを十分な具体性をもって消費者に通知しなければならない。
 - ・ 例えば、指紋のスキャンデータを取得している場合、実際のデータを開示することなく、「指紋のスキャンを含む固有の生体認証データ」を取得している旨返答するものとする。
- 個々具体的な個人情報に係る開示請求であって本人確認ができたものにつき、連邦法・州法との抵触又はCCPAの例外を理由として、その全部又は一部を拒否する場合、事業者は、請求者に対し、その旨通知するとともに拒否の理由を説明しなければならない(ただし、法令により禁じられている場合を除く。)(規則7024条(e))。
 - ・ 請求の一部のみを拒否する場合は消費者が求める他の情報を開示する。

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

(5) 開示請求への対応(規則7024条)

- 開示請求を受けた場合、事業者は、消費者からの請求の受領に先立つ12か月の間に当該消費者について取得し、保持する全ての個人情報を提供するものとする(同条(h))。
 - 消費者は、2022年1月1日以降に取得されたものである限り、12か月の期間を超えて、事業者が取得した個人情報を提供するよう求めることができ、事業者は、その情報を提供することを要する(これが不可能であると判明し、又は、不相応な努力を要する場合を除く。)
 - 当該情報には、事業者との間の書面による契約に従って事業者のサービス提供者・契約受託者が取得した全ての個人情報を含むものとする。
 - 「消費者からの請求の受領に先立つ12か月の期間を超えて個人情報を提供することが不可能であり、又は、不相応な努力を要することになる」と主張する場合、事業者は、消費者に詳細な説明(なぜ12か月の期間を超えて個人情報を提供することができないのかについて消費者に有意義な理解をもたらすに足りる事実を含む。)を行う限りにおいて、かかる情報を提供することを要しない。
 - 単にこれが不可能であり又は不相応な努力を要する旨表明するだけということは認められない。

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

(5) 開示請求への対応(規則7024条)

- 本人確認がなされた個人情報の種類に係る開示請求に応じる場合、事業者は、次の全ての情報を提供するものとする(規則7024条(k))。

本人確認がなされた個人情報の種類に係る開示請求に応じる場合に提供すべき情報(規則7024条(k))	
①	当該消費者について事業者が取得した個人情報の種類
②	個人情報を取得した情報源の種類
③	個人情報の取得又は販売に係る事業目的又は商業目的
④	事業者が個人情報を共有する第三者の種類
⑤	(i)事業者が販売した個人情報の種類、及び、(ii)特定された個人情報の種類ごとに、当該種類の個人情報の販売先となった第三者の種類
⑥	(i)事業者が事業目的のために開示した個人情報の種類、及び、(ii)特定された個人情報の種類ごとに、当該種類の個人情報の開示先となった第三者の種類

- 事業者は、①個人情報の種類、②個人情報の情報源の種類、③個人情報の販売先又は開示先となった第三者の種類につき、消費者に意味のある理解をもたらす態様でこれらを特定しなければならない(同条(l))。

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

(5) 開示請求への対応(規則7024条)

- 本人確認が可能な消費者の開示請求への対応に当たり、サービス提供者・契約受託者は、以下の措置をとることを含め、事業者を支援するものとする(規則7024条(i))。
 - ① 自社が保有する当該消費者の個人情報であって事業者との間の書面による契約に従って取得したものを、事業者に提供すること、又は、
 - ② 上記の個人情報に事業者がアクセスできるようにすること
- 本人確認がなされた消費者の開示請求であって個人情報の種類、情報源の種類あるいは第三者の種類を求めるものへの対応に当たって、事業者は、CCPAの求めに従い、個別に回答しなければならない(同条(j))。
 - ・ 全ての消費者に対する回答が同一のものとなり、かつ、これらの種類に係る開示請求への回答において必要とされる全ての情報がプライバシーポリシーにおいて開示されているのでない限り、事業者は、消費者にプライバシーポリシーに概説されている自社の情報実務を参照させてはならない。

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

(6) オプトアウト請求の提出方法(規則7026条)

- 個人情報販売又は共有する事業者は、オプトアウト請求を提出するための指定された方法を2つ以上整備するものとする(規則7026条(a))。
 - ・ 事業者は、オプトアウト請求の提出方法の決定に当たり、①消費者との間でのやり取りの方法、②第三者に提供している個人情報の取得方法、③利用可能な技術、及び、④消費者にとっての使いやすさを考慮しなければならない。
 - ・ 提供する方法の少なくとも1つは、事業者が消費者との間でやり取りをする主な方法を反映したものでなければならない。具体例は、以下の通り。

オプトアウト請求の提出方法に関する具体例(規則7026条(a))

- | | |
|---|---|
| ① | オンラインで消費者から個人情報を取得する事業者は、最低限でも、オプトアウト選択信号に加えて、次のうち少なくとも1つの方法で消費者がオプトアウト請求を提出できるようにしなければならない。 <ul style="list-style-type: none">i. オプトアウト要請リンクからアクセス可能なインタラクティブなフォームii. 代替オプトアウトリンクからアクセス可能なインタラクティブなフォームiii. 事業者がオプトアウト選択信号をフリクションレスに処理する場合は、事業者のプライバシーポリシーからアクセス可能なインタラクティブなフォーム |
| ② | 対面及びオンラインで消費者とやり取りする事業者は、オプトアウト選択信号に加えて、対面によるオプトアウト請求の提出方法を提供することができる。 |
| ③ | 他に考えられる方法として、(i)フリーダイヤルの電話番号、(ii)指定された電子メールアドレス、(iii)対面による書面の提出、(iv)郵送による書面の提出が挙げられる(ただし、これらに限られるものではない。) |
| ④ | Cookieは個人情報の取得に関するものであって、個人情報の販売・共有に関するものではないことから、cookie関連の通知又はツール(cookieバナー、cookie設定等)は、それ自体として、オプトアウト請求の提出方法として認められるものではない。適切なオプトアウト請求の提出方法と認められるためには、個人情報の販売・共有に対処するものであることを要する。 |

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

(6) オプトアウト請求の提出方法(規則7026条)

- オプトアウト請求の提出方法は、以下の要件を充たすものとする(規則7026条(b))。
 - ① 消費者が容易に実行できること
 - ② 最低限の手順のみを要するものであること
 - ③ 本規則7004条(CCPAに基づく請求の提出方法及び消費者の同意の取得方法に係る要件の規定)に従ったものであること
- 事業者は、オプトアウト請求を提出する消費者に対し、①アカウントの作成や②自身の個人情報販売又は共有しないよう事業者に指示するために必要な情報を超えた追加的な情報の提供を要求してはならない(同条(c))。
- オプトアウト請求については、事業者は、本人確認可能な請求であることを要求してはならない(同条(d))。
 - ・ いずれの消費者に係る個人情報につき販売・共有をやめなければならないのかを特定するために必要な情報等、請求を完結するために必要な情報を求めることは認められる。ただし、追加的な情報を得ずともオプトアウト請求に応じることができる限りは、そのように請求に応じるものとする。
- 善意により、合理的に、かつ、証拠文書に基づきオプトアウト請求が詐欺的であると信じる場合、事業者は、当該請求を拒否することができる(同条(e))。
 - ・ この場合、事業者は、請求者に対し、請求に応じない旨通知するとともに、請求が詐欺的であると信じる理由を説明するものとする。

＜関連する執行事例＞事例2及び事例24(オプトアウト方法の不提供)、事例11(cookie設定等に繋がるのみのオプトアウト要請リンク)、事例14(分かりにくいオプトアウト方法)、事例25(完全にオプトアウトできるか不明のウェブフォーム)

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

(6) オプトアウト請求の提出方法: オプトアウト要請リンク(規則7013条)

- オプトアウト要請リンク(「私の個人情報を販売又は共有しないでください」と表示されたリンク)の目的は、①消費者のオプトアウト権を直ちに実現すること、又は、その代わりとして、②消費者をオプトアウト権の通知に誘導することである(同条(a))。
 - ・ したがって、消費者が事業者のオプトアウト要請リンクをクリックした場合、①直ちに当該消費者につき個人情報の販売又は共有からのオプトアウトの効果が発生するか、又は、②かかる選択について知識を得、その選択をすることができるウェブページへ当該消費者を移動させることとなる(同上)。
 - ・ オプトアウト要請リンクは、本規則7003条(c)及び(d)に従った目立つリンクであることを要し、事業者のインターネット上のホームページのヘッダー又はフッターに設置する(同条(c))。
- 事業者は、オプトアウト要請リンクを設置する代わりとして、以下の措置をとることもできる。この場合にも、事業者は、本規則に従ってオプトアウト権の通知を掲示することを要する。(7013条(d))
 - ①本規則7015条に従って代替オプトアウトリンクを設置すること(代替オプトアウトリンクに関する詳細は「3.規則の細目等」「4.Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新関連、(2)オプトアウト請求の提出方法: 代替オプトアウトリンク」参照。)、又は、
 - ②本規則7025条(オプトアウト選択信号に関する規定)(f)及び(g)に従ってオプトアウト選択信号をフリクションレスな方法で処理すること。

<関連する執行事例> 事例4、事例18、事例32、事例36、事例39及び事例41(オプトアウト要請リンクの不設置)、事例10(一定のブラウザでのみ機能するリンク)、事例37(リンクの不機能)

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

(6) オプトアウト請求の提出方法: オプトアウト選択信号(規則7025条)

- オプトアウト選択信号(Opt-out preference signal)とは、個人情報の販売・共有についてオプトアウトするという消費者の選択を消費者に代わってプラットフォーム、技術又はメカニズムが送信する信号であって、本規則7025条(b)に定める要件を満たすものをいう(規則7001条(u))。
- オプトアウト選択信号の目的は、消費者に対し、オンラインで事業者とやり取りする場合に自動的にオプトアウト権を行使することのできる簡単かつ容易に利用できる方法を提供することである(規則7025条(a))。
 - ・ オプトアウト選択信号により、消費者は、個々の事業者に対し個別の請求をすることなく、オンラインでやり取りをする全ての事業者との間で自身の個人情報の販売・共有についてオプトアウトすることができる。
- 個人情報を販売・共有する事業者は、以下の要件を満たす全てのオプトアウト選択信号を、有効なオプトアウト請求として処理しなければならない(同条(b))。
 - ① 信号が事業者の間で一般的に利用され、認識されるフォーマット(HTTPヘッダーフィールド、JavaScriptオブジェクト等)によるものであること
 - ② オプトアウト選択信号を送信するプラットフォーム、技術又はメカニズムが、消費者に対し、当該信号の利用は消費者の個人情報の販売・共有につきオプトアウトの効果を発生させるものであることを明らかにすること
 - ・ これを設定の部分で行うか、一般への情報開示で行うかを問わず、かかる設定や情報開示は、カリフォルニア州向けに特化したものであること、又は、カリフォルニア州に言及することを要しない。

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

(7) オプトアウト請求への対応(規則7026条)

- 事業者は、次の措置をとることにより、オプトアウト請求に応じるものとする(規則7026条(f))。

オプトアウト請求に応じるための措置(規則7026条(f))

- ① 第三者に対する当該消費者の個人情報の販売・共有を、実現可能な限り早期に、ただし、遅くとも請求の受領日から15営業日以内に、やめること
 - ・ CCPA及び本規則に基づき事業者との間で書面による契約を締結し、これに従って個人情報を取得するサービス提供者ないし契約受託者については、個人情報の販売・共有に該当しない
- ② 消費者がオプトアウト請求を提出した後、事業者がこれに応じるまでの間に、当該消費者の個人情報の販売先又は共有先である全ての第三者に対し、次の内容の通知をすること
 - i. 当該消費者がオプトアウト請求をしたこと
 - ii. 消費者の請求に応ずべきこと、及び、当該第三者が上記期間の間に当該消費者の個人情報を提供した第三者に宛てて当該請求を転送すべきことの指示

- 事業者は、消費者が自身のオプトアウト請求が事業者によって処理されたことを確認するための方法を提供することができる(同条(g))
 - ・ 例えば、事業者のウェブサイト上で、「お客様は販売・共有につきオプトアウトしました(Consumer Opted Out of Sale/Sharing)」との表示をすること、又は、トグルやラジオボタンにより当該消費者が個人情報の販売・共有についてオプトアウトしたことを表示することが考えられる。

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

(7) オプトアウト請求への対応(規則7026条)

- オプトアウト請求に対応するに当たり、事業者は、消費者に対し、特定の利用に係る個人情報の販売・共有についてのみオプトアウトするという選択肢を提示することができる(規則7026条(h)).
 - ただし、全ての個人情報の販売・共有についてオプトアウトするという単一の選択肢も同時に提示されていることを要する。
 - オプトアウト選択信号に対してかかる選択肢を提示する場合、事業者は、CCPA1798.135条(b)(1)に定める例外(オプトアウト選択信号をフリクションレスに処理することによる、オプトアウト要請リンク設置義務の例外)を援用できなくなる。
- オプトアウト請求を受けて、消費者に対し、商品又はサービスの利用に料金がかかることになる旨回答する場合、事業者は、本規則7節(差別の禁止)に従うものとし、回答において消費者に対し本規則7016条に準拠した金銭的インセンティブの通知を提示するものとする(同条(i)).
 - オプトアウト選択信号に対してかかる回答をする場合、事業者は、CCPA1798.135条(b)(1)に定める例外を援用できなくなる。

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

(7) オプトアウト請求への対応(規則7026条)

- 消費者は、署名した書面による許可を委任代理人に与えることにより、かかる委任代理人を通じて自身のためのオプトアウト請求を提出することができる(規則7026条(j))。
 - 委任代理人が、消費者のために行為する権限を与えられたことを示す消費者の署名のある書面による許可を提示しない場合、事業者は、かかる委任代理人による請求を拒否することができる。
 - オプトアウト選択信号による請求については、消費者から書面による許可を取得し提示することを要しない。
 - 自身の個人情報の販売・共有についてオプトアウトした消費者につき、かかる消費者に(改めて)販売又は共有に係る同意を求めようとする場合、事業者は、本規則において認められる場合を除き、消費者から請求があった日から少なくとも12ヵ月の期間を置かなければならない(同条(k))。
- <関連する執行事例>事例12(委任代理人を通じた請求の不認容)

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

(7) オプトアウト請求への対応: オプトアウト選択信号への対応(規則7025条)

- オンラインで消費者の個人情報を取得する事業者が、本規則7025条(b)の要件を満たすオプトアウト選択信号を受信し又は検出した場合、次のとおり対応しなければならない(規則7025条(c))。

オプトアウト選択信号への対応(規則7025条(c))

- ① 事業者は、当該オプトアウト選択信号を、(i)その送信に係るブラウザー又はデバイス、及び、(ii)当該ブラウザー又はデバイスに関連付けられる消費者のプロファイル(仮名のプロファイルを含む)についての、CCPA1798.120条に従って提出された有効なオプトアウト請求として取り扱わなければならない。
 - ・ オプトアウト選択信号がいずれの消費者に係るものであるかも分かっている場合、事業者は、当該信号を当該消費者について有効なオプトアウト請求として取り扱うものとする。
 - ・ 個人情報を販売・共有しない事業者は、かかる対応を要しない。
- ② 事業者は、消費者に対し、信号を送信する上で必要な情報を超えて、追加的な情報を要求してはならない。
 - ・ ただし、追加的な情報の提供によりオプトアウト請求が円滑化される場合、事業者は、追加的な情報を提供する選択肢を提示することができる。
 - ・ 事業者は、消費者により提供された情報を、オプトアウト請求を処理する目的以外の目的で、利用、開示又は保持してはならない。
- ③ オプトアウト選択信号が、事業者との関係で消費者が個別に設定した販売・共有を認める旨のプライバシー設定と矛盾する場合であっても、事業者はオプトアウト選択信号を有効なオプトアウト請求として処理しなければならない。
 - ・ ただし、事業者は、消費者に当該矛盾を通知し、自身の個人情報につき販売・共有に同意する機会を与えることができる。
 - ・ かかる同意を得るに際しては、本規則7004条に従うものとする。
 - ・ 消費者が販売・共有につき同意した場合は、当該消費者が事業者知られている限りにおいて、事業者は、オプトアウト選択信号を無視することができる。

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

(7) オプトアウト請求への対応: オプトアウト選択信号への対応(規則7025条)

オプトアウト選択信号への対応(規則7025条(c))(前スライドからの続き)

- ④ オプトアウト選択信号が、消費者が参加する金銭的インセンティブ・プログラムであって個人情報の販売・共有に係る消費者の同意を必要とするものに矛盾する場合、事業者は、次の措置をとることができる。
- i. 消費者に対し、オプトアウト選択信号を有効なオプトアウト請求として処理した場合、消費者は金銭的インセンティブ・プログラムへの参加をやめることになる旨通知し、
 - ii. 金銭的インセンティブ・プログラムへの参加をやめる意思を確認するよう求めること
- ・ 消費者が、金銭的インセンティブ・プログラムへの参加をやめる意思を確認した場合、事業者はオプトアウト請求を処理しなければならない。
 - ・ 事業者の求めにかかわらず、消費者がかかる意思を確認しない場合、当該消費者が事業者知られている限りにおいて、事業者は当該消費者の当該金銭的インセンティブ・プログラムへの参加に関し、オプトアウト選択信号を無視することができる。
 - ・ 事業者が消費者に対し上記の意思の確認を求めない場合、事業者は、当該オプトアウト選択信号を、(i)信号の送信に係るブラウザー又はデバイス、及び、(ii)事業者が当該ブラウザー又はデバイスに関連付けている消費者のプロファイルについて、有効なオプトアウト請求として処理しなければならない。
- ⑤ オプトアウト選択信号がいずれの消費者に係るものであるかも分かっている場合、事業者は、従前オプトアウト選択信号を送信した消費者につき現在オプトアウト選択信号が送信されていないことをもって個人情報の販売・共有にオプトインする同意であると解してはならない。
- ⑥ 事業者は、ウェブサイト上において、消費者のオプトアウト選択信号を有効なオプトアウト請求として処理したか否かを表示することができる。

<関連する執行事例> 事例1及び事例31(グローバルプライバシー制御の不処理)、その他複数の事業者の不遵守の疑いの通知送付

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

(7) オプトアウト請求への対応: オプトアウト選択信号への対応(規則7025条)

- 事業者、及び、オプトアウト選択信号を送信するプラットフォーム、技術又はメカニズムは、オプトアウト選択信号の送信又は処理に関連して消費者から取得した個人情報を、これ以外の目的で利用し、開示し、保持してはならない(規則7025条(d))
- CCPA1798.135条(b)(1)及び(3)は、事業者に対し、次の①又は②の選択肢を与えている(同条(e))。
 - ① (i)オプトアウト選択信号を処理するとともに、(ii)㊦オプトアウト要請リンク及び制限要請リンク又は㊩代替オプトアウトリンクを設置すること
 - ② オプトアウト選択信号を本規則に従いフリクションレスな方法で処理することにより、(i)オプトアウト要請リンク及び制限要請リンク、又は、(ii)代替オプトアウトリンクを設置しなくともよいとすること
 - 上記CCPAの規定は、事業者に対し、これらのリンクを設置すること、又は、オプトアウト選択信号を尊重することの選択肢を与えるものではない。
 - 事業者は、上記のリンクを設置している場合であっても、オプトアウト選択信号を処理しなければならない(ただし、フリクションレスな方法でなくても良い。)
 - オプトアウト選択信号を本条(f)及び(g)の規定に従いフリクションレスな方法で処理する場合、事業者は、上記のリンクを設置することを要しない(設置しても良い。)
 - ✓ オプトアウト選択信号のフリクションレスな方法による処理に関する詳細は、「3.規則の細目等」、「4.Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新関連、(3)オプトアウト選択信号」参照。

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

(8) オプトアウトした後のオプトイン請求(規則7028条)

- 個人情報の販売又は共有へのオプトイン請求は、消費者が、まず、オプトインすることを明確に請求し、次に別途オプトインの選択を確認するという二段階の手続きによるものとする(規則7028条(a))。
- 個人情報の販売・共有からオプトアウトした消費者につき、当該消費者の個人情報の販売・共有を必要とする取引の開始や製品・サービスの利用の試みがあった場合、事業者は当該消費者に対し、①当該取引、製品又はサービスが消費者の個人情報の販売・共有を必要とするものであることを通知し、②消費者が個人情報の販売・共有にオプトインするための同意をする方法の説明を提供することができる(同条(b))。
 - ・ 消費者の同意を得るに際し、事業者は、本規則7004条(CCPAに基づく請求の提出方法及び消費者の同意の取得方法に係る要件の規定)に従うことを要する。

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

(9) 制限請求の目的及び提出方法(規則7027条)

- センシティブ個人情報の不正使用又は不正開示は、消費者に害を及ぼす危険性が高い。制限請求の目的は、自身のセンシティブ個人情報がどのように取得され、利用され、また、開示されるかについて、消費者に意味のある制御手段を与えることである(規則7027条(a))。
 - 制限権は、事業者によるセンシティブ個人情報の利用を、本条(m)に定める厳密な例外を除き、平均的な消費者が商品・サービスを求めるに当たって当該商品・サービスの提供のために必要なものとして合理的に予想する利用に制限する能力を消費者に与えるものである。
 - 消費者の特性を推測する目的を有することなく取得し又は処理するセンシティブ個人情報は、制限請求の対象とならない。

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

(9) 制限請求の目的及び提出方法(規則7027条)

- 本条(m)に定める目的以外の目的のためにセンシティブ個人情報を利用し、又は、開示する事業者は、制限請求を提出するための指定された方法を2つ以上整備するものとする(同条(b))
 - ・ 事業者は、制限請求の提出方法の決定に当たり、①消費者との間でのやり取りの方法、②本条(m)に定める目的以外の目的のために利用しているセンシティブ個人情報の取得方法、③利用可能な技術、及び、④消費者にとっての使いやすさを考慮しなければならない。
 - ・ 提供する方法の少なくとも1つは、事業者が消費者との間でやり取りをする主な方法を反映したものでなければならない。具体例は、以下の通り。

制限請求の提出方法に関する具体例(規則7027条(b))

- | | |
|---|---|
| ① | オンラインで消費者からセンシティブ個人情報を取得する事業者は、最低限でも、制限要請リンク又は代替オプトアウトリンクからアクセス可能なインタラクティブなフォームにより制限請求を提出できるようにしなければならない。 |
| ② | 対面及びオンラインで消費者とやり取りする事業者は、オンラインのフォームに加えて、対面による制限請求の提出方法を提供することができる。 |
| ③ | 他に考えられる方法として、(i)フリーダイヤルの電話番号、(ii)指定された電子メールアドレス、(iii)対面による書面の提出、(iv)郵送による書面の提出が挙げられる(ただし、これらに限られるものではない。) |
| ④ | Cookieは個人情報の取得に関するものであって、センシティブ個人情報の利用及び開示に関するものではないことから、cookie関連の通知又はツール(cookieバナー、cookie設定等)は、それ自体として、制限請求の提出方法として認められるものではない。適切な制限請求の提出方法と認められるためには、制限権そのものに対応するものであることを要する。 |

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

(9) 制限請求の目的及び提出方法(規則7027条)

- 制限請求の提出方法は、以下の要件を充たさなければならない(規則7027条(c))
 - ① 消費者が容易に実行できること
 - ② 最低限の手順のみを要するものであること
 - ③ 本規則7004条(CCPAに基づく請求の提出方法及び消費者の同意の取得方法に係る要件の規定)に従ったものであること
- 事業者は、制限請求を提出する消費者に対し、次のことを要求してはならない(同条(d))
 - ① アカウムの作成
 - ② 自身のセンシティブ個人情報の利用又は開示を制限するよう事業者に指示するために必要な情報を超えた追加的な情報の提供
- 制限請求については、事業者は、本人確認可能な請求であることを要求してはならない(同条(e))
 - ・ いずれの消費者に請求が適用されるのかを特定するために必要な情報等、請求を完結するために必要な情報を求めることは認められる。ただし、追加的な情報を得ずとも制限請求に応じることができる限りは、そのように請求に応じるものとする。
- 善意により、合理的に、かつ、証拠文書に基づき制限請求が詐欺的であると信じる場合、事業者は、当該請求を拒否することができる(同条(f))。
 - ・ この場合、事業者は、請求者に対し、請求に応じない旨通知するとともに、請求が詐欺的であると信じる理由を説明するものとする。

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

(9) 制限請求の目的及び提出方法: 制限要請リンク(規則7014条)

- 制限要請リンク(「私のセンシティブ個人情報の利用を制限してください」と表示されたリンク)の目的は、①消費者の制限権を直ちに実現すること、又は、その代わりとして、②消費者を制限権の通知に誘導することである(同条(a))。
 - ・ したがって、消費者が事業者の制限要請リンクをクリックした場合、①直ちに当該消費者につきセンシティブ個人情報の利用及び開示の制限の効果が発生するか、又は、②かかる選択について知識を得、その選択をすることができるウェブページへ当該消費者を移動させることとなる(同上)。
 - ・ 制限要請リンクは、本規則7003条(c)及び(d)に従った目立つリンクであることを要し、事業者のインターネット上のホームページのヘッダー又はフッターに設置する(同条(c))。
- 事業者は、制限要請リンクを設置する代わりとして、本規則7015条(代替オプトアウトリンクに関する規定)に従って代替オプトアウトリンクを設置することもできる(規則7014条(d))。
 - ・ この場合であっても、事業者は、本規則に従って制限権の通知を掲示することを要する。

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新 (10) 制限請求への対応(規則7027条)

- 事業者は、次の措置をとることにより、制限請求に応じるものとする(規則7027条(g))。

制限請求に応じるための措置(規則7027条(g))

- | | |
|---|---|
| ① | 当該消費者のセンシティブ個人情報を本条(m)に定める目的以外の目的で利用・開示することを、実現可能な限り早期に、ただし、遅くとも請求の受領日から15営業日以内に、やめること |
| ② | 当該消費者のセンシティブ個人情報を本条(m)に定める目的以外の目的で利用し又は開示する全てのサービス提供者ないし契約受託者に対し、次の内容を通知すること <ul style="list-style-type: none">i. 当該消費者が制限請求をしたことii. 上記の時間枠で制限請求に応じるべき旨の指示 |
| ③ | 消費者が請求を提出した後、事業者がこれに応じるまでの間に、当該消費者のセンシティブ個人情報を本条(m)に定める目的以外の目的で開示し又は入手可能なものとした相手方の全ての第三者に対し、次の内容の通知をすること <ul style="list-style-type: none">i. 当該消費者が制限請求をしたことii. ㊦消費者の請求に応ずべきこと、及び、㊦当該第三者が上記期間の間に当該消費者のセンシティブ個人情報を開示し又は共有した他の全ての者に宛てて当該請求を転送すべきことの指示 |

- 事業者は、消費者が自身の制限請求が事業者によって処理されたことを確認するための方法を提供することができる(同条(h))
 - 例えば、トグルやラジオボタンにより当該消費者が事業者によるセンシティブ個人情報の利用・開示を制限した旨表示することが考えられる。

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

(10) 制限請求への対応(規則7027条)

- 制限請求に対応するに当たり、事業者は、消費者に対し、センシティブ個人情報の特定の利用を認めるという選択肢を提示することができる(規則7027条(i))。
 - ・ ただし、(センシティブ)個人情報の利用を制限するという単一の選択肢も同時に提示されていることを要する。
- 消費者は、署名した書面による許可を委任代理人に与えることにより、かかる委任代理人を通じて自身のための制限請求を提出することができる(規則7027条(j))。
 - ・ 委任代理人が、消費者のために行為する権限を与えられたことを示す消費者の署名のある書面による許可を提示しない場合、事業者は、かかる委任代理人による請求を拒否することができる。
- 制限請求を受けて、消費者に対し、商品又はサービスの利用に料金がかかることになる旨回答する場合、事業者は、本規則7節(差別の禁止)に従うものとし、回答において消費者に対し本規則7016条に準拠した金銭的インセンティブの通知を提示するものとする(同条(k))。
- 制限権を行使した消費者に対し、(改めて)本条(m)に定める目的以外の目的のためのセンシティブ個人情報の利用又は開示に係る同意を求めようとする場合、事業者は、本規則において認められる場合を除き、消費者からの制限請求を受領した日から少なくとも12ヵ月の期間を置かなければならない(同条(l))。

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

(10) 制限請求への対応: 制限請求の対象とならない場合(規則7027条)

- CCPA1798.121条(a)にいう消費者に対し制限権を提供する必要なく事業者がセンシティブ個人情報を利用し又は開示することのできる目的は以下のとおりである(規則7027条(m))。
 - ・ センシティブ個人情報をこれらの目的のためにのみ利用し又は開示する事業者は、かかる利用又は開示がこれらの目的のために合理的に必要なものであることを条件として、制限権の通知を提示し、また、制限請求の提出方法を整備することを要しない。

制限権の対象とならないセンシティブ個人情報の利用・開示目的(規則7027条(m))

- ① サービス・商品を提供するためであって、当該商品・サービスを求めるに当たって平均的な消費者が合理的に予想するもの
 - ・ 例えば、特定の場所に到達するための案内を提供するモバイルアプリが消費者の正確な位置情報を利用することが考えられる。
 - ・ 平均的な消費者が正確な位置情報を必要とするとは予想しないであろうゲームアプリが消費者の正確な位置情報を利用することは認められない。
- ② 保存又は送信された個人情報の可用性、信頼性、完全性又は機密性を損なうセキュリティ事故を防止、検出及び調査するため
 - ・ 例えば、事業者は、消費者のアカウントに関して発生したデータ侵害の調査・修復を依頼したデータセキュリティ会社に対し、関係する消費者のログイン情報を開示することができる。

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

(10) 制限請求への対応: 制限請求の対象とならない場合(規則7027条)

制限権の対象とならないセンシティブ個人情報の利用・開示目的(規則7027条(m))(前スライドからの続き)

- ③ 事業者に対する悪意の、欺瞞的な、詐欺的な又は違法な行為に対抗し、かかる行為に責任がある者を告訴するため
 - 例えば、事業者は、人種差別又はヘイトスピーチの主張を調査するために、消費者の民族性に関する情報、電子メールやテキストメッセージの内容を使うことができる。
- ④ 自然人の身体的安全を確保するため
 - 例えば、事業者は、誘拐の疑いに関する捜査のために法執行機関に消費者の位置情報を開示することができる
- ⑤ 短時間の一時的な利用(消費者と事業者との間の現下のやり取りの一環として表示されるパーソナライズされていない広告を含むが、これに限られない。)。ただし、当該個人情報につき以下を条件とする。
 - i. 他の第三者に開示されないこと
 - ii. 当該消費者のプロファイルを構築するために利用されないこと
 - iii. その他、現下の事業者との間のやり取りの外での消費者の経験を変更するために利用されないこと
 - 例えば、宗教関係の書籍を販売する事業者は、自社の宗教的なコンテンツに対する顧客の関心に係る情報を、自社の店舗内又はウェブサイト上で他の種類の宗教的な商品に係る文脈的な広告のために利用することができる。ただし、個々の消費者についてプロファイルを構築するためにセンシティブ個人情報を利用しないこと、消費者の宗教的信条を明らかにする個人情報を第三者に開示しないことを条件とする。

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

(10) 制限請求への対応: 制限請求の対象とならない場合(規則7027条)

制限権の対象とならないセンシティブ個人情報の利用・開示目的(規則7027条(m))(前スライドからの続き)

⑥ 事業者にとってサービスを実施するため

- 例えば、(i)アカウントの維持及び保守点検、(ii)顧客サービスの提供、(iii)注文や取引の処理又は履行、(iv)顧客情報の確認、(v)支払いの処理、(vi)融資の提供、(vii)分析サービスの提供、(viii)記憶装置の提供、又は、(ix)類似のサービスを事業者にとって提供することのために、情報を利用することができる。

⑦ (i)事業者が所有・製造・管理し、又は、事業者のために製造された製品・サービス・デバイスの品質・安全性を確認・維持し、また、(ii)かかるサービス・デバイスを改善、アップグレード又は強化するため

- 例えば、レンタカー事業者は、自社内部のテキスト認識ソフトウェアがレンタカー取引で利用される運転免許証情報を正確に捕捉するかをテストする目的で、消費者の運転免許証を利用することができる。

⑧ センシティブ個人情報の取得又は処理が消費者の特性を推測することを目的としない場合の取得又は処理のため

- 例えば、消費者が自身の健康状態に関する記事を検索することのできる検索ボックスを自社のウェブサイト上に設けている事業者は、消費者から提供された情報を、当該消費者の特性を推測することなく、検索機能を提供する目的で利用することができる。

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

(11) 本人確認(規則7060条)

- 本人確認(verify)とは、削除請求、訂正請求又は開示請求を行う消費者が、事業者が取得した個人情報に係る消費者(すなわち、個人情報に係る本人)であること、又は、消費者が13歳未満である場合には当該消費者の親・保護者であるかを判断することをいう(規則7001条(mm))。
 - 事業者は、かかる本人確認のための合理的な方法を設定し、これを文書化し、これに従うものとする(規則7060条(a))。
 - 事業者は、オプトアウト請求又は制限請求を行う消費者に本人確認を要求してはならない(同条(b))。
 - ・ 事業者は、消費者に対し、請求を完了させるために必要な情報を求めることができるが、消費者にとって負担の大きなものであってはならない。
 - ・ 例えば、事業者は、消費者の名前を尋ねることはできるが、運転免許証とともに自分を写した写真を撮るよう要求してはならない。
- <関連する執行事例> 事例37(オプトアウト請求に本人確認を要求、本人確認のためにアカウントの作成を要求)

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

(11) 本人確認(規則7060条)

■ 消費者の本人確認を行う方法の決定は、次のとおりに行う(規則7060条(c))。

本人確認の方法の決定に当たっての要件(規則7060条(c))

- ① 可能な限り、(i)消費者が提供した識別情報を事業者が既に保有している消費者の個人情報と照合し、又は、(ii)本条に準拠した第三者による本人確認サービスを利用すること
- ② 消費者の本人確認の目的のために必要である場合を除き、カリフォルニア州民法典1798.81.5条(d)(注)に掲げる種類の個人情報の取得を避けること。(注)顧客記録に関連して、カリフォルニア州の住民の個人情報を所有等する事業者に対し安全管理措置の実施を求める前述の規定において個人情報を定義する条項であり、以下の情報が個人情報(いわゆる「狭義の個人情報」)として定義されている。
 - i. 個人の名又は名の最初のイニシャルと個人の姓が次のデータ要素の1つ以上と組み合わせられたもの(姓名及びデータ要素が暗号化され又は編集されている場合を除く。)
 - a. 社会保障番号
 - b. 運転免許証番号、カリフォルニア州身分証明書番号、納税者番号、旅券番号、軍務身分証明書番号、その他の固有の識別番号であって特定の個人の身元を証明するために一般に使用される政府文書に記載されたもの
 - c. 口座番号、クレジットカード番号又はデビットカード番号と個人の金融口座にアクセスが認められるために必要とされるセキュリティコード、アクセスコード又はパスワードが組み合わせられたもの
 - d. 医療情報
 - e. 健康保険情報
 - f. 人体の特徴の測定又は技術的分析により生成された固有の生体データ(指紋、網膜、虹彩画像等)であって特定の個人の認証に用いられるもの(顔認識の目的で利用され保存されたものでない限り、物理的な又はデジタルの写真を除く。)
 - g. 遺伝子データ
 - ii. ユーザーネーム又は電子メールアドレスとオンラインアカウントへのアクセスが認められるためのパスワード又はセキュリティ認証用の質問・答えが組み合わせられたもの

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

(11) 本人確認(規則7060条)

本人確認の方法の決定に当たっての要件(規則7060条(c))(前スライドからの続き)

③ 次の要素を考慮すること

- i. 消費者について取得し保有されている個人情報の種類、機微性及び価値。センシティブ個人情報については、より厳格な本人確認手続が正当化される。
- ii. 不正な削除、訂正又はアクセスによって消費者が被る害の危険性。不正な削除、訂正又はアクセスによって消費者が被る害の危険性が高い場合、より厳格な本人確認手続が正当化される。
- iii. 詐欺的な又は悪意の者が個人情報を求める可能性。かかる可能性が高いほど、本人確認手続も厳格でなければならない。
- iv. 本人確認のために消費者から提供される予定の個人情報が、詐欺的な請求、なりすまし、捏造に対する保護として十分に堅固なものであるか
- v. 事業者が消費者とやり取りをする方法
- vi. 本人確認のために利用可能な技術

✓ 本人確認に係るその他の詳細については、「3.規則の細目」、「4.Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新関連、(4) 本人確認」を参照。

Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新

(12) 記録の保持(規則7101条)

- 事業者は、CCPAに基づく消費者の請求の記録及び自社が請求に対しどのように対応したのかの記録を、少なくとも24か月の間保持しなければならない(規則7101条(a))。
 - ・ これらの記録の保持に当たって、事業者は、適切な安全管理手続・実務を実施し、維持するものとする。
- 上記の記録は、チケット又はログのフォーマットで保持することができる。ただし、当該チケット又はログが次の情報を含むものであることを条件とする(同条(b))。
 - ① 請求の日付
 - ② 請求の性質
 - ③ 請求が行われた方法
 - ④ 事業者による対応の日付
 - ⑤ 対応の性質
 - ⑥ 請求の全部又は一部拒否した場合、請求を拒否した理由
- 本条に基づき事業者が情報を保持することは、当該情報が他の目的には利用されていないことを条件として、それ自体としてCCPA及び本規則の違反とはならない(同条(c))。

3. CCPAコンプライアンス対応

Step 3: Step 2の結果に基づく対応

Step 3: Step 2の結果に基づく対応

- Step 2で作成・更新したプライバシーポリシーや消費者への通知を自社のウェブサイト等に掲示する。
- 16歳未満の消費者の個人情報の販売・共有につきオプトインが必要な場合や、目的外利用の禁止との関係で消費者の同意が必要な場合には、消費者の同意を取得する。
- サービス提供者・契約受託者、個人情報を販売・共有する第三者との間で新たに契約を締結し、又は、契約条項を修正する必要がある場合には、相手方と交渉の上、これを行う。
- 個人情報の取扱いに係る社内規程、データ侵害発生時の対処マニュアルを社内に配布し、社内関係者に周知徹底する。
- 消費者からの請求への対応担当者等に権利行使対応マニュアルを配布し、周知する。

3. CCPAコンプライアンス対応

Step 4: 継続的なコンプライアンス対応

Step 4: 継続的なコンプライアンス対応

- 消費者からの請求に対応する。
 - ・ 対応のタイムライン(請求を受領してから10営業日以内に受領の確認等、原則として45暦日以内に請求に対応)が定められている(規則7021条)ことに留意する。
 - 12ヵ月に1回、プライバシーポリシーを更新する。
 - 継続的に従業員に研修を実施する。
- <関連する執行実例>事例5(開示請求を誤処理)、事例20(消費者請求に対する対応の遅れ)

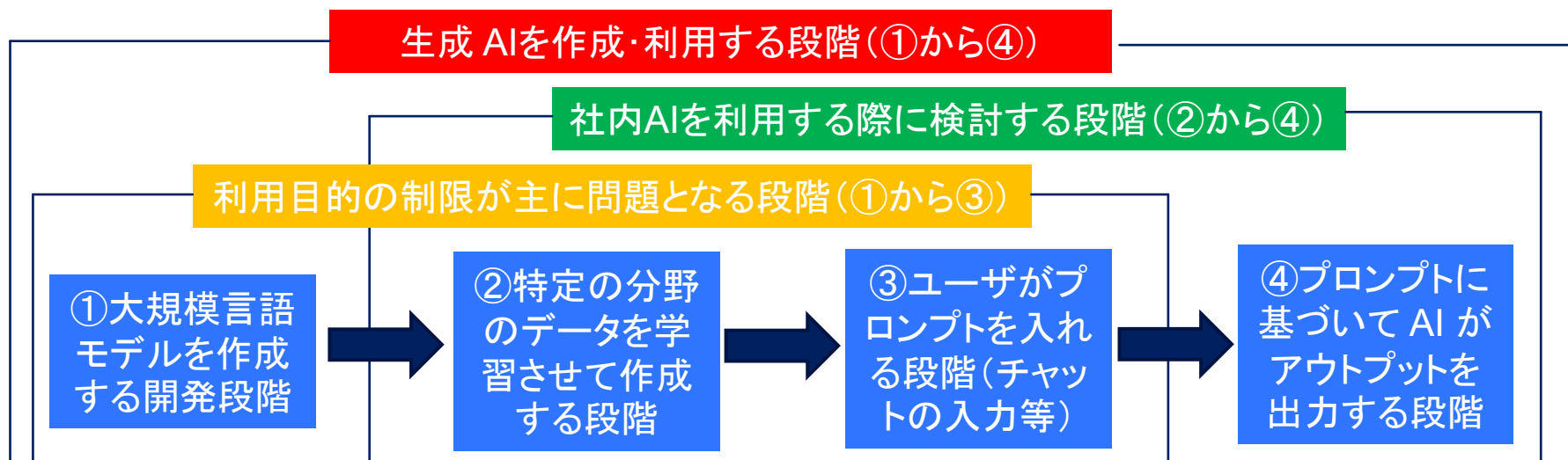
4. まとめ

4. まとめ

- CPRA規則の最終化に伴って実務対応が必要となる箇所は、多岐にわたるものの、細かい文書の内容の修正の作業が主なものとなる。
- 一部の事業者では、CCPAの従業員データおよび取引先の従業員データの処理に関する一部適用猶予規定が2023年1月1日に失効したことにより、従業員データおよび取引先の従業員データの処理に関してはじめてデータマッピングを行う必要に迫られているものと考えられる。
- 現状のADPPAの内容を踏まえると、ADPPAが連邦データプライバシー法となった場合にも、従業員データの処理に関しては、CCPAの遵守が必要となる。そのため、CPRA規則の最終化に伴って必要となるCCPAコンプライアンス対応は、ADPPAの成立の有無に関わらず、長きにわたって付き合う必要のある重要なプロジェクトとして位置付けることが適当である。
- ADPPAの内容を踏まえて、CCPAコンプライアンスプロジェクトにおけるデータマッピングの作業を行うことにより、ADPPAとの関係で必要となるデータマッピングの作業を行うことにもなり、一石二鳥の結果を実現することも可能である。ADPPAは採択から適用開始までの猶予期間を180日間としている。CCPAへの対応とともに連邦データプライバシー法案の採択の動向についてもウォッチすることが重要である。
- カリフォルニア州におけるAI規制については、現行のCCPAとの関係では、ChatGPTをはじめとする生成AIの使用との関係ではプライバシーポリシーの記載内容の見直しが重要となるものと考えられる。今後は、採用や人事評価等の雇用に関する自動的意思決定にあたってAIを使用することについてバイアス監査や情報通知を義務付ける州法の採択の可能性が高いものと考えられる。

5.社内生成AIの利用とCCPA上の個人情報 の取得及び利用に係る制限

生成AIを作成・利用する段階



社内生成AIの利用とCCPA上の個人情報の取得及び利用に係る制限

- CCPAとの関係では、社内生成AIを使う際の個人情報の利用が、取得時通知において情報開示されていた個人情報の取得目的に整合する目的に含まれるかどうかの検討が必要となる。事業者は、開示されていた個人情報の取得目的に整合しない追加的な目的のために個人情報を利用しようとする場合には、新たな取得時通知を提示しなければならない。
- 下記の要件を充たさない目的のために個人情報を取得・処理しようとする場合、事業者は、消費者の事前の同意を得なければならない、事業者による個人情報の取得・利用・保持・共有は、当該同意を得た目的の達成のために合理的に必要なものであることが必要。もっとも、本人の同意を取得することは現実的ではない。

事業者による個人情報の取得・利用・保持・共有は、一定の要件を充たす2種類の目的のいずれかを達成するために、合理的に必要なものであることが必要。

①個人情報の取得・処理の(当初の)目的であって、消費者の合理的な予想に沿ったもの

- i. 消費者と事業者との関係
- ii. 事業者が取得・処理しようとする個人情報の種類、性質及び量
- iii. 個人情報の情報源及び事業者による取得・処理の方法
- iv. 個人情報の取得・処理の目的に関する消費者への情報開示(取得時通知、事業者の商品・サービスに関する消費者へのマーケティング資料などにおける記載)の具体性、明示性、顕著性及び明確性
- v. 個人情報の取得・処理における他の者(サービス提供者、契約受託者、第三者)の関与が消費者にとってどの程度明白であるか

②別途開示された目的であって個人情報が取得された際のコンテキストに整合的なもの

- i. 個人情報の取得時において、取得・処理される個人情報の本人が、当該個人情報がいかなる目的で取得・処理されことになるのかに関して有していた合理的な予想
- ii. 事業者が当該消費者の個人情報をさらに取得・処理しようとしている当該別途の開示された目的の如何
- iii. 上記iとiiの間の関連性の強さ

ChatGPTの場合ー生成AI利用の際の社内ポリシーの策定にあたってのCCPA上の考慮事項の例

1. 適用範囲

- ✓ 生成AIの業務利用の原則禁止＋社内において使用が認められる生成AIの特定・明示（生成AIの業務利用を原則自由とする形もあり得るが、CCPAの観点からは問題が多いと考えられる。）
- ✓ ChatGPTの使用が認められる部署・役職の範囲の特定・明示

2. ChatGPTの使用にあたってチャット履歴とモデルのトレーニングを無効にする。

- ✓ 履歴が無効になっている間、新しい会話はモデルの訓練と改善に使用されず、履歴サイドバーにも表示されない。
→AIモデルの訓練と改善が行われない結果、アウトプットの質が向上しない可能性。
- ✓ 履歴を有効とする場合、CCPA上の個人情報の取得及び利用に係る制限との関係での問題（下記3）をクリアする必要がある。

3. 業務利用が許容されるChatGPTの使用の目的（個人情報の取得及び利用に係る制限との関係等）

- ✓ 各部署においてChatGPTの使用の目的について簡潔に説明した文書を作成する（Open AI “Usage policies”（<https://openai.com/policies/usage-policies>）に”Disallowed usage of our models”として列記されている行為が含まれていないことを確認する。）。関連する個人情報の処理についてCCPA上の個人情報の取得目的との関係を確認する。開示されていた個人情報の取得目的に整合しない追加的な目的のために個人情報を利用しようとする場合には、新たな取得時通知を提示しなければならない。
- ChatGPTの利用における個人情報の取得・処理が、①個人情報の取得・処理の（当初の）目的であって、消費者の合理的な予想に沿ったもの又は②別途開示された目的であって個人情報が取得された際のコンテキストに整合的なものの目的のいずれかを達成するために合理的に必要なかつ相応なものであることが必要という要件を充たさない場合、事業者は、新たな取得時通知を行うのみならず、消費者の事前の同意を得なければならず、事業者による個人情報の取得・利用・保持・共有は、当該同意を得た目的の達成のために合理的に必要なかつ相応なものであることが必要。

4. サービス提供者又は契約受託者との契約（次スライド参照）

- ✓ Open AIのChatGPTに関する全ての顧客データは米国国内で処理・保存される（Open AI “API data usage policies”（<https://openai.com/policies/api-data-usage-policies>））。CCPAとの関係では、Open AIへの個人情報の移転が販売・共有に該当しないことを確保するためCCPA上の要件を充たす形で書面による契約を締結する。

サービス提供者又は契約受託者との契約： OpenAI Data Processing Addendumの例

- OpenAIはChatGPTやDALL-E Labsといった消費者サービス以外のビジネスサービス(テキスト補完、画像、埋め込み、モデレーションなどのAPI)について下の申請フォームから下のようなData Processing Addendum(DPA)を締結できるように準備をしているが、自社での生成AIの使用がこのDPAでカバーされるかについては注意が必要である。<https://ironcladapp.com/public-launch/63ffefa2bed6885f4536d0fe>



OpenAI Data Processing Addendum

This Data Processing Addendum (“**DPA**”) governs OpenAI’s processing of Customer Data you provide to OpenAI through OpenAI’s API or any OpenAI services for businesses (“**Services**”) under the terms of the OpenAI [Terms of Use](#), Enterprise Agreement, or other agreement between you and OpenAI governing your use of the Services (the “**Agreement**”) and is hereby incorporated into the Agreement. If and to the extent language in this DPA conflicts with the Agreement, the conflicting terms in this DPA shall control.

OpenAI and Customer each agree to comply with their respective obligations under applicable data privacy and data protection laws (collectively, “**Data Protection Laws**”) in connection with the Services. Data Protection Laws may include, depending on the circumstances, Cal. Civ. Code §§ 1798.100 et seq., as amended by the California Privacy Rights Act of 2020 (the California Consumer Privacy Act) (“**CCPA**”), Colo. Rev. Stat. §§ 6-1-1301 et seq. (the Colorado Privacy Act) (“**CPA**”), Connecticut’s Data Privacy Act (“**CTDPA**”), Utah Code Ann. §§ 13-61-101 et seq. (the Utah Consumer Privacy Act) (“**UCPA**”), VA Code Ann. §§ 59.1-575 et seq. (the Virginia Consumer Data Protection Act) (“**VCDPA**”) (collectively “**U.S. Privacy Laws**”), and the European Union General Data Protection Regulation (Regulation (EU) 2016/679) (“**GDPR**”), and applicable subordinate legislation and regulations implementing those laws.

AIに関するOECD理事会勧告(2019年5月22日)の概要

- 本勧告は、信頼できるAIの責任あるスチュワードシップのために相互に補完的な価値観に基づく以下の5つの原則を特定し、AIのアクターに対してそれらを推進し、かつ履行するように求めている。

AIに関するOECD原則

- 1. 包摂的な成長、持続可能な開発及び幸福:** AIは、包摂的な成長と持続可能な発展、暮らし良さを促進することで、人々と地球環境に利益をもたらすものでなければならない。
- 2. 人間中心の価値観及び公平性:** AIシステムは、法の支配、人権、民主主義の価値、多様性を尊重するように設計され、また公平公正な社会を確保するために適切な対策が取れる一例えば必要に応じて人的介入ができる一ようにすべきである。
- 3. 透明性及び説明可能性:** AIシステムについて、人々がどのようなときにそれと関わり結果の正当性を批判できるのかを理解できるようにするために、透明性を確保し責任ある情報開示を行うべきである。
- 4. 堅牢性、セキュリティ及び安全性:** AIシステムはその存続期間中は健全で安定した安全な方法で機能させるべきで、起こりうるリスクを常に評価、管理すべきである。
- 5. アカウンタビリティ:** AIシステムの開発、普及、運用に携わる組織及び個人は、上記の原則に則ってその正常化に責任を負うべきである。

- 本勧告は、これらの価値観に基づく原則に加え、かつこれらと整合する、信頼できるAIのための国内の政策及び国際的な協力に関する5つの勧告を政策担当者提供している。①AIの研究開発への投資、②AIのためのデジタル・エコシステムの整備、③AIを推進するための政策環境の形成、④人材育成及び労働市場の変化への備え、並びに⑤信頼できるAIのための国際協力である。

ニューヨーク市、AIを活用した職場の意思決定ツールの最終規則

- 条例144条(Local Law 144)は、ニューヨーク市の雇用主や雇用機関が、以下を含む多くの具体的かつ積極的な措置を講じない限り、雇用の意思決定プロセスにおいて自動雇用決定ツール(AEDT: Automated Employment Decision Tools)(機械学習、統計モデリング、データ分析、または人工知能に由来し、スコア、分類、または推奨を含む簡略化した出力を発行するあらゆる計算プロセスであって、自然人に影響を与える雇用決定を行うための裁量的意思決定を大幅に支援または代替するために使用するもの)を使用することを禁止する。
 - (i) AEDTの使用後1年以内に「独立監査人」によるバイアス監査を受けること、
 - (ii) 当該バイアス監査の結果を公表すること、
 - (iii) 従業員と求職者に対して、ある評価や決定に関連してAEDTが使用されることを通知し、これらの個人が代替評価プロセスまたは合理的配慮を要求できる方法を示す指示を提供すること。

ニューヨーク市、AIを活用した職場の意思決定ツールの最終規則

- ニューヨーク市消費者・労働者保護局 (DCWP: the New York City Department of Consumer and Worker Protection) は、AEDTを規制するニューヨーク市の新しい条例の施行に関する最終規則を採択し、条例144条の施行を2023年7月5日まで延期した。
- 違反の場合の制裁は、違反1件につき最大1日1,500米ドル(約20万円)とされている。未監査のツールが複数ある企業ではその倍以上の罰金を科せられることになる。例えば、3つの自動化ツールを使用している企業は、違反後3日目から、遵守するまで無期限に1日あたり4,500ドルの罰金が発生することになる(1度目の違反は375米ドルの罰金、2度目の違反は1,350米ドルの罰金、3度目およびそれ以降の違反は1,500米ドルの罰金がそれぞれ科せられる。)
- ニューヨーク市に居住する従業員を雇用する企業は、同条例に従わなければならない。すなわち、ニューヨーク市以外の場所に拠点を置き、ニューヨーク市内の従業員を雇用する場合にも同条例に従わなければならない。

参考資料①: 規則の細目等

1. CCPAの概要関連

(1) 16歳未満の消費者に関する特則: 13歳未満の消費者(規則7070条)

■ 個人情報の販売・共有へのオプトイン手続(規則7070条(a))

- 13歳未満の消費者の個人情報を販売又は共有していることを現に認識している事業者は、当該児童の個人情報の販売・共有に同意している者が当該児童の親又は保護者であることを判断するための合理的な方法を設定し、これを文書化し、これに従うものとする。
 - 個人情報の販売・共有に係る同意は、児童オンラインプライバシー保護法により必要とされる本人確認可能な親の同意に追加されるものである。
- 同意を与える者が当該児童の親又は保護者であることを確保するための合理的な方法としては、以下のようなものが考えられる(ただし、これらに限られるものではない。)

同意を与える者が児童の親又は保護者であることを確保するための方法例(規則7070条(a)(2))

- | | |
|---|--|
| ① | 親又は保護者に対し同意書面を交付し、偽証罪に問われ得るものとしての署名を付した上で郵便、ファクシミリ又は電子スキャンにより事業者に返送してもらうこと |
| ② | 金銭的取引に関連して、親又は保護者に対し、個別の取引ごとに口座の筆頭名義人に通知する仕組みのクレジットカード、デビットカード又はその他のオンライン決済システムを利用することを義務付けること |
| ③ | 訓練を受けた職員が配置されたフリーダイヤルに親又は保護者から電話をかけてもらうこと |
| ④ | 訓練を受けた職員と親又は保護者とのビデオ会議を行うこと |
| ⑤ | 訓練を受けた職員と親又は保護者が直接対話をする事 |
| ⑥ | 政府発行による身分証明書をデータベースと照合することにより親又は保護者の本人確認をすること(本人確認が完了した後速やかにかかる身分証明書情報を事業者の記録から削除することを要する。) |

1. CCPAの概要関連

(1)16歳未満の消費者に関する特則:13歳未満の消費者(規則7070条)

- 本条(a)の規定に従い個人情報の販売又は共有に係る同意を得た事業者は、当該親又は保護者に対し、①オプトアウト権及び②当該権利を本規則7026条(オプトアウト請求に関する規定)(a)から(f)までの規定に従って児童のために行使する方法について通知するものとする(規則7070条(b))。
- 13歳未満の児童の個人情報に関する削除請求、訂正請求又は開示請求につき、事業者は、本条(a)(2)に定める方法に従い、かかる請求を行う者が児童の親又は保護者であるかを判断するための合理的な方法を設定し、これを文書化し、これに従うものとする(同条(c))。

1. CCPAの概要関連

(1) 16歳未満の消費者に関する特則: 13歳以上16歳未満の消費者(規則7071条)

- 13歳以上16歳未満の消費者の個人情報を販売又は共有していることを現に認識している事業者は、本規則7028条(個人情報の販売・共有からオプトアウトした後のオプトイン請求に関する規定)に従い、当該消費者が自身の個人情報の販売・共有にオプトインできるようにするための合理的な方法を設定し、これを文書化し、これに従うものとする(規則7071条(a))。
- 13歳以上16歳未満の消費者から個人情報の販売又は共有に係るオプトイン請求を受けた場合、事業者は、当該消費者に対し、①将来いつでも販売・共有からオプトアウトすることができる継続的な権利を有すること、及び、②本規則7026条(オプトアウト請求に関する規定)に従ってオプトアウトする手続について通知するものとする(同条(b))。

1. CCPAの概要関連

(1)16歳未満の消費者に関する特則:16歳未満の消費者に対する通知(規則7072条)

- 本規則7070条ないし7071条の適用対象となる事業者は、自社のプライバシーポリシーに、これらに規定する手続の説明を含めるものとする(規則7072条(a))。
- 次の要件を充たす事業者は、オプトアウト権の通知を提示することを要しない(同条(b))。
 - ① 専ら16歳未満の消費者に対して直接商品又はサービスを提供していること、かつ、
 - ② 13歳以上16歳未満の消費者の同意又は13歳未満の消費者の親・保護者の同意を得ることなく個人情報を販売・共有しないこと

1. CCPAの概要関連

(2) 差別的行為(規則7080条)

- 消費者がCCPA及び本規則に基づく権利を行使したことを理由として事業者が異なる取扱いをする場合、差別的価格・サービスは差別的であり、CCPA1798.125条(権利の行使に対し報復を受けない権利)により禁止される(規則7080条(a))。
- 事業者は、非差別的な差別的価格・サービスを提供することはできる(同条(b))
 - 差別的価格・サービスは、消費者のデータの価値に合理的な関連性がある場合には、非差別的といえる。
 - 次の場合、事業者は、差別的価格・サービスを提供してはならない。
 - ① 消費者のデータの価値につき誠実な見積もりを算出できない場合
 - ② 差別的価格・サービスが消費者のデータの価値に合理的に関連していることを示せない場合
- 事業者がCCPA又は本規則によって認められている理由に基づき消費者の削除請求、訂正請求、開示請求又はオプトアウト請求を拒否することは、差別的とはみなされない(同条(c))。
- 事業者は、CCPA1798.125条の対象となる金銭的インセンティブ又は差別的価格・サービスであって自社が提供するものにつき、本規則7016条(金銭的インセンティブの通知に関する規定)に従って消費者に通知しなければならない(同条(e))。
- CCPA1798.145条(h)(3)(根拠のない、又は、過剰な請求に対し合理的な手数料を課すことなどを認める規定)に従い合理的な手数料を課すことは、本規則の対象たる金銭的インセンティブとはみなされない(同条(f))。
- 連邦法・州法の遵守の直接の結果たる差別的価格・サービスは、差別的とはみなされない(同条(g))。

1. CCPAの概要関連

(3)消費者のデータの価値の算出(規則7081条)

- CCPA1798.125条の対象となる差異的価格・サービスを提供する事業者は、消費者のデータの価値を算出するために合理的かつ誠実な方法を用い、これを文書化するものとする(規則7081条(a))。

- ・ 事業者は、次の1つ又は複数の要素を考慮するものとする。

消費者のデータの価値の算出に際する考慮要素(規則7081条(a))	
①	消費者のデータの販売、取得又は削除が事業者にとって有する限界価値
②	消費者のデータの販売、取得又は削除が事業者にとって有する平均価値
③	消費者のデータの販売、取得又は削除が事業者にとって有する総計価値を消費者の総数で割った値
④	消費者の個人情報の販売、取得又は保持によって事業者が得た収益
⑤	消費者の個人情報の販売、取得又は保持に関連する費用
⑥	金銭的インセンティブ又は差異的価格・サービスの申出、提供又は賦課に関連する費用
⑦	消費者の個人情報の販売、取得又は保持によって事業者が得た利益
⑧	誠実に用いられたその他の実用的かつ合理的に信頼できる算出方法

- 消費者のデータの価値を算出するに当たり、事業者は、消費者のみならず米国内の全ての自然人のデータが事業者にとって有する価値を考慮することができる(同条(b))。

1. CCPAの概要関連

(4)調査及び執行:CPPAへの宣誓告訴(規則7300条)

■ CPPAへの宣誓告訴(sworn complaint)の要件

- ・ 宣誓告訴は、CPPAのウェブサイト(<https://cppa.ca.gov/>)上に設置された電子告訴システムの利用、又は、CPPA本部への来訪若しくは郵送による提出により、執行部門(Enforcement Division)に対して行うことができる。(規則7300条(a))。
- ・ 告訴は、以下の要件を充たすものとする(同上)。

宣誓告訴の要件(規則7300条(a))

- | | |
|---|--|
| ① | CCPA違反の疑いのある事業者、サービス提供者、契約受託者又は者を特定すること |
| ② | 疑われるCCPA違反のそれぞれにつき、その根拠となる事実を述べるとともに、かかる結論を裏付ける文書その他の証拠を添付すること |
| ③ | 当該違反を疑われる者とCPPAが当該告訴について連絡(当該告訴及び関連する情報の開示を含む。)を行うことを許可すること |
| ④ | 告訴者の氏名及び現在の連絡先を記載すること |
| ⑤ | 偽証罪に問われ得るとの前提で署名の上、提出すること |

- CPPA執行部門は、告訴者に対し、書面により、①当該告訴についてCPPAがとった、又は、とることを予定する措置がある場合は当該措置、②当該措置又は何ら措置をとらないことの理由を通知する(同条(b))。
 - ・ 同一者による重複した告訴は、通知なく却下されることがある。

1. CCPAの概要関連

(4)調査及び執行:調査(規則7301条)

- CPPAは、宣誓告訴を受けて、又は、自発的に、調査を開始することができる(規則7301条(a))。
 - CPPAは、例えば、政府機関又は民間組織からの照会、宣誓されていない又は匿名の告訴に基づいて調査を開始することができる。
- CPPAは、CCPA違反の可能性又は疑いに関する調査を行うとの判断を行うに際して、関連性があると判断する全ての事実(法令又は規則上の規制の発効日から当該問題とされる違反の発生までの期間、これらの規制を遵守するための誠実な努力等)を考慮することができる(同条(b))。

1. CCPAの概要関連

(4)調査及び執行: 相当な理由の手続(規則7302条)

- 相当な理由 (probable cause)(規則7302条(a))
 - CCPAに対する違反があったと合理的に信じるべき証拠があるときは、CCPA1798.199.50条(CCPA違反があったと信ずるべき相当な理由の存否の判断に係る手続に関する規定)にいう「相当な理由」が存在する。
- 相当な理由の通知(同条(b))
 - 執行部門は、CCPA1798.199.50条に従い、違反の疑いをかけられている者に対し、相当な理由の手続につき通知する(同条(b))。
- 相当な理由の手続(同条(c))
 - ① 相当な理由の手続は、違反の疑いをかけられている者が、手続の少なくとも10営業日前までに、書面により公開の手続きを要請しない限り、非公開で行うものとする。手続が非公開で行われる場合、その全部又は一部を電話又はビデオ会議によって行うことができる。
 - ② CPPAは、当該手続を簡易手続により実施するものとする。違反の疑いをかけられている者、その弁護士、及び、執行部門のみが手続に参加する権利を有する。CPPAは、(i)相当な理由の通知及び(ii)相当な理由の手続において当事者によって提示された情報又は弁論に基づき、相当な理由の存否を判断するものとする。
 - ③ 違反の疑いをかけられている者が相当な理由の手続に参加しないし出頭しない場合、当該者は、CCPA1798.199.50条の下で当該手続を進める権利を放棄したものとし、CPPAは、相当な理由の通知及び執行部門によって提供された情報又は弁論に基づき相当な理由の有無を判断するものとする。

1. CCPAの概要関連

(4)調査及び執行: 相当な理由の手続(規則7302条)

- 相当な理由の判断(規則7302条(d))
 - CPPAは、相当な理由の判断につき書面による決定を発出し、これを違反の疑いをかけられた者に電子的に又は郵送で送達するものとする。CPPAによる相当な理由の判断は、最終的なものであり、不服申立ての対象とならない。
- 相当な理由の通知及び相当な理由の判断は、公開しないものとし、CCPAの執行執行のため以外のいかなる訴訟又は特別手続においても証拠能力を有さない(同条(e))

1. CCPAの概要関連

(4)調査及び執行:合意命令(規則7303条)

- 行政審判の前若しくは継続中にいつでも、又は、かかる審判に代えて、執行部門の長と違反の疑いをかけられている者は、最終命令の登録に合意することができる(規則7303条(a))。
 - ・ かかる合意がなされた場合において、審判手続が次のCPPA委員会の会合の前に予定されているときは、執行部門は審判手続の継続を申請する。
- 最終命令は、委員会の承認を得なければならず、委員会は非公開会合で事案を検討することができる(同条(b))。
- 合意による最終命令は、公開されるものとし、委員会による命令の効力を有するものとする(同条(c))。

1. CCPAの概要関連

(4)調査及び執行:CPPAによる監査(規則7304条)

- 監査の対象(規則7304条(a))
 - CPPAは、CCPAのいずれの条項に関しても、その遵守を確保するために、事業者、サービス提供者、契約受託者又は者につき監査を行うことができる(規則7304条(a))。
- 選定の基準(同条(b))
 - CPPAは、CCPA違反の可能性を調査するために監査を行うことができる。
 - 上記に代えて、CPPAは、対象者による個人情報の取得又は処理が消費者のプライバシー又はセキュリティに重大な危険性をもたらし、あるいは、対象者がCCPAその他のプライバシー保護法を遵守していない履歴を有する場合に監査を行うこともできる。
- CPPAは、監査の事前通知をするか否かを定めることができる(同条(c))。
- 対象者が協力しない場合(同条(d))
 - CPPAによる監査の実施に際し、対象者がこれに協力しない場合、CPPAは、召喚状を発出し、令状を請求し、その他CCPAの遵守を確保するための権限を行使することがある。
- 個人情報の保護(同条(e))
 - 監査中にCPPAに対して開示された消費者の個人情報は、1977年の情報取扱法(カリフォルニア州民法典1798条以下)に従って保持されるものとする。

1. CCPAの概要関連

(5) 民事制裁金(CCPA1798.199.90条)

- CCPAに違反した事業者、サービス提供者、契約受託者その他の者は、差止命令(injunction)の対象となるほか、次の民事制裁金が科される。
 - 1件の違反ごとに最高2500米ドル
 - 意図的な違反又は未成年の消費者の個人情報に関する違反については、1件の違反ごとに最高7500米ドル
- 2022年8月24日、カリフォルニア州民(ロブ・ボンタ司法長官らが代理)を原告とし、セフォラ米国社を被告とする合意判決において、両者はセフォラ米国社が120万米ドル(約1.6億円)の解決金を支払うことなどに合意した(参考資料の事例1)。

1. CCPAの概要関連

(6)個人情報セキュリティ侵害に係る民事訴訟(CCPA1798.150条)

■ 次の要件が満たされる場合、消費者は、一人の消費者に係る一件のインシデントにつき100米ドルから750米ドルまでの法定損害額(又は、実損害額の方が大きい場合には実損害額)の賠償、差止命令、宣言的救済、その他裁判所が適切と認める救済を求めて民事訴訟を提起することができる(CCPA1798.150条(a))。

- ① 自身に係る(i)狭義の個人情報(注)又は(ii)電子メールアドレスとアカウントへのアクセスが認められるためのパスワード若しくはセキュリティ認証用の質問・答えが組み合わされたものについて、不正アクセスと漏えい、盗難、又は開示が発生したこと
- ② 事業者が個人情報の性質に応じた適切なセキュリティ手続・実務を実施する義務に違反したことの結果として上記インシデントが発生したこと
- ③ 法定損害額の賠償を求める場合には、事業者に対し、書面による通知により30日間の治癒期間を与え、この間に事業者が違反状態を治癒しないこと

(注)カリフォルニア州民法典1798.81.5条(d)(1)(A)の定義による個人情報であり、個人の名又は名の最初のイニシャルと個人の姓が次のデータ要素の1つ以上と組み合わされたもの(姓名及びデータ要素が暗号化され又は編集されている場合を除く。):㊦社会保障番号、㊧運転免許証番号、カリフォルニア州身分証明書番号、納税者番号、旅券番号、軍務身分証明書番号、その他の固有の識別番号であって特定の個人の身元を証明するために一般に使用される政府文書に記載されたもの、㊨口座番号、クレジットカード番号又はデビットカード番号と個人の金融口座にアクセスが認められるために必要とされるセキュリティコード、アクセスコード又はパスワードが組み合わされたもの、㊩医療情報、㊪健康保険情報、㊫人体の特徴の測定又は技術的分析により生成された固有の生体データ(指紋、網膜、虹彩画像等)であって特定の個人の認証に用いられるもの(顔認識の目的で利用され保存されたものでない限り、物理的な又はデジタルの写真を除く。)、㊬遺伝子情報。なお、(ii)の情報は、CCPAの改正により追加されたもの。

1. CCPAの概要関連

(6)個人情報セキュリティ侵害に係る民事訴訟(CCPA1798.150条)

- 数え方にもよるとされるが、CCPAの適用が開始された2020年以降2022年末までに、320件を超えるCCPA関連の消費者訴訟が提起されている。
- 最近の事例(Anthony Service, et al. vs. Volkswagen Group of America, Inc., et al.)では、約310万人分の個人情報、約9万人分のセンシティブ個人情報が窃取され、一部はインターネット上で販売されたという事案の集団訴訟において、総額350万米ドル(約4.6億円)の和解基金の創設で和解に至っている(2022年12月13日)。
 - ・ センシティブ個人情報に影響を被った者のうちカリフォルニア州住民は350米ドル、カリフォルニア州以外の住民は80米ドル、センシティブ個人情報以外の個人情報に影響を被った全米の者は20米ドルの支払いを受けることが想定されている。
 - ・ 一人の消費者に係る一件のインシデントにつき100米ドルから750米ドルまでという法定損害額が和解条件の交渉の出発点ないし枠組みとして機能する効果を有する可能性が指摘されている。
- なお、提起された訴訟のうち3分の1弱につき、被告(事業者)は、訴え却下の申立てをしたとされ、これまでのところ、概ね以下の結論が得られている。
 - ① 連邦最高裁判所は、2021年6月、連邦裁判所において原告に当事者適格が認められるための憲法上の要件とされる具体的な権利侵害について、将来の損害の危険性のみでは足りないとの判断を示した(TransUnion LLC v. Ramirez)

1. CCPAの概要関連

(6)個人情報セキュリティ侵害に係る民事訴訟(CCPA1798.150条)

(前スライドからの続き)

- ② 原告は、CCPA1798.150条に基づいて訴えを提起できるのであって、CCPAの他の規定に基づく訴えを提起することはできない。
- ③ 原告は、単に個人情報の開示が発生したと主張するのみでは足りず、これが不正なものであることを主張しなければならない。
- ④ 原告は、被告のセキュリティ手続・実務に関し、被告のシステムがいかなる点で不備であったか、さらに、被告がそれを知っていたか又は知っているべきであったことを示す事実を主張しなければならない。
- ⑤ 法定損害賠償を求める場合、原告は、事業者には30日間の治癒期間を与えなければならない、通知による30日間の治癒期間を与えることなく提訴した後に改めて修正提訴を行っても、事業者には通知をしなかった瑕疵は治癒されない。
- ⑥ 原告は、被告が問題とされるCCPA違反を治癒していない旨を主張する必要がある、CCPAは、データ侵害が生じた際に、消費者にかかる侵害がなかった場合と同じ状態に戻すことまでは求めている。
 - ✓ なお、この点に関連し、改正CCPAは、データ侵害が発生した後に、適切なセキュリティ手続・実務を実施することは、当該侵害についての治癒には当たらないことを明確にしている(CCPA1798.150条(b))。
- ⑦ 原告は、CCPA上の「事業者」に対してのみCCPA訴訟を提起でき、非営利団体や政府機関を提訴することはできない。

2. Step 2-1-2: データマッピングの結果得られた事実に基づく法的評価関連

(1) 個人情報の取得及び利用に係る制限(規則7002条)

- 事業者による個人情報の取得・利用・保持・共有は、一定の要件を充たす2種類の目的のいずれかを達成するために、合理的に必要なかつ相応なものであることが必要(CCPA1798.100条(c)、規則7002条(a))。

①個人情報の取得・処理の(当初の)目的であって、消費者の合理的な予想に沿ったもの(規則7002条(a)(1)、同条(b))

- 個人情報の取得・処理の目的は、個人情報の本人たる消費者の合理的な予想に沿ったものでなければならない。
- 個人情報の取得・処理の目的に係る消費者の合理的な予想は、以下の5つの要素に基づいて形成されるものとされる。
 - i. 消費者と事業者との関係
 - 例えば、消費者が商品・サービスを購入するためにウェブサイト上で事業者と意図的にやりとりする場合、消費者は当該商品・サービスの提供を目的として個人情報を取得・処理するものと予想している可能性が高い。
 - 他方、事業者の携帯照明アプリを使用する消費者が、携帯照明サービスを提供するために事業者が自分の地理的位置情報を取得するであろうと予想することはないものと考えられる。
 - ii. 事業者が取得・処理しようとする個人情報の種類、性質及び量
 - 特定の個人に電話をかけるために事業者のモバイル通信アプリが消費者の連絡先リストへのアクセスを求める場合、連絡先リストを提供する消費者は、自分と選択された特定の連絡先を接続する目的で事業者が当該連絡先リストを利用するものと予想している可能性が高い。
 - 同様に、指紋を使ってデバイスのロックを解除するセキュリティ機能の設定に関連して事業者が消費者の指紋を取得する場合、消費者は、事業者による自己の指紋の利用は携帯デバイスのロックを解除する目的のために限られると予想している可能性が高い。

2. Step 2-1-2: データマッピングの結果得られた事実に基づく法的評価関連

(1) 個人情報の取得及び利用に係る制限(規則7002条)

①個人情報の取得・処理の(当初の)目的であって、消費者の合理的な予想に沿ったもの(規則7002条(a)(1)、同条(b))(前スライドからの続き)

- 個人情報の取得・処理の目的に係る消費者の合理的な予想は、以下の5つの要素に基づいて形成されるものとされる。

iii. 個人情報の情報源及び事業者による取得・処理の方法

- ・ 消費者が事業者の製品・サービスの利用に際して事業者に対し直接個人情報を提供する場合、消費者は、事業者が当該製品・サービスの提供のために個人情報を利用するものと予想している可能性が高い。
- ・ 他方、消費者は、事業者あるいは事業者の子会社が提供する別の製品・サービスのために上記の個人情報を事業者が利用するであろうとは予想していない可能性がある。

iv. 個人情報の取得・処理の目的に関する消費者への情報開示(取得時通知、事業者の商品・サービスに関する消費者へのマーケティング資料などにおける記載)の具体性、明示性、顕著性及び明確性

- ・ ログインに際して本人確認のために事業者が電話番号の取得を求めている旨のポップアップ通知を受け取った消費者は、事業者が自己の電話番号を本人確認の目的で利用し、マーケティング目的では利用しないと予想する可能性が高い。
- ・ 同様に、消費者の位置付近におけるガソリン価格を調べるサービスとして提供されているモバイルアプリにつき、消費者は、サービス利用時にその特定の目的のために自己の地理的位置情報がアプリにより取得・利用されるものと予想しよう。

v. 個人情報の取得・処理における他の者(サービス提供者、契約受託者、第三者)の関与が消費者にとってどの程度明白であるか

- ・ 消費者の購買に係る商品の配送のためにオンライン小売業者が消費者の氏名・住所を配送業者に開示することについては、このような配送サービス提供者の関与が消費者にとって明白であり、消費者はこれを予想している可能性が高い。
- ・ 他方、消費者が直接サービスプロバイダーとやり取りしていない場合や、処理におけるサービス提供者の役割が消費者にとって明白ではない場合には、消費者はサービス提供者への個人情報の開示を予想していない可能性がある。

2. Step 2-1-2: データマッピングの結果得られた事実に基づく法的評価関連

(1) 個人情報の取得及び利用に係る制限(規則7002条)

- 事業者による個人情報の取得・利用・保持・共有は、一定の要件を充たす2種類の目的のいずれかを達成するために、合理的に必要なかつ相応なものであることが必要(CCPA1798.100条(c)、規則7002条(a))。

②別途開示された目的であって個人情報取得された際のコンテキストに整合的なもの(規則7002条(a)(2)、同条(c))

- 別途開示された目的が個人情報取得された際のコンテキストに整合的であるかどうかは、以下の要素に基づいて判断される。
 - i. 個人情報の取得時において、取得・処理される個人情報の本人が、当該個人情報がいかなる目的で取得・処理されことになるのかに関して、前2スライド(①のiからvまで)に掲げる5つの要素に基づいて有していた合理的な予想
 - ii. 事業者が当該消費者の個人情報をさらに取得・処理しようとしている当該別途の開示された目的の如何(CCPA1978.140条(e)(1)から(8)までに掲げる事業目的に該当するか否かを含む)
 - iii. 上記iとiiの間の関連性の強さ
 - 例えば、「(自らが求める)サービスの提供のために個人情報を利用されるであろう」という取得時における消費者の合理的な予想と、当該サービスが予定通りに機能することを妨げるエラーを修理するために当該個人情報を利用することの間には強い関連性があるといえる。
 - 反対に、例えば、「(自らが求める)クラウドストレージサービスを提供するために個人情報を取得するのである」という取得時における消費者の合理的な予想と、当該サービスとは関係のない顔認識サービスの研究・開発のために当該個人情報を利用することの間の関連性は弱い。

2. Step 2-1-2: データマッピングの結果得られた事実に基づく法的評価関連

(1) 個人情報の取得及び利用に係る制限(規則7002条)

- 前3スライドに掲げる要件に従い特定された①又は②の目的のそれぞれにつき、事業者による個人情報の取得・利用・保持・共有は、当該目的の達成のために合理的に必要なかつ相当なものであることが必要(規則7002条(d))
- 上記の要件を充たさない目的のために個人情報を取得・処理しようとする場合、事業者は、規則7004条に従って消費者の事前の同意を得なければならない(規則7002条(e))、事業者による個人情報の取得・利用・保持・共有は、当該同意を得た目的の達成のために合理的に必要なかつ相応なものであることが必要(規則7002条(d))
- 事業者による個人情報の取得・利用・保持・共有が、特定された①、②の目的又は消費者の同意を得た目的の達成のために合理的に必要なかつ相当なものであるか否かは、次の3つの要素に基づき判断する(同上)。
 - i. これらの目的の達成のために必要な最小限の個人情報であるか
 - 例えば、オンラインで商品購入を完了させ、消費者にその確認の電子メールを送るために、オンライン小売業者は、消費者の発注情報、支払・配送情報及び電子メールアドレスを必要とするものと考えられる。
 - ii. 事業者による個人情報の取得・処理により消費者に生じ得る否定的影響
 - 例えば、正確な位置情報を取得することにより、医療機関への来訪に基づく健康情報のように、他のセンシティブ個人情報が露呈し得ること
 - iii. 個人情報につき、上記iiの否定的影響に対処するための追加的セーフガードが存在するか
 - 例えば、個人情報を暗号化することや一定の期間内に自動消去することがセーフガードとして考えられる。

2. Step 2-1-2: データマッピングの結果得られた事実に基づく法的評価関連

(1) 個人情報の取得及び利用に係る制限(規則7002条)

- 事業者は、CCPA及び規則7012条に従って「取得時通知」において情報開示した個人情報の種類(すなわち事業者が取得を予定するものとして取得時通知に記載した個人情報の種類)以外の種類の個人情報を取得してはならない(規則7002条(f)、以下同)。
- 事業者は、①追加的に他の種類の個人情報を取得しようとする場合や②開示されていた個人情報の取得目的に整合しない追加的な目的のために個人情報を利用しようとする場合には、新たな取得時通知を提示しなければならない。
- この場合も、個人情報の追加的な取得や処理は、本条(a)に従ったもの(すなわち目的の達成のために合理的に必要なかつ相応であること)でなければならない。

2. Step 2-1-2: データマッピングの結果得られた事実に基づく法的評価関連 (2) サービス提供者及び契約受託者(規則7050条)

- サービス提供者又は契約受託者は、次の例外を除き、事業者との間の書面による契約に従って取得した個人情報を保持し、利用し又は開示してはならない(規則7050条(a))。

サービス提供者ないし契約受託者による個人情報の保持、利用、開示が認められる場合(規則7050条(a))

- ① CCPA及び本規則に基づき必要とされる事業者とサービス提供者又は契約受託者との間の書面による契約において規定された、特定の事業目的のため
- ② 他のサービス提供者又は契約受託者を下請業者として雇い、維持するため。ただし、当該下請業者がCCPA及び本規則の下でサービス提供者又は契約受託者に求められる要件を充たすことを条件とする。
- ③ サービス提供者又は契約受託者が事業者に提供するサービスを構築し、その質を向上させるための内部利用(CCPA及び本規則に基づき必要とされる書面による契約においてこの事業目的が特定されていない場合であってもよい。)。ただし、サービス提供者又は契約受託者が、他の者のためのサービスに当該個人情報を利用しないことを条件とする。
 - 電子メールによるマーケティングを行うサービス提供者は、事業者の顧客電子メールリストを利用して事業者のために電子メールを送ることができる。当該サービス提供者は、これらの顧客とのマーケティング用電子メールのやり取りを分析してサービスを改善し、かかる改善されたサービスを誰にでも提供することができる。しかし、当該サービス提供者が、元の電子メールリストを利用して他の事業者のためにマーケティング用電子メールを送信することはできない。
 - 事業者の製品を顧客に配達する配送サービス提供者は、顧客事業者から受け取った住所とこれらの住所への配送経験を利用して、間違った住所や不完全な住所を識別し、これにより自社の配送サービスを向上させることができる。しかし、当該配送サービス提供者は、ある事業者から受け取った住所を編集して他の事業者のために広告を送付することや、複数の事業者から受け取った住所を編集してデータ仲介業者に販売することはできない。

2. Step 2-1-2: データマッピングの結果得られた事実に基づく法的評価関連 (2) サービス提供者及び契約受託者(規則7050条)

サービス提供者ないし契約受託者による個人情報の保持、利用、開示が認められる場合(規則7050条(a))(前スライドからの続き)

- ④ (i)データセキュリティ事故を防止、検出又は調査するため、又は、(ii)悪意の、欺瞞的な、詐欺的な又は違法な行為に対する防護のため(CCPA及び本規則に基づき必要とされる書面による契約においてこの事業目的が特定されていない場合であってもよい。)
- ⑤ CCPA1798.145条(a)(1)から(a)(7)に掲げる目的のため(注)
(注)CCPA1798.145条は、適用除外を定める規定であり、上記目的の概要は次のとおり。
- i. 連邦法、州法若しくは地方法の遵守のため、又は、情報の提供を命じる裁判所の命令若しくは召喚状に応じること
 - ii. 連邦、州又は地方の当局による民事、刑事又は規制上の調査、捜査、召喚状又は呼出状に応じること
 - iii. 連邦法、州法又は地方法に違反した可能性があるとして自社が誠実かつ合理的に信じる行為・活動に関し、法執行機関に協力すること
 - iv. 自然人が死亡または重傷の危険にさらされている場合において、消費者の個人情報への緊急アクセスを求める政府機関による要請(一定の要件を充たすことを要する)に協力すること
 - v. 法的な主張を行い、又は、防御すること
 - vi. 非識別化された消費者の個人情報を取得・利用・販売・共有・開示すること、又は、消費者の情報を集計化すること
 - vii. 商業行為の全ての側面が完全にカリフォルニア州外で行われている場合に、消費者の個人情報を取得・販売・共有すること

2. Step 2-1-2: データマッピングの結果得られた事実に基づく法的評価関連 (2) サービス提供者及び契約受託者(規則7050条)

- サービス提供者ないし契約受託者は、クロスコンテキスト行動広告を提供するために事業者と契約することはできない(規則7050条(b))。
 - CCPA1798.140条(e)(6)(事業目的の定義規定)に従い、サービス提供者ないし契約受託者は、事業者との間で広告及びマーケティングサービスを提供するための契約をすることができる。
 - しかし、これらの者は、事業者から、又は、事業者のために受け取る個人情報であって販売・共有からオプトアウトした消費者に係るものを、次の個人情報と結合させてはならない。
 - ① 他の者から、又は、他の者のために受け取る個人情報
 - ② 消費者との間の自らのやり取りから取得する個人情報
- クロスコンテキスト行動広告を提供するために事業者と契約する者は、クロスコンテキスト行動広告に関するサービス提供者又は契約受託者ではなく、第三者に該当する(同上)。
- なお、サービス提供者及び契約受託者の概念は、個人情報の処理を行うか否かの点で異なるものと解されるが、その主眼は①第三者との間で行う個人情報の販売・共有(オプトアウトの対象となる)と②これらの者との間で行う事業者の業務の遂行に必要な個人情報の取扱いの委託等(オプトアウトの対象とならない)とを切り分けることにありと考えられ、サービス提供者と契約受託者を厳密に区別することに意味はないものと思われる。
- 具体例は次スライドのとおり。

2. Step 2-1-2: データマッピングの結果得られた事実に基づく法的評価関連 (2) サービス提供者及び契約受託者(規則7050条)

広告・マーケティングとクロスコンテキスト行動広告に関する具体例(規則7050条(b))

- ① アパレル会社である事業者Sは、ソーシャルメディア会社のプラットフォーム上で事業者Sの広告を提供してもらう目的で当該ソーシャルメディア会社をサービス提供者として採用している。
 - 当該ソーシャルメディア会社は、集計化された情報や人口統計学上の情報に基づくパーソナライズされていない広告(例えば、ロサンゼルスに住む年齢18歳から30歳の女性に向けた広告)を自社のプラットフォーム上で提供することにより、事業者Sにサービスを提供することができる。
 - しかし、当該ソーシャルメディア会社は、事業者Sから提供された消費者の電子メールアドレスのリストを利用して自社のプラットフォーム上のユーザーを識別し、ユーザーに対する広告を提供することはできない。
- ② 調理器具を販売する事業者Tは、自社のサービスを宣伝する目的で広告会社をサービス提供者として採用している。
 - 当該広告会社は、レシピやその他料理のヒントを掲載するウェブサイト上に事業者Tの製品の広告を掲載するなど、コンテキスト広告サービスを事業者Tに提供することができる。

2. Step 2-1-2: データマッピングの結果得られた事実に基づく法的評価関連 (2) サービス提供者及び契約受託者(規則7050条)

- サービス提供者又は契約受託者が消費者から直接CCPAに基づく請求を受けた場合、これらの者は、次のいずれかの措置をとるものとする(規則7050条(c))。
 - ① 事業者からの指示に従い事業者に代わって請求に対応するための行動をとる
 - ② 当該請求がサービス提供者又は契約受託者に対してなされたものであることにより、請求への対応ができない旨を消費者に通知する
- 事業主に該当するサービス提供者又は契約受託者は、サービス提供者又は契約受託者としての役割外で自らが取得・保持・販売する個人情報について、CCPA及び本規則を遵守するものとする(同条(d))。
- 本規則7051条(サービス提供者及び契約受託者の契約要件に関する規定)(a)に準拠した契約を締結していない者は、CCPAの下でのサービス提供者ないし契約受託者に該当しない(同条(e))。
 - ✓ 上記の規定に準拠した契約を締結していない者に対して事業者が個人情報を開示した場合、当該開示は個人情報の販売・共有とみなされることがあり得、この場合、事業者は消費者に対しオプトアウト権を提供しなければならない。
 - ✓ サービス提供者及び契約受託者の概念は、個人情報の処理を行うか否かの点で異なるものと解されるが、その主眼は①第三者との間で行う個人情報の販売・共有(オプトアウトの対象となる)と②これらの者との間で行う事業者の業務の遂行に必要な個人情報の取扱いの委託等(オプトアウトの対象とならない)とを切り分けることにあると考えられ、サービス提供者と契約受託者を厳密に区別することに意味はないものと思われる。

2. Step 2-1-2: データマッピングの結果得られた事実に基づく法的評価関連 (2) サービス提供者及び契約受託者(規則7050条)

(前スライドからの続き)

- サービス提供者・契約受託者は、CCPA及び本規則に基づき必要とされる契約に定められた条件を遵守しなければならない(同条(f))。
- 非事業者がサービスを提供する者が消費者からのCCPA上の請求に応じなければならないか否かは、当該者がCCPA1798.140条(d)に定義される「事業者」に該当するか否かによる(同条(g))。

2. Step 2-1-2: データマッピングの結果得られた事実に基づく法的評価関連

(3) 第三者(規則7052条)

- 本規則7053条(第三者の契約要件に関する規定)(a)に準拠した契約を締結していない第三者は、事業者から提供された個人情報を取得、利用、処理、保持、販売又は共有してはならない(規則7052条(a))。
- 第三者は、CCPA及び本規則に基づき必要とされる契約に定められた条件(事業者から提供された個人情報をCCPA及び本規則の下での事業者の義務に整合的な態様で取り扱うことを含む。)を遵守しなければならない(同条(b))。

3. Step 2-1-3: データマッピングの結果に基づくコンプライアンス文書の作成関連 (1) 消費者への情報開示及びコミュニケーションに係る要件(規則7003条)

- 消費者への情報開示及びコミュニケーションは、消費者にとって読みやすく、理解しやすいものでなければならない(規則7003条(a))。
 - ・ 平易で簡潔な言葉を使い、専門用語や法律用語は避けなければならない。
- 本規則2節に基づき必要とされる情報開示も、以下の要件を充たさなければならない(同条(b))

消費者への情報開示に係る要件(規則7003条(b))

- 見やすい書式を使用すること(小さな画面上に表示される場合も含む。)
- 事業者が通常の業務において契約書、免責事項、販売のお知らせその他の情報をカリフォルニア州の消費者に提供する際に使用する言語でなされていること
- 障害のある消費者にも合理的な程度にアクセス可能であること。
 - ・ オンラインによる通知については、事業者は、ワールド・ワイド・ウェブ・コンソーシアムによる2018年6月5日付の「ウェブ・コンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン2.1版」(本規則に組み込まれるものとする。)などの一般的に承認された業界標準に従うものとする。
 - ・ その他の場合については、事業者は、障害のある消費者がどのようにして代替的なフォーマットによる(プライバシー)ポリシーにアクセスすることができるかについての情報を提供するものとする。

3. Step 2-1-3: データマッピングの結果に基づくコンプライアンス文書の作成関連 (1) 消費者への情報開示及びコミュニケーションに係る要件(規則7003条)

- CCPA及び本規則に基づいて目立つように設置することが求められるリンクの表示は、ウェブサイトにおいては、事業者のホームページ上の他の類似のリンクと同様のものとしなければならない(規則7003条(c))。
 - ・ 例えば、フォントの大きさ、色は、少なくとも、上記「目立つリンク」の近辺に設置されている他のリンクと似たものとする
- モバイルアプリについては、かかる目立つリンクは、事業者のプライバシーポリシーの中に設置する必要があり、プライバシーポリシーは、モバイルアプリのプラットフォームページ又はダウンロードページからアクセス可能でなければならない。アプリの設定メニューなど、アプリ内のリンクからアクセスできるようにすることも考えられる(同条(d))。

3. Step 2-1-3: データマッピングの結果に基づくコンプライアンス文書の作成関連 (2) 大量の個人情報を取得する事業者の義務(規則7102条)

- 自社が、1暦年当たり1000万人以上の消費者の個人情報を、単独又は共同で、購入し、自社の商業目的で受け取り、販売し、共有し、又は商業目的で提供していることを認識し、又は、合理的に認識すべきである事業者は、次の措置をとらなければならない(規則7102条(a))。

大量の個人情報を取得する事業者の義務(規則7102条(a))

① 前暦年に関する次の指標を集計すること

- i. 削除請求に関し、事業者が受領した請求の数、全部又は一部に応じた請求の数、拒否した請求の数
- ii. 訂正請求に関し、事業者が受領した請求の数、全部又は一部に応じた請求の数、拒否した請求の数
- iii. 開示請求に関し、事業者が受領した請求の数、全部又は一部に応じた請求の数、拒否した請求の数
- iv. オプトアウト請求に関し、事業者が受領した請求の数、全部又は一部に応じた請求の数、拒否した請求の数
- v. 制限請求に関し、事業者が受領した請求の数、全部又は一部に応じた請求の数、拒否した請求の数
- vi. 削除請求、訂正請求、開示請求、オプトアウト請求及び制限請求に関し、事業者が実質的に請求に回答するまでに要した日数の中央値又は平均値

- ② 各暦年の7月1日までに、上記により集計した情報を、プライバシーポリシーにおいて、又は、ウェブサイト上のプライバシーポリシー内に設置されたリンクからアクセスできる箇所に掲載して、開示すること
 - ・ 事業者は、その全部又は一部を拒否した請求につき、(i)本人確認ができなかったこと、(ii)(個人情報の本人たる)消費者がしたものでない請求であったこと、(iii)開示を免除される情報を求めるものであったこと、(iv)他の理由により拒否したものの数を開示することを選択することができる。

- 事業者は、消費者から受領した請求についてではなく、全ての個人から受領した請求について、上記①の情報を集計し、開示することを選び得る。その場合、開示においてその旨を明らかにし、カリフォルニア州司法長官の求めがあった場合には、消費者からの請求に係る上記①の情報を集計し、提供するものとする(同条(b))。

3. Step 2-1-3: データマッピングの結果に基づくコンプライアンス文書の作成関連 (3) 個人情報に関する取得時通知(規則7012条)

- 第三者が個人情報の取得を管理する場合に関する規律(規則7012条(g))
 - 以下の内容は、消費者からのオプトアウト請求に応ずるという、当事者(消費者がやり取りを意図・予想している相手方)たる事業者のCCPAに基づく義務に影響を及ぼすものではない。
- 取得時通知の提供に関しては、2以上の事業者が消費者の個人情報の取得を管理し、したがって、CCPA及び本規則に従い取得時通知を提示する義務を負う場合があり得る。
 - 例えば、当事者たる事業者が、自社のウェブサイトを開覧する消費者からの個人情報の取得について、第三者として行為する他の事業者に管理を許諾する場合があり得る。この場合、①第三者に自社のウェブサイトを通じた個人情報の取得を認める当事者たる事業者、及び、②個人情報の取得を管理する第三者の双方が取得時通知を提示しなければならない。当事者たる事業者と第三者は、共同の情報実務に関し必要な情報を記載した単一の取得時通知を提示してもよい。
- 第三者として行為する事業者であって、他の事業者の物理的な構内(小売店舗内、車両内など)において個人情報の取得を管理する者は、個人情報の取得を行う当該物理的な場所において目につきやすい方法で取得時通知を提示しなければならない。
- 具体的な事例につき次スライド参照。

3. Step 2-1-3: データマッピングの結果に基づくコンプライアンス文書の作成関連 (3) 個人情報に関する取得時通知(規則7012条)

■ 第三者が個人情報の取得を管理する場合に関する規律(規則7012条(g))に係る具体的事例

第三者が個人情報の取得を管理する場合に関する規律(規則7012条(g))に係る具体的事例

- ① 事業者Fは、第三者たる広告ネットワークの事業者Gに、自社のウェブサイトを通じた消費者の個人情報の取得を許諾している。この場合、事業者Fは、自社のホームページに取得時通知への目立つリンクを設置することが考えられる。事業者Gは、自社のホームページに取得時通知を掲載し、又は、自らの情報実務に関する必要な情報を事業者Fの取得時通知に含めなければならない。
- ② コーヒーショップたる事業者Hは、Wi-Fiサービスを提供する事業者Iに、Hの店舗内で事業者IのWi-Fiサービスを利用する消費者からの個人情報の取得を許諾している。この場合、事業者Hは、店舗の入り口又は販売カウンターに、Hのプライベートポリシーのオンライン上の掲載場所を示す掲示物を目立つ形で設置することが考えられる。これに加えて、事業者Iは消費者が当該Wi-Fiサービスに接続する前に目にする最初のウェブページ又はその他のインターフェースに自社の取得時通知を掲載しなければならない。
- ③ レンタカー業者である事業者Jは、消費者に貸し出す車両内で事業者Kが消費者から個人情報を取得することを許諾している。この場合、事業者Jは、レンタル時のカウンターで、書面又は口頭により消費者に取得時通知を行うことが考えられる。事業者Kは、車両のダッシュボード上に自社のオンライン取得時通知の掲載場所を消費者に示す掲示を行うなどにより、車両内において自社の取得時通知を提示することが考えられる。

4. Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新関連

(1) CCPAに基づく請求の提出方法及び消費者の同意の取得方法に係る要件 (規則7004条)

- CCPAに基づく請求の提出方法及び消費者の同意の取得方法につき、事業者は、次の原則を取り入れた方法を考案し、実施しなければならない(CCPAないし本規則により明示的に容認されている場合を除く。)(規則7004条(a))。

CCPAに基づく請求の提出方法及び消費者の同意の取得方法に取り入れるものとされる原則(規則7004条(a))

■ 理解しやすいこと

- 消費者にとって読みやすく、理解しやすい言葉を使った方法でなければならない。
- 規則7003条の適用対象となる場合には、同条に定める消費者への情報開示に係る要件を満たす必要がある。

4. Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新関連

(1) CCPAに基づく請求の提出方法及び消費者の同意の取得方法に係る要件 (規則7004条)

CCPAに基づく請求の提出方法及び消費者の同意の取得方法に取り入れるものとされる原則(規則7004条(a))

■ 選択の対称性

- 消費者がより高い水準のプライバシー保護を選択するために、より低い水準のプライバシー保護を選択する場合に比べてより長い、より難しい、又はより時間のかかる経路をたどることを要してはならない。このような場合は、消費者の選択能力が損なわれ又は妨げられることとなるからである。
 - 販売／共有からのオプトアウト請求を提出するための手順に要する手順の数が、従前オプトアウトした消費者が個人情報の販売にオプトインするための手順の場合よりも多い場合は、対称性がない。オプトアウト請求を提出するための手順の数は、消費者が「私の個人情報を販売／共有しないでください」と表示されたリンクをクリックしてから請求を完了するまでの間のものを数え、オプトイン請求の提出に係る手順の数は、消費者が事業者に対しオプトインへの関心を最初に示した段階から請求が完了するまでの間のものを数える。
 - 個人情報の販売へのオプトインの選択肢として「はい」と「後で質問してください」の2つのみを提示することは、オプトインを拒否する選択肢がないことから、平等ないし対称的であるとはいえない。「後で質問してください」では、消費者はオプトインを拒否したのではなく、決定を後回しにしたのであって事業者は消費者にオプトインを求め続けることを意味することになる。このような形で消費者の選択肢を枠にはめることは、消費者の選択能力を阻害する。平等ないし対称的な選択肢としては、「はい」と「いいえ」の間での選択が考えられる。
 - 個人情報の利用に関し同意を求めるに当たって、ウェブサイトバナーに「全て受け入れる」と「詳細情報」、又は、「全て受け入れる」と「選択」といった2つの選択肢のみを提示した場合、消費者としては「全て受け入れる」は1つの手順でできる一方、個人情報に係る権利の行使のためには追加的な手順を踏まなければならないことから、このような提示の仕方は平等ないし対称的であるとはいえない。このような形で消費者の選択肢を枠にはめることは、消費者の選択能力を阻害する。平等ないし対称的な選択肢としては、「全て受け入れる」と「全て拒否する」の間での選択が考えられる。

4. Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新関連

(1) CCPAに基づく請求の提出方法及び消費者の同意の取得方法に係る要件 (規則7004条)

CCPAに基づく請求の提出方法及び消費者の同意の取得方法に取り入れるものとされる原則(規則7004条(a)) (前スライドからの続き)

- 消費者の混乱を招くような言葉やインタラクティブ要素を避けること
 - 二重否定を使用してはならない。
 - トグルやボタンは、消費者の選択を明確に示すものでなければならない
 - 「私の個人情報を販売／共有しないでください」との記載のもとで、「はい」と「いいえ」の選択を提示することは二重否定に該当し、消費者の混乱を招くものといえる。
 - トグルやボタンの記載を「オン」又は「オフ」とすることは、消費者の混乱を招きかねず、更なるはっきりとした説明を要する場合がある。
 - 消費者の選択を確認するためのボタンの配置が直感的でない場合、消費者の混乱を招く可能性がある。例えば、最初は常に「はい」が先で「いいえ」が後の順序で選択肢を提示していたにもかかわらず、消費者の期待にそぐわないであろう事項を尋ねる際には逆の順序(「いいえ」が先で「はい」が後)で選択肢を提示することは、消費者の混乱を招くものに当たる。

4. Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新関連

(1) CCPAに基づく請求の提出方法及び消費者の同意の取得方法に係る要件 (規則7004条)

CCPAに基づく請求の提出方法及び消費者の同意の取得方法に取り入れるものとされる原則(規則7004条(a)) (前スライドからの続き)

- 消費者の選択能力を損ない又は妨げるような選択構造を避けること、さらに、同意は、自由に与えられた、具体的な、十分な情報に基づく、明確なものでなければならず、消費者による選択権の行使を損なう態様の方法を設計することも避けるべきである。
 - オプトアウト請求を提出するに至るために、消費者が妨害的な画面をクリックして進まなければならないようになっている場合、かかる選択構造は、消費者の選択能力を損ない又は妨げるものに当たる。
 - 選択肢を抱き合わせ、7002条(a)に定める要件を充たす目的と個人情報の取得時におけるコンテキストに整合的でない目的の両方のために個人情報を利用することに同意するか否かの選択肢のみを消費者に提示する場合、かかる選択構造は消費者の選択能力を損ない又は妨げるものに当たる。
 - 例えば、消費者の現在地付近のガソリン価格を表示するモバイルアプリのように位置情報に基づくサービスを提供する事業者は、位置情報を、かかるサービスの提供に合理的に必要なかつ相応の利用(かかる利用に消費者の同意は不要)と合わせて、整合的でない利用(消費者の位置情報をデータブローカーに販売すること等)にも供することにつき、消費者の同意を要求してはならない。
 - 上記のような選択構造は、消費者に対し、期待するサービスを得るために、整合的でない利用についてまでも同意することを要求するものであるから、同意が自由に与えられた、具体的な、十分な情報に基づく、明確なものであるとはいえなくなる。7002条(a)に定める要件を充たさない個人情報の利用については、消費者に対し、別途切り離れた形で同意する選択肢を提示するべきである。

4. Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新関連

(1) CCPAに基づく請求の提出方法及び消費者の同意の取得方法に係る要件 (規則7004条)

CCPAに基づく請求の提出方法及び消費者の同意の取得方法に取り入れるものとされる原則(規則7004条(a))(前スライドからの続き)

■ 容易に実行できること

- 消費者がCCPAに基づく請求を提出する手続きにつき、不必要な負担や摩擦となる要素を加えてはならない。
- 請求を提出するとの消費者の選択を損なうことがないように、提出方法が機能することを確保するためのテスト運用を実施するべきである。
 - ✓ 「私の個人情報を販売／共有しないでください」と表示されたリンクをクリックした消費者が、オプトアウト請求を提出するための仕組みがどこに置かれているのかを見つけるために、プライバシーポリシーないし類似の文書又はウェブページを検索したりスクロールしたりすることを要してはならない。
 - ✓ リンクが循環していたり切れていたりすること、又は、受信ボックスの放置や一般市民からの電子メールをブロックする過剰なフィルター機能などにより電子メールアドレスが機能していないことを知りながら、事業者がこれを解決しない場合、かかる事業者は本規則に違反している可能性がある。
 - ✓ 事業者が、請求の処理に際し、消費者をウェブページ上で不必要に待たせる場合、かかる事業者は本規則に違反している可能性がある。

＜関連する執行事例＞事例8(分かりにくいオプトアウト請求手続き)

4. Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新関連

(1) CCPAに基づく請求の提出方法及び消費者の同意の取得方法に係る要件 (規則7004条)

- 本条(a)の規定(前3スライドに記載の要件)に適合しない方法は、**ダークパターン**とみなされ得る。ダークパターンの使用を通じて得られたいかなる合意も消費者の同意には該当しないものとする(規則7004条(b))。
 - ・ 個人情報の販売につきダークパターンを使用して消費者の同意を得た事業者は、そもそも消費者の同意を得ていないものと位置付けられる。
- ユーザーの自律性、意思決定又は選択を実質的に覆し又は損なう効果を有するユーザーインターフェースは、**ダークパターン**に該当する。設計に係る事業者の意図は、ユーザーインターフェースがダークパターンであるか否かの判断に当たって決定的要素ではなく、考慮すべき一要因にとどまる(同条(c))。
 - ・ 事業者としてユーザーインターフェースの設計に当たりユーザーの自律性、意思決定又は選択を実質的に覆し又は損なう意図がなかったとしても、かかる効果を有するユーザーインターフェースであることを知りながらこれを是正しない場合、当該ユーザーインターフェースはやはりダークパターンである可能性がある。
 - ・ 同様に、当該効果についての事業者の意図的不知(deliberate ignorance)もダークパターンであることの立証に有利な方向性で考慮される可能性がある。

4. Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新関連

(2) オプトアウト請求の提出方法: 代替オプトアウトリンク(規則7015条)

- 代替オプトアウトリンクの目的は、オプトアウト要請リンクと制限要請リンクの2つの別々のリンクを設置する代わりに、消費者がオプトアウト権と制限権の双方を容易に行使できるようにする単一の明確に表示されたリンクを設置するという選択肢を、事業者に与えることである(規則7015条(a))。
- 代替オプトアウトリンクは、以下の要件を充たすウェブページに消費者を移動させるものとする(同上)。
 - ① オプトアウト権及び制限権の双方について消費者に情報を与えるものであること、かつ、
 - ② いずれの権利についても、消費者にその行使の機会を与えるものであること
- 代替オプトアウトリンクを使用することとした事業者は、当該リンクの表示を「お客様のプライバシー選択(Your Privacy Choices)」ないし「カリフォルニア州のお客様のプライバシー選択(Your California Privacy Choices)」とし、当該表示に隣接して、「」というアイコンを置くものとする(同条(b))。
- 代替オプトアウトリンクは、本規則7003条(消費者への情報開示及びコミュニケーションに係る要件の規定)(c)及び(d)に従った目立つリンクであることを要し、事業者のインターネット上のホームページのヘッダー又はフッターに設置する(同上)。
- 上記のアイコンは、事業者のウェブページのヘッダー又はフッターで使用されている他のアイコンと同様の大きさであることを要する(同上)。

4. Step 2-2:社内体制・規程の整備・更新関連

(2)オプトアウト請求の提出方法:代替オプトアウトリンク(規則7015条)

- 代替オプトアウトリンクは、以下の情報を掲載したウェブページをリンク先としなければならない(規則7015条(c))。

代替オプトアウトリンクのリンク先ウェブページに記載べき情報(規則7015条(c))

- ① 消費者が有するオプトアウト権及び制限権についての説明
 - ・ この説明は、本規則7003条(消費者への情報開示及びコミュニケーションに係る要件の規定)(c)及び(d)に従ったものであることを要する。
- ② 消費者がオンラインでオプトアウト請求及び制限請求を提出することができるインタラクティブなフォーム又は方法
 - ・ この方法は、消費者にとって実行が容易で、最小限の手順のみを要し、本規則7004条(CCPAに基づく請求の提出方法及び消費者の同意の取得方法に係る要件の規定)に従ったものであることを要する。

4. Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新関連

(3) オプトアウト選択信号(規則7025条)

- CCPA1798.135条(b)(1)にいうオプトアウト選択信号のフリクションレスな方法による処理に該当するためには、本規則により認められている場合を除き、事業者は、次のことをしてはならない(規則7025条(f))。
 - ① 消費者がオプトアウト選択信号を利用した場合に手数料を課し、又は、有価値の対価を求めること
 - ② 事業者が提供する商品又はサービスに係る消費者の経験を変更すること
 - ③ オプトアウト選択信号に対応して、通知、ポップアップ、テキスト、図画、アニメーション、音声、ビデオ又は隙間(インタースティシャル)コンテンツを表示すること
 - ・ ただし、自社のウェブサイトを訪問した消費者に対して、当該消費者が自身の個人情報の販売・共有につきオプトアウトしているか否かを表示することは、本規則の違反とはみなされない。
 - ・ また、本(f)の規定に従うことを条件として、消費者が事業者に対し当該事業者による個人情報の販売についてはオプトアウト選択信号を無視しても良い旨の同意を与えることのできるプライバシー設定ページ、メニューその他類似のインターフェースへのリンクを提示することもできる。

4. Step 2-2:社内体制・規程の整備・更新関連

(3)オプトアウト選択信号(規則7025条)

- CCPA1798.135条(b)(1)の要件を充たす事業者は、以下の追加的要件を全て満たしている場合には、オプトアウト要請リンク又は代替オプトアウトリンクを設置することを要しない(規則7025条(g))。
 - ① オプトアウト選択信号をCCPA及び本規則に従ってフリクションレスな方法で処理すること
 - ② 次の情報をプライバシーポリシーに記載すること
 - i. 事業者による自身の個人情報の販売・共有に係るオプトアウト権の説明
 - ii. 事業者がオプトアウト選択信号をフリクションレスな方法で処理していることの表明
 - iii. 消費者が事業者にもオプトアウト選択信号をフリクションレスな方法で処理してもらうための実施方法に関する情報
 - iv. 消費者がオプトアウト請求を提出し得るその他の方法についての説明
 - ③ オプトアウト選択信号によって消費者のオプトアウト請求を完全に実現できるようにすること

4. Step 2-2:社内体制・規程の整備・更新関連

(4)本人確認:一般的規則(規則7060条)

- 事業者は、一般的に、本人確認の目的で消費者に追加的な情報を要求しないものとする(規則7060条(d))。
 - ただし、事業者が既に保有している情報によって消費者の本人確認をすることができない場合には、消費者に対し追加の情報を求めることができる。
 - かかる情報は、①CCPAに基づき権利を行使しようとしている消費者の本人確認、②セキュリティ、③詐欺防止の目的でのみ利用するものとする。
 - 事業者は、本規則7101条(記録の保持に関する規定)に従うために必要なものを除き、消費者からの請求を処理した後、実務上可能な限り速やかに、本人確認のために取得した新たな個人情報を削除しなければならない。
- 事業者は、消費者又は消費者の委任代理人に対し、削除請求、訂正請求又は開示請求に係る本人確認のために手数料の支払いを求めてはならない(同条(e))。
 - 例えば、事業者は、公証の費用を補償するのでない限り、消費者に対し本人確認のために公証された宣誓供述書の提出を求めてはならない。
- 事業者は、不正な本人確認行為を検知するため、また、消費者の個人情報に係る不正な削除、訂正又はアクセスを防止するため、適切なセキュリティ対策を実施するものとする。

4. Step 2-2:社内体制・規程の整備・更新関連

(4)本人確認:一般的規則(規則7060条)

- 事業者が非識別化された消費者情報を保有している場合、当該情報について、事業者は、消費者からの請求に対応してこれを提供し又は削除する義務、あるいは、消費者の請求に係る本人確認のために個々のデータを再び識別化する義務を負わない(規則7060条(g))。
- 訂正請求の場合、事業者は、訂正請求の対象になっていない個人情報に基づいて消費者の本人確認を行うよう努力するものとする。
 - 例えば、消費者が事業者は自己について間違った住所を有していると主張している場合、事業者は消費者の本人確認の手段として住所を使用しないものとする。

4. Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新関連

(4) 本人確認: パスワードで保護されたアカウントに係る本人確認(規則7061条)

- パスワードで保護された消費者のアカウントが事業者にある場合、事業者は、本規則7060条(本人確認に関する一般的規則)に定める要件に従うことを条件として、当該消費者のアカウントに関する既存の認証実務により消費者の本人確認を行うことができる(規則7061条(a)).
 - ・ 事業者は、消費者のデータを削除、訂正又は開示する前に、消費者に再認証を求めるものとする。
- 当該パスワードで保護されたアカウントにおいて、又は、当該アカウントから、詐欺的な又は悪意のある活動が疑われる場合、事業者は、更なる本人確認手続によって消費者からの請求が真正なものであり、請求を行っている消費者が事業者が取得した個人情報の本人であることが確認されるまで、消費者からの削除請求、訂正請求又は開示請求に応じないものとする(同条(b)).
 - ・ この場合、事業者は、更なる本人確認のために、本規則7062条(アカウントを有さない者に係る本人確認)に定める手続を用いることができる。

4. Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新関連

(4) 本人確認: アカウントを有さない者に係る本人確認(規則7062条)

- 消費者が、事業者との間で、パスワードにより保護されたアカウントを有していない場合、又は、かかるアカウントにアクセスできない場合、事業者は、本規則7060条(本人確認に関する一般的規則)に加え、本条に従うものとする(規則7062条(a))。
- 個人情報の種類に係る開示請求の場合、事業者がこれに応じるには、請求を行う消費者について、合理的な程度の確実性での本人確認が必要とされる(同条(b))。
 - 合理的な程度の確実性としては、消費者から提供された少なくとも2つのデータポイントが、事業者が保有するデータポイントであって本人確認の目的のために信頼できると判断されるものに合致することが挙げられる。
- 個々具体的な個人情報に係る開示請求の場合、事業者がこれに応じるには、請求を行う消費者について、合理的に高度な確実性での本人確認が必要とされる(同条(c))。
 - 合理的に高度な確実性としては、①消費者から提供された少なくとも3つの個人情報、事業者が保有する個人情報であって本人確認の目的のために信頼できると判断されるものに合致するとともに、②請求者が請求の対象となっている個人情報に係る消費者である(すなわち、請求者が請求対象たる個人情報の本人である)旨の、偽証罪の対象となり得る署名付きの宣言書を得ることが挙げられる。
 - この方法で本人確認を行う場合、事業者は、記録保持義務の一環として、署名付きの宣言書の全てを保管するものとする。

4. Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新関連

(4) 本人確認: アカウントを有さない者に係る本人確認(規則7062条)

(前スライドからの続き)

- 削除請求又は訂正請求の場合、事業者がこれに応じるには、①当該個人情報の機微性、及び、②不正な削除又は訂正によって消費者が被る害の危険性の程度により、請求を行う消費者について、合理的な程度の確実性又は合理的に高度な確実性での本人確認が必要とされ得る(規則7062条(d)).
 - 例えば、家族写真の削除や連絡先情報の訂正については、合理的に高度な確実性が必要とされ得るのに対し、閲覧履歴の削除や婚姻歴の訂正については、合理的な程度の確実性のみで足り得る。
 - 事業者は、本規則に従って本人確認を行うに際し、適用すべき適切な基準を決定するに当たって誠実に行動するものとする。

本人確認の方法に関する具体例(規則7062条(e))

- ① 実在する個人に関連付けられた態様で個人情報を保有している場合、事業者は、消費者に対し、事業者が保有する個人情報に合致する証拠の提出を求めることにより本人確認を行うことが考えられる。
 - 例えば、小売業者が消費者による購買記録を保有している場合、最近店舗において購入した品目や直近の買物の金額を示すよう求めることにより、合理的な程度で本人確認を行うことが考えられる。
- ② 実在する個人に関連付けられない態様で個人情報を保有している場合、事業者は、消費者に対し、当該情報に関連付けられた唯一の消費者であることを証明するよう求めることにより本人確認を行うことが考えられる。
 - 例えば、消費者の個人情報は取得するもののアカウントの作成は要しないモバイルアプリを有する事業者は、事実関係や本規則7060条(b)(3)に掲げる要素を考慮した上で、当該アプリを使用した者のみが知り得る情報の提供を求めることや、消費者のデバイスに送られた通知に応答することを求めることによって適切に本人確認ができるか否かを判断することができる。

4. Step 2-2:社内体制・規程の整備・更新関連

(4)本人確認:アカウントを有さない者に係る本人確認(規則7062条)

- 個々具体的な個人情報に係る開示請求の場合、事業者は、本規則に従って請求者の身元につき本人確認ができないときは、請求を拒否するものとする(規則7062条(f))。
- 本条により求められる程度の確実性で消費者の本人確認を行うための合理的な手段が存在しない場合、事業者は、いずれの請求に対する回答においてもその旨表明するとともに、なぜ事業者が上記の手段を有していないのかを説明するものとする(同条(g)).
 - ・ いずれの消費者に関しても、本人確認を行うための合理的な手段を有していない事業者は、プライバシーポリシーにおいて、なぜかかる手段を有していないのかを説明しなければならない。
 - ・ この場合、事業者は、CCPA1798.130条(a)(5)の規定によりプライバシーポリシーの更新が求められることに関連して、少なくとも12ヵ月ごとに、合理的な手段の構築が可能でないかを評価し、文書化するものとする。

4. Step 2-2: 社内体制・規程の整備・更新関連

(4) 本人確認: 委任代理人(規則7063条)

- 消費者が委任代理人を通じて削除請求、訂正請求又は開示請求を提出する場合、事業者は、当該委任代理人に対し、消費者が当該請求の提出につき署名付きの許可を与えたことの証拠の提出を求めることができる。事業者は、消費者に対し、以下のいずれも行うよう求めることもできる(規則7063条(a))。
 - ① 事業者との間で直接、自身の本人確認を行うこと
 - ② 事業者に対し直接、委任代理人に請求を提出することを許可した旨確認すること
- 消費者がカリフォルニア州遺言検認法(Probate Code)4121条から4130条までの規定に従って委任代理人に委任状を与えた場合、上記(a)の規定は適用しない。事業者は、消費者に対し、委任代理人をして自己のために行わせるために委任状を与えることを要求してはならない(同条(b))。
- 委任代理人は、消費者の情報を保護するため、適切な安全管理手続・実務を実施し、維持するものとする(同条(c))。
- 委任代理人は、消費者の個人情報、また、消費者から取得し又は消費者に関して取得したいかなる情報も、消費者の請求、本人確認又は不正防止を全うする目的以外の目的で利用してはならない(同条(d))。

＜関連する執行事例＞事例27(代理人に公的な証明書を提出するよう要求)

参考資料②:カリフォルニア州司法長官による(改正前)CCPA執行事例

カリフォルニア州司法長官によるCCPA執行事例一覧①

事例	論点	概要
1	(1)消費者の個人情報の販売の事実の不開示 (2)オプトアウト選択信号の不処理 (3)通知後30日以内に違反を治癒せず	セフォラ米国社による120万米ドルの解決金の支払い、プライバシーポリシーの改訂等の命令
2	(1)オプトアウト請求への対応不備 (2)サービス提供者との間の契約の問題	複数のオンライン小売業者がオプトアウト選択信号の処理を含むオプトアウト手続きを整備した サービス提供者との契約の見直し、改訂を行った
3	金銭的インセンティブの通知のコンプライアンス違反	複数の企業が、重要条件を開示した金銭的インセンティブの通知を掲示し、明示的なオプトインの同意を取得した
4	(1)プライバシーポリシーのコンプライアンス違反 (2)請求方法なし	テクノロジー企業がプライバシーポリシーを更新し、請求方法を追加した
5	開示請求の誤処理	保健医療関係事業者が請求関連手続きを改革し、スタッフの研修を実施した
6	(1)プライバシーポリシーのコンプライアンス違反 (2)消費者の権利の放棄・制限要求 (3)開示請求の回数の制限 (4)個人情報の販売	医療機器製造業者がプライバシーポリシーを更新し、オプトアウトリンクを追加するとともにオプトアウトのためのウェブフォームを更新した
7	(1)プライバシーポリシーのコンプライアンス違反 (2)取得時通知のコンプライアンス違反	遠隔医療ポータルが取得時通知へのリンクを更新し、プライバシーポリシーを更新した
8	オプトアウト手続きのコンプライアンス違反	フィットネスセンターのチェーンがウェブサイト上のオプトアウト及びcookieオプションを更新した

カリフォルニア州司法長官によるCCPA執行事例一覧②

事例	論点	概要
9	(1)プライバシーポリシーのコンプライアンス違反 (2)オプトアウト手続きのコンプライアンス違反 (3)通知の欠如	未成年向けフィンテック事業者がプライバシーポリシーを更新し、必要なリンクを追加した
10	(1)オプトアウト手続きのコンプライアンス違反 (2)本人確認手続きのコンプライアンス違反	人材紹介サービス企業がオプトアウトその他のCCPA関連手続きを更新した
11	オプトアウト手続きのコンプライアンス違反	衣料品小売業者がオプトアウト方法を修正した
12	オプトアウト手続き及び開示請求手続きのコンプライアンス違反	テクノロジープラットフォーム事業者が委任代理人による請求手続きを更新し従業員の研修を実施した
13	(1)開示請求及び削除請求手続きの不機能 (2)オプトアウト手続きのコンプライアンス違反	ワイヤレスネットワークプロバイダが情報実務に関する請求手続きを更新した
14	(1)プライバシーポリシーのコンプライアンス違反 (2)オプトアウト手続きのコンプライアンス違反	オンライン広告事業者がプライバシー関連情報開示を更新し、販売のオプトアウト方法を修正した
15	消費者への通知	マーケティング会社がサービス提供者としてのステータスを明確化した
16	サービス提供者契約のコンプライアンス違反	ソーシャルメディアネットワーク会社がサービス提供者契約を更新した
17	(1)プライバシーポリシーのコンプライアンス違反 (2)請求方法なし	オンラインイベント販売会社がプライバシーポリシーを更新し、請求方法を追加した
18	(1)「Do Not Sell My Personal Information」のリンクなし (2)プライバシーポリシーのコンプライアンス違反	オンライン・デイティングプラットフォームが「Do Not Sell My Personal Information」のリンクおよび販売情報の開示を追加した

カリフォルニア州司法長官によるCCPA執行事例一覧③

事例	論点	概要
19	(1)プライバシーポリシーのコンプライアンス違反 (2)サービス提供者契約のコンプライアンス違反	オンラインアドテックサービス提供者／事業者がプライバシーポリシーとCCPA上の消費者請求方法を是正した
20	CCPA上の消費者請求に対する対応の遅れ	オンラインソーシャルメディアアプリ会社がCCPA上の消費者請求に適時に対応するために新しいシステムを導入した
21	(1)プライバシーポリシーのコンプライアンス違反 (2)請求方法なし (3)CCPA上の消費者請求に料金徴収	子供向け玩具販売会社がプライバシーポリシーを更新した
22	金銭的インセンティブの未通知	食料品チェーンのロイヤルティプログラムで、金銭的インセンティブ通知の提供を必須化した
23	プライバシーポリシーのコンプライアンス違反	オンラインの求人広告会社がプライバシーポリシーを更新した
24	(1)オプトアウトプロセスのコンプライアンス違反 (2)消費者への通知	メディア複合会社がオプトアウトプロセスおよび通知を更新した
25	オプトアウトプロセスのコンプライアンス違反	データブローカーがオプトアウト方法を更新した
26	(1)消費者への通知 (2)プライバシーポリシーのコンプライアンス違反 (3)着信課金用電話番号なし (4)請求提出方法の欠陥	自動車メーカーが収集時に対面で通知を実施し、プライバシーポリシーと欠陥のあった請求方法を更新した

カリフォルニア州司法長官によるCCPA執行事例一覧④

事例	論点	概要
27	(1)認定代理人 (2)個人情報の販売	ペット産業のウェブサイトで消費者が個人情報のあらゆる販売をオプトアウトするためのオプトアウトウェブフォームを更新した
28	(1)認定代理人 (2)プライバシーポリシーのコンプライアンス違反	食料品店チェーンが、消費者が認定代理人を通じて請求を提出する方法を説明するための開示を更新した
29	(1)個人情報の販売 (2)未成年者の個人情報の販売	モバイルアプリゲーム会社が個人情報の販売を停止し、未成年者に対する保護を更新した
30	(1)消費者への通知 (2)個人情報の販売	ソーシャルメディア会社が個人情報の販売を停止し、プライバシーポリシーを更新した
31	個人情報の販売	メーカーと小売店が個人情報の販売を停止した
32	(1)オプトアウトプロセスのコンプライアンス違反 (2)請求方法なし	メディア複合会社がオプトアウト方式を更新し、「Do Not Sell My Personal Information」のリンクを追加した
33	プライバシーポリシーのコンプライアンス違反	国内食料品店チェーンがプライバシーポリシーを更新し、請求方法を追加した
34	プライバシーポリシーのコンプライアンス違反	メールニュースレタープラットフォームがプライバシーポリシーを更新し請求方法を追加した

カリフォルニア州司法長官によるCCPA執行事例一覧⑤

事例	論点	概要
35	(1)プライバシーポリシーのコンプライアンス違反 (2)請求方法なし	オンラインイベント販売会社がプライバシーポリシーを更新し、請求方法を追加した
36	(1)プライバシーポリシーのコンプライアンス違反 (2)消費者への通知 (3)「Do Not Sell My Personal Information」のリンクなし	デジタルパートナーが自社の義務を明確にした
37	(1)「Do Not Sell My Personal Information」のリンクなし (2)本人確認、本人確認のためのアカウント作成	データブローカーが、「Do Not Sell My Personal Information」のリンクを更新し、オプトアウト請求時の本人確認とアカウント作成の要求を停止した
38	プライバシーポリシーのコンプライアンス違反	テレビゲーム配信会社がプライバシーポリシーを更新した
39	(1)プライバシーポリシーのコンプライアンス違反 (2)請求方法なし (3)「Do Not Sell My Personal Information」のリンクなし	教育技術会社がプライバシーポリシーを更新し、「Do Not Sell My Personal Information」のリンクを追加した
40	プライバシーポリシーのコンプライアンス違反	衣料品販売店がプライバシーポリシーを更新し、請求方法を追加した
41	請求方法なし	データブローカーが「Do Not Sell My Personal Information」のリンクを追加した

事例1: ①120万米ドルの解決金の支払い、②プライバシーポリシーの改訂等の命令

業種: 化粧品等販売業

論点: ①消費者の個人情報の販売の事実を開示していなかったこと、②グローバル・プライバシー・コントロール(以下「GPC」)のような利用者側設定による一括プライバシー管理機能を通じた消費者からのオプトアウト請求に対応していなかったこと、③(CCPA不遵守の疑いがある旨の通知を受けて)30日以内に違反を治癒しなかったこと(注)

(注)CCPA不遵守の疑いがある旨の通知後30日間の治癒期間を設ける制度(旧CCPA1798.155条(b))は、2023年1月1日、改正CCPAの発効に伴い廃止。

事案:

- 2022年8月24日、カリフォルニア州民(ロブ・ボンタ司法長官らが代理)を原告とし、セフォラ米国社(以下「セフォラ」)を被告とする合意判決(和解に相当)において、両者はセフォラが次の措置を取らなければならない旨合意した。
 - 120万米ドル(約1.6億円)の解決金を支払うこと
 - セフォラが個人情報を販売していることを明示する形でオンライン上の情報開示及びプライバシーポリシーを明確化すること
 - GPCによるものも含めて消費者が個人情報の販売につきオプトアウトするメカニズムを整備すること
 - CCPA上の義務を遵守する形でサービスプロバイダー契約等を見直すこと
 - 個人情報の販売、サービスプロバイダー等との関係の状況、GPCに対応するための措置につき司法長官に報告すること

事例1: ①120万米ドルの解決金の支払い、②プライバシーポリシーの改訂等の命令

(前スライドからの続き)

- 多くのオンライン小売事業者は、自らのウェブサイトやアプリに第三者が追跡ソフトウェアをインストールし消費者の行動を監視することを許諾しているところ、セフォラの場合、かかる第三者は、消費者が使用しているコンピュータ(マックブックかデルか)、消費者がショッピングカートに入れたアイライナーや妊婦向けビタミンのブランド、さらには、消費者の正確な位置まで追跡し、消費者のプロファイルを作成できる状態となっていた。
- セフォラは、このような仕組みにより自らも同様に情報を取得し、より効果的に潜在的顧客をターゲットとする広告ができるという便益を得ていた。
- セフォラのこのような仕組みは、CCPA上の販売に該当し、セフォラは、①個人情報を販売していることを消費者に情報開示する義務、②個人情報の販売につき消費者がオプトアウトできるようにする義務などを負っていたにもかかわらず、これを履行しなかった。
- 本事例に係るプレスリリース(URL下記)によれば、司法長官は、2022年8月24日、GPCなど利用者側設定による一括プライバシー管理機能を通じた消費者のオプトアウト請求に対応できていない点でCCPA不遵守の疑いがある旨指摘する通知を複数の事業者に送付したとしており、今後同種の執行事例の増加が予想される。

(<https://oag.ca.gov/news/press-releases/attorney-general-bonta-announces-settlement-sephora-part-ongoing-enforcement>)

事例2: 複数のオンライン小売業者がオプトアウト選択信号の処理を含むオプトアウト手続きを整備した(注)

業種: 消費者小売業

論点: 個人情報販売に係る消費者のオプトアウトに対応していなかったこと

事案:

- 広範囲に及ぶ一斉執行の結果、複数のオンライン小売事業者が、以下の状態にあることが判明した。
 - ① ウェブ追跡技術の利用により、第三者が消費者の個人情報を取得できるようにしている。
 - ② その対価として広告、分析などのサービスを得ている。
 - ③ 消費者にオプトアウトメカニズムを提供せず、又は、かかる第三者がCCPA上適法なサービスプロバイダーであることを確保していない。
 - ・ 特に、通知の対象となった小売事業者は、CCPA規則の定めにかかわらず、利用者側設定による一括プライバシー管理機能を通じた消費者のオプトアウト請求に対処していなかった、
- 不遵守の疑いの通知を受けた後、これらの事業者は、①サービスプロバイダー契約の見直し、改訂、②個人情報を受領する第三者に対し「利用に制限あり(restricted use)」との信号を伝達する技術の実装、③GPCを検知した場合における個人情報の移転の一部阻止を行った。

(注)事例の表題は、不遵守の疑いの通知を受けて事業者が実施した措置を示す。以下の事例において同じ。

事例3: 複数の企業が、重要条件を開示した金銭的インセンティブの通知を掲示し、明示的なオプトインの同意を取得した

業種: 小売業(服飾、家庭用品、食料品等)、飲食業、ホスピタリティ、ホームセンター

論点: 金銭的インセンティブの通知のコンプライアンス違反

事案:

- 広範囲に及ぶ一斉執行の結果、複数の事業者が消費者の個人情報の取得を目的として金銭的インセンティブ(商品割引、サービスの差異化・値引き等)を提供するロイヤルティプログラムを運用しながらCCPAに準拠した金銭的インセンティブの通知を提示していないことが判明した。
- 事業者にはその旨通知し、事業者は違反の疑いにつき次のように対処した。
 - ・ レジに金銭的インセンティブの通知を掲示し、消費者が自発的にロイヤルティプログラムに参加する前にその条件を目にする合理性がある状態とした。
 - ・ オンラインのインタフェースを見直し、適切な表示の「ディープリンク」により消費者が明確に金銭的インセンティブの通知に移動できるようにした。
 - ・ ロイヤルティプログラムへの参加方法を変更し、明示的なオプトインの同意を得、いつでもプログラムへの参加をやめる権利を意味のある形で消費者に付与するようにした。
 - ・ 消費者に対し金銭的インセンティブの重要条件(金銭的インセンティブの一環として消費者から取得した個人情報を、事業者が、販売、消費者のプロファイリング、オファーその他マーケティングのパーソナル化等の目的に利用することなど)を開示するよう金銭的インセンティブの通知を改訂した。

事例4:テクノロジー企業がプライバシーポリシーを更新し、請求方法を追加した

業種:テクノロジー

論点:①プライバシーポリシーのコンプライアンス違反、②請求方法なし

事案:

- ウェブリンクの短縮ツールを提供する事業者が次の状態にあった。
 - CCPA上必要とされる消費者の権利(知る権利、削除権、差別を受けない権利等)の通知を行っていなかった。
 - 消費者がCCPA上の権利を行使するために設けられた請求方法を開示していなかった。
 - 当該事業者が個人情報販売したか否かを明確に表明していなかった。
 - 明確かつ目立つ態様で「私の個人情報を販売しないでください」と表示されたリンク(以下「オプトアウト要請リンク」)を置いていなかった。
- 不遵守の疑いの通知を受けた後、当該事業者は、プライバシーポリシーを更新し必要とされる権利の記述を含むものとし、2つの請求方法を実施し、CCPAに適合したオプトアウトリンクを追加した。

事例5: 保健医療関係事業者が請求関連手続きを改革し、スタッフの研修を実施した

業種: 保健医療

論点: 開示請求の誤処理

事案:

- COVID-19ワクチン接種を希望する患者を予約の空きがあるところにマッチングするサービスを提供していた事業者が、消費者の開示請求の一部を削除請求と誤って処理し、消費者の個人情報を完全に削除してしまった。その影響を受けた消費者の一部は、これをソーシャルメディアに投稿した。
- 当該事業者は、スタッフの研修を実施し、請求への対応手続を改善して開示請求及び削除請求の双方に正確かつ適切に対応できるようにした。

事例6: 医療機器製造業者がプライバシーポリシーを更新し、オプトアウトリンクを追加するとともにオプトアウトのためのウェブフォームを更新した

業種: 医療機器

論点: ①プライバシーポリシーのコンプライアンス違反、②消費者に対するCCPA上の権利の放棄・制限要求、③開示請求の回数の制限、④個人情報の販売

事案:

- 医療機器の製造・販売を行う事業者が自社のウェブサイト上で消費者の個人情報を取得していた。
- 当該事業者は、消費者がCCPAに基づく権利を行使するためには当該事業者のプライバシーポリシー及びサービス条件を受け入れなければならないとすることで、CCPAに基づく消費者の権利を制限していた。
- 当該事業者のプライバシーポリシーは、消費者は12か月間に1回に限り請求を行うことができるなどとしていた。
- 当該事業者によるデータの販売に関する情報開示も分かりにくいもので、消費者に個人情報の販売につきオプトアウトするメカニズムを提供していなかった。
- さらに、オプトアウトしようとする消費者を、オンライン広告を管理するために設計された第三者業界団体のツールに誘導し、追加的なステップを踏ませていた。
- 不遵守の疑いの通知を受けた後、当該事業者は、①消費者がCCPAに基づく権利を行使するに際しての条件を削除し、②オプトアウトリンクを追加し、③オプトアウトのためのウェブフォームを更新し、消費者が個人情報の販売(ターゲット広告のために交換される個人情報を含む。)につき完全にオプトアウトできるようにした。

事例7:遠隔医療ポータルが取得時通知へのリンクを更新し、プライバシーポリシーを更新した

業種:遠隔医療テクノロジー

論点:①プライバシーポリシーのコンプライアンス違反、②取得時通知のコンプライアンス違反

事案:

- バーチャル医療サービスのプラットフォームを提供する事業者が、別途有する一般向けのウェブサイトで個人情報を取得しており、当該事業者は、CCPAの適用対象となっている。
- 当該事業者の取得時通知へのリンクは、消費者をプライバシーポリシーの該当箇所ではなく冒頭部分に誘導するものであった。
- 当該事業者のプライバシーポリシーは、①請求の本人確認のために消費者が提供しなければならない情報の説明、②過去12か月の間に取得され又は開示された個人情報の種類のリスト、③それぞれの種類の個人情報が事業目的のために開示された相手方第三者の種類のリストを欠いていた。
- 不遵守の疑いの通知を受けた後、当該事業者は、「ディープリンク」によりプライバシーポリシーの該当箇所に消費者を誘導し、通知を消費者にとってすぐに利用可能なものとした。また、必要とされる情報開示を含むものとなるようプライバシーポリシーを更新した。

事例8:フィットネスセンターのチェーンがウェブサイト上のオプトアウト及びcookieオプションを更新した

業種:フィットネス事業

論点:オプトアウト手続のコンプライアンス違反

事案:

- フィットネスセンターのチェーンを展開する事業者につき、当該事業者は、自社のウェブサイトホームページにオプトアウト要請リンクを設置してはいたものの、当該リンクは明確でない言葉遣い及びトグル選択により分かりにくい選択肢を含むものとなっていた。例えば、消費者が「個人情報の販売のオプトアウト」のトグルを「オン」にした場合、消費者は、第三者cookie及び個人情報の販売にオプトインすることとなり、オプトアウトするためには、このトグルを「オフ」にする必要があった。
- 当該事業者のプライバシーポリシーも、オプトアウトしようとする消費者を、オンライン広告及びcookie設定を管理するために設計された第三者業界団体のツールに誘導していた。
- 不遵守の疑いの通知を受けた後、当該事業者は、個人情報の販売のオプトアウトに係る言葉遣い及び選択肢を簡素化して分かりやすくし、二重否定を回避するとともに、分かりにくいドロップダウンメニューを簡単で分かりやすいトグルに代えた。
- さらに、プライバシーポリシーを更新し、第三者cookieをどのように利用しているかについてより明確に説明するとともに、消費者が個人情報の販売(ターゲット広告に関係するものを含む。)につき完全にオプトアウトできるようにした。

事例9:未成年向けフィンテック事業者がプライバシーポリシーを更新し、必要なリンクを追加した

業種:フィンテック

論点:①プライバシーポリシーのコンプライアンス違反、②オプトアウト手続のコンプライアンス違反、③通知の欠如

事案:

- 13歳から16歳までの者を含む未成年者に金融サービスを提供している事業者につき、当該事業者は、個人情報の取得時又はこれに先立って、事業者が取得する個人情報の種類及び利用目的を通知しないモバイルアプリを運用していた。
- また、当該事業者のプライバシーポリシーは、事業者が個人情報を販売しているか否かを明確に表明していなかった。
- 不遵守の疑いの通知を受けた後、当該事業者は、18歳未満の未成年者の全てにつきそのデータを隔離し、このデータは販売していないと説明し、プライバシーポリシーを更新して、18歳未満の未成年者の個人情報は販売していないことを明確に表明した。
- 18歳以上の消費者については、その個人情報を販売するかもしれない旨表明し、ホームページにオプトアウト要請リンクを追加した。
- 当該事業者は、また、モバイルアプリの最初のページに取得時通知(事業者が取得する個人情報の種類及び利用目的を含むもの)へのリンクを追加した。

事例10: 人材紹介サービス企業がオプトアウトその他のCCPA関連手続きを更新した

業種: データ仲介業

論点: ①オプトアウト手順のコンプライアンス違反、②本人確認手順のコンプライアンス違反

事案:

- 人材紹介サービスのウェブサイトを経営する事業者につき、当該事業者は、一定のブラウザ上でのみ機能するオプトアウト要請リンクを設置し、また、CCPA上の請求を提出するために複数の追加的ステップを踏まなければならない分りにくいウェブページに消費者を移動させていた。
- 当該事業者は、消費者に対し、CCPA上の請求のために面倒な手順(本人確認を含む)を要求し、CCPA上の請求を行うための方法を一つしか提供せず、CCPA上の請求を提出するためにはサービス条件及びプライバシーポリシーに同意することを要するとしていた。
- 消費者が請求を完了するために、アカウントを作成する必要があるかどうかも明らかでなかった。
- 当該事業者は、前暦年のCCPA指標を適切に開示していなかった。

事例10: 人材紹介サービス企業によるオプトアウトその他のCCPA関連手続の更新

(前スライドからの続き)

■ 不遵守の疑いの通知を受けた後、当該事業者は、以下の措置をとった。

- ① ウェブサイトを更新し、全てのブラウザでオプトアウト要請リンクが機能するようにした。
- ② カリフォルニア州プライバシーページを更新し、CCPA上の請求を提出する手続きを明確化するとともに簡素化した。
- ③ オプトアウト請求及び削除請求につき本人確認手続を廃止した。
- ④ CCPA上の請求を提出するための代替的な方法(消費者に対しサービス条件及びプライバシーポリシーへの同意を要求しない簡素化されたオプションを含む。)を提供した。
- ⑤ 消費者がアカウントを作成することは要しないことを明確にした。
- ⑥ CCPA規則7102条(大量の個人情報を取得する事業者の義務に関する規定)に従い情報の開示を更新した。
- ⑦ 過去2年の間にCCPA上の請求を提出したものの本人確認を完了しなかった全ての消費者に対しメールを送付することに同意し、更新され簡素化されたCCPA関連手続につき情報とリンクを提供した。

事例11:衣料品小売業者がオプトアウト方法を修正した

業種:衣料品小売業

論点:オプトアウト手続のコンプライアンス違反

事案:

- 衣料品小売業者のオプトアウト手続がCCPA不適合であった。当該事業者のオプトアウト要請リンクは、cookie及び類似のテクノロジーの管理方法を論じるだけのポップアップ選択肢に繋がっており、個人情報の販売をやめさせる方法は整備されていなかった。
- 不遵守の疑いの通知を受けた後、当該事業者は、オプトアウトページを更新し、非カリフォルニア州民も含め全ての消費者に、cookie設定に関する追加的な選択肢とは別途、個人情報の販売についてオプトアウトするためのボタンを設置した。

事例12:テクノロジープラットフォーム事業者が委任代理人による請求手続きを更新し従業員の研修を実施した

業種:テクノロジー

論点:オプトアウト手続及び開示請求手続のコンプライアンス違反

事案:

- 事業者及び消費者向けの金融商品を提供するテクノロジープラットフォーム事業者につき、当該事業者は、消費者が委任代理人を通じてオプトアウト請求及び開示請求を行うことを認めていなかった。
- また、CCPA上の義務について、また、どのように消費者がCCPA上の権利を行使できるようにするかについて、当該事業者において消費者からの問い合わせに対応する者に周知徹底されていなかった。
- 不遵守の疑いの通知を受けた後、当該事業者は、以下の措置をとった。
 - ① 消費者が委任代理人を通じてプライバシー関連請求を提出できるようにするための変更を施し、かかる変更を反映してプライバシーポリシーを更新した。
 - ② 委任代理人による請求を担当する従業員の研修を実施した。
 - ③ カリフォルニアのインターネットプロトコル(IP)アドレスを使用して自社のウェブサイトを訪問する者について、第三者の広告cookieを全てブロックするための技術的解決策に着手した。

事例13: ワイヤレスネットワークプロバイダが情報実務に関する請求手続きを更新した

業種: 電気通信

論点: ①開示請求及び削除請求手続きの不機能、②オプトアウト手続のコンプライアンス違反

事案:

- ワイヤレスネットワークプロバイダのオンラインのCCPAポータルが機能しておらず、消費者の開示請求及び削除請求を受け付けていない旨、消費者がソーシャルメディアで指摘した。
- さらに、司法長官も不遵守の疑いの通知を送付した。
- これに対し、当該事業者は、オンラインのCCPAポータルが機能することを確保するためにとった措置を説明し、また、GPCを通じたものを含めオンラインによる他のCCPA請求に対応する手続きを実施した。

事例14:オンライン広告事業者がプライバシー関連情報開示を更新し、販売のオプトアウト方法を修正した

業種: アドテック

論点: プライバシーポリシー及びオプトアウト手続のコンプライアンス違反

事案:

- オンライン広告に係るツール、テクノロジー及びサービスを提供する事業者のプライバシー関連開示情報が、一般の消費者には読みにくく、分かりにくいものであった上、必要とされる情報を網羅していなかった。
- 個人情報の販売のオプトアウトについても、当該事業者のオプトアウト方法は、分かりにくく、機能していないリンクもあった。
- 不遵守の疑いの通知を受けた後、当該事業者は、プライバシーポリシーを改訂して指摘された違反を是正するとともに、ユーザーエクスペリエンスの専門家を招いて販売のオプトアウトの方法を改善した。

事例15: マーケティング会社がサービス提供者としてのステータスを明確化した

業種: オンラインマーケティングサービス

論点: 消費者への通知

事案:

- メールマーケティング会社が消費者の代理で送信したメールを通じて消費者の個人情報収集していた。
- 同社は消費者に必要な通知を行わず、消費者が請求を提出する方法も提供していなかった。
- コンプライアンス違反の疑いの通知を受けた後、同社は、消費者の個人情報を処理したときに、消費者の代理でサービス提供者としての役割を果たしたという証拠を提出した。
- 同社は、ある消費者について取得および処理した個人情報を、別の消費者にサービスを提供する際には使用されていないことを立証した。
- また、利用規約を更新し、CCPAにおけるサービス提供者としての義務を明確にした。

事例16: ソーシャルメディアネットワーク会社がサービス提供者 契約を更新した

業種: ソーシャルメディアネットワーク

論点: サービス提供者契約のコンプライアンス違反

事案:

- ソーシャルメディアネットワークを運営していた会社が、契約に定められたサービス以外の目的で得た個人情報を、そのサービス提供者が保持・使用・開示することを契約上禁止していなかった。
- コンプライアンス違反の疑いの通知を受けた後、同社はCCPAのAddendumを追加することによりサービス提供者契約を変更した。

事例17: オンラインイベント販売会社がプライバシーポリシーを更新し、請求方法を追加した

業種: オンラインイベント販売

論点: (1) プライバシーポリシーのコンプライアンス違反、(2) 請求方法なし

事案:

- 子供向けの授業や活動参加の販売を行う会社が、必要なCCPA上の消費者の権利(知る権利、削除請求権、差別されない権利)の通知を行うことをプライバシーポリシーで明記しておらず、消費者がCCPA上の権利を行使するために確立されている請求方法も公開していなかった。
- また、同社は過去12カ月間に個人情報を販売したか、または事業目的で個人情報を転送したかどうかについても明言していなかった。
- コンプライアンス違反の疑いの通知を受けた後、同社はプライバシーポリシーを更新して必要なCCPA上の権利を追加し、2つの請求方法を実装し、事業目的のために転送した個人情報を記載し、個人情報を販売しなかった旨を明言した。

事例18:オンライン・デイトングプラットフォームが「Do Not Sell My Personal Information」のリンクおよび販売情報の開示を追加した

業種:オンライン・デイトングプラットフォーム

論点:(1)「Do Not Sell My Personal Information」のリンクなし、(2)プライバシーポリシーのコンプライアンス違反

事案:

- オンライン・デイトングプラットフォームを提供し個人情報を販売していた企業が、そのホームページに「Do Not Sell My Personal Information」のリンクがなく、プライバシーポリシーにおいて販売する個人情報の種類に関して十分な情報を開示していなかった。
- また同社は、ユーザーが新しいアカウントを作成する際に「共有を承諾」ボタンをクリックするだけで、個人情報の販売に関する包括的な同意を得ていたことも明らかにした。
- コンプライアンス違反の疑いの通知を受けた後、同社は明確かつ目立つ「Do Not Sell My Personal Information」のリンクを追加し、プライバシーポリシーを更新してコンプライアンスに則った販売開示について追記した。

事例19: オンラインアドテックサービス提供者／事業者がプライバシーポリシーとCCPA上の消費者請求方法を是正した

業種: オンライン広告

論点: (1) プライバシーポリシーのコンプライアンス違反、(2) サービス提供者契約のコンプライアンス違反

事案:

- ある会社がストリーミングサービスや様々なケーブルチャンネルと、そういった場所でターゲット広告スペースを販売したい広告主を仲介している。
- 同社は主としてサービス提供者であるが、一部状況では事業者であるとも言えるため、同社のプライバシーポリシーはCCPAに違反していた。
- さらに、同社のサービス提供者契約では、処理する個人情報の使用に関する必要な制限が含まれていなかった。
- コンプライアンス違反の疑いの通知を受けた後、同社は個人情報を販売していないことを明記し、利用者がCCPA上の消費者請求を行うための手段を提供するなど、プライバシーポリシーを変更した。
- 同社はまた、CCPA上の消費者請求の方法の手順を改良し、CCPAに準拠するようにサービス提供者契約を更新した。

事例20: オンライン・ソーシャルメディアアプリ企業がCCPA上の消費者請求に適時に対応するために新しいシステムを導入した

業種: オンライン・ソーシャルメディアアプリ企業

論点: CCPA上の消費者請求に対する対応の遅れ

事案:

- オンライン・ソーシャルメディアアプリを運営している企業が、個人情報に関する知る権利・個人情報の削除請求権といったCCPA上の消費者請求に適時に対応しておらず、ユーザーが、CCPA上の消費者請求が受信されたか、または実施されたかの通知を受け取っていないという苦情を申し立てた。
- コンプライアンス違反の疑いの通知を受けた後、同社は未処理の請求に応じた。また、同社はCCPA対応システムを更新し、今後は請求を適時に承認・対応できるようにした。

事例21: 子供向け玩具販売会社がプライバシーポリシーを更新した

業種: 子供向け玩具の販売

論点: (1) プライバシーポリシーのコンプライアンス違反、(2) 請求方法なし、(3) CCPA上の消費者請求に料金徴収

事例:

- 子供向け玩具販売会社が、必要なCCPA上の消費者の権利の通知を提供しておらず、消費者がCCPA上の知る権利・削除請求権を行使する方法を提供しておらず、開示した個人情報の種類を表示しておらず、過去12カ月間に個人情報を販売したかどうかを明記していなかった。
- 同社のプライバシーポリシーにおいて、消費者からの知る請求を処理するために手数料を請求する可能性があると主張している。
- コンプライアンス違反の疑いの通知を受けた後、同社はプライバシーポリシーを更新して、これらの問題に対処した。

事例22: 食料品店チェーンのロイヤルティプログラムで、金銭的インセンティブ通知の提供を必須化した

業種: 食料品店

論点: 金銭的インセンティブの未通知

事案:

- 食料品店チェーンを運営する事業者において、消費者が会社のロイヤルティプログラムに参加するために、個人情報を提供する必要があった。
- 同社は、これらのロイヤリティプログラムに参加している消費者に、金銭的インセンティブの通知を提供していなかった。
- コンプライアンス違反の疑いの通知を受けた後、同社はプライバシーポリシーを修正し、金銭的インセンティブ通知を追加した。

事例23: オンラインの求人広告会社がプライバシーポリシーを更新した

業種: オンラインプラットフォーム

論点: プライバシーポリシーのコンプライアンス違反

事案:

- オンライン求人広告プラットフォームを運営する事業者が、必要なCCPA上の消費者の権利(知る権利、削除請求権、差別されない権利など)を通知しなかった。
- また、同社は過去12カ月間に個人情報販売したか、または事業目的で個人情報を転送したかどうかについても明言していなかった。
- コンプライアンス違反の疑いの通知を受けた後、同社はプライバシーポリシーを更新し、CCPAにおいて必要とされる権利を含め、事業目的で他者に転送する個人情報の種類を明記し、個人情報販売しなかった旨を明言した。
- しかし、更新されたプライバシーポリシーは不必要に法律専門用語が用いられているなど、一般的な消費者にとって読みにくく理解しにくいものであった。
- 同社は、更新されたプライバシーポリシーがCCPA規制に準拠していない旨の2回目の通知を受領した。
- 同社はこの指摘に対処するためにプライバシーポリシーを大幅に改訂した。

事例24: メディア複合会社がオプトアウトプロセスおよび通知を更新した

業種: マスメディア・エンターテインメント

論点: (1) オプトアウトプロセスのコンプライアンス違反、(2) 消費者への通知

事案:

- マスメディア・エンターテインメントの事業者が、個人情報販売のオプトアウトの方法を消費者に提供していなかった。
- 同社は、オンライン広告を管理するための第三者業界団体のツールに消費者を誘導しただけであった。
- また、同社のプライバシーポリシーやオプトアウト権の通知には、消費者や代理人がオプトアウト権を行使する方法についての必須情報が含まれていなかった。
- 同社は収集時に通知を行っておらず、デジタル資産の一部に「Do Not Sell My Personal Information」のリンクがなかった。
- コンプライアンス違反の疑いの通知を受けた後、同社はオプトアウトプロセス、プライバシーポリシー、および通知を更新してこれらの問題に対処し、「Do Not Sell My Personal Information」のリンクをすべてのデジタル資産に追加した。

事例25: データブローカーがオプトアウト方法を更新した

業種: 位置データ

論点: オプトアウトプロセスのコンプライアンス違反

事案:

- 位置データブローカーのオプトアウトプロセスは、オプトアウト選択を実施するためにモバイルデバイスの設定を変更するよう消費者を誘導するものであった。
- 同社はまた、消費者が同社のデータ収集をオプトアウトできるようにするためのウェブフォームを提供していたが、このウェブフォームで消費者の個人情報の販売をオプトアウトできるかは明らかにしていなかった。
- コンプライアンス違反の疑いの通知を受けた後、同社はオプトアウトページを更新し、ウェブフォームにおいて、消費者がCCPAにおけるオプトアウト権を完全に実施にできる旨を目立つ形で掲載した。
- また、モバイルデバイスの設定を変更することで将来のトラッキングが制限されるが、CCPA上のオプトアウト請求は実施されない旨を明記した。

事例26: 自動車メーカーが収集時に対面で通知を実施し、プライバシーポリシーと欠陥のあった請求方法を更新した

業種: 自動車

論点: (1) 消費者への通知、(2) プライバシーポリシーのコンプライアンス違反、(3) 着信課金用電話番号なし、(4) 請求提出方法の欠陥

事案:

- 自動車メーカーは、試乗した消費者から情報を収集したが、収集時に通知をしていなかった。
- 同社のプライバシーポリシーには、CCPA上の権利の説明や、認定代理人が請求を提出する方法が含まれていなかった。
- また、CCPA上の消費者請求を行った消費者に着信課金用電話番号を提供しておらず、知る請求・削除請求を提出する方法としてオンラインでの方法を提供していたが、機能していなかった。
- コンプライアンス違反の疑いの通知を受けた後、オンラインで収集するかまたは対面で収集するかにかかわらず、試乗に関連する個人情報の収集時に通知を実施した。
- 同社はプライバシーポリシーを更新して消費者のCCPA上の消費者の権利に関する必要な開示を追加、着信課金用電話番号を記載、機能していなかったCCPA上の消費者請求をオンラインで提出する方法を修正した。

事例27: ペット産業のウェブサイトで消費者が個人情報のあらゆる販売をオプトアウトするためのオプトアウトウェブフォームを更新した

業種: ペット産業

論点: (1) 認定代理人、(2) 個人情報の販売

事案:

- オンラインでペット引き取りプラットフォーム運営している事業者が、消費者がCCPA上の権利を発動する際に、消費者の認定代理人に公的な証明書を提出するよう求めていた。
- 同社のデータの販売に関する開示は分かりにくく、消費者が個人情報の販売をオプトアウトする仕組みを提供していないように思われた。
- また、オンライン広告を管理するための第三者業界団体のツールに消費者を誘導させ、さらなる手順を消費者に行わせた。
- コンプライアンス違反の疑いの通知を受けた後、同社は代理人の公的な証明書の要求を削除し、「Do Not Sell My Personal Information」のリンクを追加し、消費者が個人情報(ターゲティング広告のために提供した個人情報を含む)の販売から完全にオプトアウトできるようオプトアウトウェブフォームを更新した。

事例28: 食料品チェーンが、消費者が認定代理人を通じて請求を提出する方法を説明するための開示を更新した

業種: 食料品店

論点: (1) 認定代理人、(2) プライバシーポリシーのコンプライアンス違反

事案:

- 食料品店チェーンを運営している企業が、認定代理人がCCPA上の消費者請求を顧客の代理として提出する方法に関する情報を提供しておらず、プライバシーポリシーにおいてもその他事項の欠落があった。
- この明らかな違反について民間およびカリフォルニア州司法長官オフィスから通知を受けた後、同社はプライバシーポリシーを更新して、認定代理人が消費者の代理人としてCCPA上の消費者請求を提出する方法、および請求を確認するための同社の要件を記載した。

事例29: モバイルアプリゲーム会社が個人情報の販売を停止し、未成年者に対する保護を更新した

業種: オンラインゲーム

論点: (1) 個人情報の販売、(2) 未成年者の個人情報の販売

事案:

- モバイルアプリゲームを運営する事業者が、サードパーティ製のモバイル広告プラットフォームから、13歳から15歳までの未成年者を含むプレイヤーの個人情報を取得するためのソフトウェアをインストールした。
- 同社は成人にオプトアウトの仕組みを提供しておらず、未成年者のためのオプトインを得ていなかった。
- コンプライアンス違反の疑いの通知を受けた後、同社は当該広告ソフトウェアを削除し、年齢制限や保護者による検証機能など、若年ユーザー向けのその他プライバシー保護を導入した。

事例30: ソーシャルメディア会社が個人情報の販売を停止し、プライバシーポリシーを更新した

業種: ソーシャルメディアプラットフォーム

論点: (1) 消費者への通知、(2) 個人情報の販売

事案:

- ソーシャルメディアプラットフォームを立ち上げプライバシーを保護しているとして宣伝していた企業が、CCPA上の権利について消費者に通知しなかった。
- また、ユーザーのオンライン活動に関する個人情報をさまざまなサードパーティの分析会社に提供したが、必要な通知を行わず、消費者が個人情報の販売をオプトアウトする方法を提供していなかった。
- コンプライアンス違反の疑いの通知を受けた後、同社はプライバシーポリシーを更新し、アプリとウェブサイトからすべてのサードパーティ製トラッカーを削除した。

事例31: メーカーと小売店が個人情報の販売を停止した

業種: 家電

論点: 個人情報の販売

事案:

- 電子機器を販売している事業者が、消費者のオンラインショッピングに関するデータを広告主と共有している小売サイト上で、サードパーティ製のオンライントラッカーを使用していた。
- 同社はこのサードパーティとサービス提供者契約を締結しておらず、また、ユーザーが使用できるグローバルプライバシー制御(グローバルプライバシー制御の信号を送るブラウザ拡張機能など)により提出されたオプトアウトに対する消費者の請求も処理していなかった。
- コンプライアンス違反の疑いの通知を受けた後、同社はプライバシーベンダーと協力して、消費者のオプトアウト請求を実施し、CCPAに違反した販売条件の下でサードパーティと個人情報を共有しないようにした。

事例32: メディア複合会社がオプトアウト方式を更新し、「Do Not Sell My Personal Information」のリンクを追加した

業種: デジタルメディア

論点: (1) オプトアウトプロセスのコンプライアンス違反、(2) 請求方法なし

事案:

- メディア複合会社である事業者が、ポートフォリオ内の各ウェブサイトで、消費者が個人情報の販売をオプトアウトする際に、消費者に複数の個別の請求を提出することを請求していた。また、デジタル資産の一部には「Do Not Sell My Personal Information」のリンクがなかった。
- コンプライアンス違反の疑いの通知を受けた後、同社はオプトアウトプロセスを更新してオプトアウト請求を単純化し、「Do Not Sell My Personal Information」のリンクをすべてのデジタル資産に追加した。

事例33: 国内食料品店チェーンがプライバシーポリシーを更新し、請求方法を追加した

業種: 食料品店

論点: プライバシーポリシーのコンプライアンス違反

事案:

- 食料品店チェーンを運営している企業が、個人情報の収集と使用に関する情報をプライバシーポリシーで開示しておらず、消費者のCCPA上の消費者の権利（知る権利、削除請求権、差別されない権利など）の通知を行っておらず、知る請求、削除請求、個人情報の販売をオプトアウトする請求の提出方法について消費者に通知していなかった。
- コンプライアンス違反の疑いの通知を受けた後、CCPAにおいて求められる情報をプライバシーポリシーに追加し、消費者がCCPA上の消費者請求を提出できるプロセスを実装し、個人情報を販売していない旨を明言した。

事例34: メールニュースレタープラットフォームがプライバシーポリシーを更新し請求方法を追加した

業種: メール購読プラットフォーム

論点: プライバシーポリシーのコンプライアンス違反

事案:

- 購読ベースのメールニュースレターのプラットフォームのプライバシーポリシーにおいて、必要なCCPA上の消費者の権利(知る権利、削除請求権、差別されない権利など)の通知が行われておらず、知る請求・削除請求の提出方法が消費者に十分に通知されていなかったため、コンプライアンス違反状態であった。
- また、同社は過去12カ月間に個人情報販売したか、または事業目的で個人情報を転送したかどうかについても明言していなかった。
- コンプライアンス違反の疑いの通知を受けた後、同社はプライバシーポリシーを更新して必要なCCPA上の消費者の権利を追加し、事業目的で転送した個人情報を列挙し、CCPA上の消費者請求の提出方法を指定し、個人情報販売しなかった旨を明言した。

事例35: オンラインイベント販売会社がプライバシーポリシーを更新し、請求方法を追加した

業種: オンラインイベント販売

論点: (1) プライバシーポリシーのコンプライアンス違反、(2) 請求方法なし

事案:

- イベントのチケットを販売するオンライン事業者が、プライバシーポリシーにおいて必要なCCPA上の消費者の権利(知る権利、削除請求権、差別されない権利など)の通知を行っておらず、コンプライアンス違反状態であった。
- 同社はプライバシーポリシーにおいてCCPA上の消費者の権利を行使する方法を消費者に説明しておらず、過去12カ月間に個人情報を販売または開示したかどうかを明記していなかった。
- コンプライアンス違反の疑いの通知を受けた後、同社はプライバシーポリシーを更新し、必要な情報を追加した。また、個人情報を販売していない旨を明言した。

事例36: デジタルパートナーが自社の義務を明確にした

業種: デジタル体験提携

論点: (1) プライバシーポリシーのコンプライアンス違反、(2) 消費者への通知、(3) 「Do Not Sell My Personal Information」のリンクなし

事案:

- 大手企業と提携してデジタル戦略を展開する企業が、CCPAにおける自社の義務を果たしていなかった。同社のプライバシーポリシーにおいてCCPA上の権利について消費者に通知しておらず、個人情報の収集・使用・販売方法についても十分な通知を行っていなかった。
- また、消費者が会社のウェブサイトや電話で請求を行う方法も説明していなかった。
- コンプライアンス違反の疑いの通知を受けた後、同社はプライバシーポリシーを更新し、CCPA上の権利および通知に関して明記した。
- また、「Do Not Sell My Personal Information」のリンクを追加し、消費者が請求を提出するためのメールアドレスと電話番号を記載した。

事例37: データブローカーが、「Do Not Sell My Personal Information」のリンクを更新し、オプトアウト請求時の検証とアカウント作成の要求を停止した

業種: データブローカー

論点: (1)「Do Not Sell My Personal Information」のリンクなし、(2)本人確認、本人確認のためのアカウント作成

事案:

- データブローカーが「Do Not Sell My Personal Information」のリンクを掲示していたが、機能していなかった。
- また、個人情報の販売をオプトアウト請求する際、政府発行の身分証明書のコピーと消費者の住所が記載されている申告書を用いた本人確認を必須としていた。
- 消費者が請求を実施するにあたり消費者にアカウントを作成することを要求していた。
- コンプライアンス違反の疑いの通知を受けた後、同社は「Do Not Sell My Personal Information」のリンクを更新し、消費者が個人情報の販売をオプトアウトする際の本人確認を無くし、消費者がCCPA上の消費者請求を行うためにアカウントを作成しなくてもよいこととした。

事例38:テレビゲーム配信会社がプライバシーポリシーを更新した

業種:テレビゲーム配信

論点:プライバシーポリシーのコンプライアンス違反

事案:

- テレビゲーム配信会社のプライバシーポリシーにおいて、必要なCCPA上の消費者の権利が通知されておらず、開示した個人情報の種類を記載しておらず、過去12カ月間に個人情報を販売したかどうかを記載していなかったため、コンプライアンス違反状態であった。
- 同プライバシーポリシーにおいて、消費者がCCPA上の知る権利・削除請求権を行使する方法について、誤った指示を出していた。
- コンプライアンス違反の疑いの通知を受けた後、同社はプライバシーポリシーを更新して、これらの問題に対処した。

事例39:教育技術会社がプライバシーポリシーを更新し、「Do Not Sell My Personal Information」のリンクを追加した

業種:教育技術

論点:(1)プライバシーポリシーのコンプライアンス違反、(2)請求方法なし、(3)「Do Not Sell My Personal Information」のリンクなし

事案:

- 学校・高等教育機関・事業者へオンライン学習プラットフォームを提供している教育技術企業が、そのプライバシーポリシーにおいて、(1)知る権利・削除請求権・差別されない権利などのCCPAにおける消費者権利の通知を行っておらず、(2)消費者がCCPAの権利を行使して知り削除する請求を行う方法を記述しておらず、(3)過去12カ月間に開示または販売した個人情報の種類を記述していなかったため、コンプライアンス違反状態であった。
- また、同社のホームページには「Do Not Sell My Personal Information」のリンクがなかった。
- コンプライアンス違反の疑いの通知を受けた後、同社はプライバシーポリシーを更新してこれらの問題に対応し、ホームページに「Do Not Sell My Personal Information」のリンクを追加した。

事例40:衣料品販売店がプライバシーポリシーを更新し、請求方法を追加した

業種:オンライン衣料品販売店

論点:プライバシーポリシーのコンプライアンス違反

事案:

- オンライン衣料品販売店のプライバシーポリシーにおいて、必要なCCPA上の消費者の権利(知る権利、削除請求権、差別されない権利など)の通知が行われておらず、知る請求・削除する請求の提出方法が消費者に通知されていなかったため、コンプライアンス違反状態であった。
- また、同社は過去12カ月間に個人情報販売したか、または事業目的で個人情報を転送したかどうかについても明言していなかった。
- コンプライアンス違反の疑いの通知を受けた後、同社はプライバシーポリシーを更新して必要なCCPA上の消費者の権利を追加し、事業目的で転送した個人情報を列挙し、CCPA上の消費者請求の提出方法を指定し、個人情報販売しなかった旨を明言した。

事例41: データブローカーが「Do Not Sell My Personal Information」のリンクを追加した

業種: データベース・ディレクトリ販売

論点: 請求方法なし

事案:

- 消費者の個人情報を含む専門的な連絡先ディレクトリを販売するデータブローカーが、そのホームページに「Do Not Sell My Personal Information」のリンクを掲載していないことを発見したというレポートが消費者擁護団体により公開された。
- 当該レポートおよび司法長官オフィスからの通知により、CCPAの違反が同社の知るところとなった。
- 同社は「Do Not Sell My Personal Information」のリンクをホームページに加えることで対応した。



杉本 武重
Takeshige Sugimoto

takeshige.sugimoto@sandkbrussels.com
<https://en.sandkbrussels.com/>

直通 +81-3-6410-8315

携帯 +81-80-8051-4848; +32 494 67
33 51; +1 347 259 2661

弁護士法人S&K Brussels法律事務所
〒143-0016

東京都大田区大森北1-17-13

ACN大森駅前ビル7F

<弁護士会登録>

2006年 弁護士登録(59期)

第一東京弁護士会所属

2013年 ニューヨーク州弁護士会登録
同会所属

ブリュッセル弁護士会登録(
B-List)、同会所属

弁護士法人S&K Brussels法律事務所 事務所代表 / Future of Privacy Forum シニアフェロー 弁護士(日本・NY・ブリュッセル(B-List)) 杉本 武重

経歴

2000年 駒場東邦高等学校卒業

2004年 慶應義塾大学法学部法律学科卒業

2006-2013年 長島・大野・常松法律事務所アソシエイト

2012年 シカゴ大学ロースクール法学修士課程卒業(LL.M)

2013年 オックスフォード大学法学部法学修士課程卒業
(Magister Juris)

2013-2014年 WilmerHale法律事務所ブリュッセルオフィス
アソシエイト、2015-2017年同オフィスシニアアソシエイト

2015-2021年 デュッセルドルフ日本商工会議所法務委員会
専門委員

2016-2017年 公正取引委員会競争政策研究センター客員研
究員

2017-2018年 Gibson Dunn & Crutcher法律事務所ブリュッ
セルオフィス・オブカウンセル

2018-2019年 Bird & Bird法律事務所ブリュッセルオフィス・パ
ートナー

2018年-現在 一般財団法人情報法制研究所上席研究員

2019年-現在 当事務所開設・事務所代表、ニューヨークオフィ
ス・マネージングパートナー、ブリュッセルオフィス・パートナー

2019年-現在 一般社団法人日本DPO協会理事

2020年-現在 弁護士法人S&K Brussels法律事務所 社員

2022年-現在 Future of Privacy Forumシニアフェロー

主要な取扱分野

■ カリフォルニア消費者プライバシー法(CCPA)、カリフォルニア
アプライバシー権利法(CPRA)、米国連邦データプライバシー
法案、EUの一般データ保護規則(GDPR)、電子プライバ
シー規制、タイ、中国、インドおよびブラジルのデータ保護法
をはじめとするグローバルデータ保護コンプライアンス

■ EUのデジタル関連法(AI規則案、デジタル市場法、デジタル
サービス法、データ法案、データガバナンス法)

最近の主要著作

- 「『英国一般データ保護規制(UK
GDPR)』ハンドブック(2022年4月)」(
2022年4月、ジェトロ欧州ロシアCIS課、
ジェトロ・ロンドン事務所)
[https://www.jetro.go.jp/world/reports/
2022/01/b0226c404f93f434.html](https://www.jetro.go.jp/world/reports/2022/01/b0226c404f93f434.html)
- 「米国連邦データプライバシー法案の概
要(2021年6月)」(2021年6月、ジェトロ
・サンフランシスコ事務所)
[https://www.jetro.go.jp/world/reports/
2021/01/7f744522a1ddc8eb.html](https://www.jetro.go.jp/world/reports/2021/01/7f744522a1ddc8eb.html)

最近の主要講演

- Speaker, Personal Data Protection
Week 2022 - Singapore Privacy
Week - Panel 1: Data Localization vs
International Data Transfers (jointly
held by Future of Privacy Forum and
Singapore's Personal Data
Protection Commission (PDPC))
(Singapore)
- Panelist, "Panel IV: The Challenge of
Compliance: The Perspective of Data
Protection Officers." at Global Privacy
Assembly (世界プライバシー会議)
2021 Mexico, a large-scale, major
event attended by data protection
supervisory authorities from around
the world



乾 香織
Kaori Inui

kaori.inui@sandkbrussels.com

<https://en.sandkbrussels.com/>

直通 +81-3-6410-8672

弁護士法人S&K Brussels法律事務所
〒143-0016

東京都大田区大森北1-17-13

ACN大森駅前ビル6F

<弁護士会登録>

2007年～ 弁護士登録

2013年 第二東京弁護士会所属

2023年～ 第一東京弁護士会所属

経歴

1994年 京都大学法学部卒業

1997年 米国マサチューセッツ工科大学大学院政治学
修士号取得

1994-1995年 外務省職員

1995-1997年 在米日本国大使館外交官補(米国ワシ
ントンD.C.)

1997-1998年 在米日本国大使館広報文化班三等書
記官(米国ワシントンD.C.)

1998-1999年 在米日本国大使館経済班二等書記官(
米国ワシントンD.C.)

1999年 外務省九州・沖縄サミット準備室

1999-2001年 外務省条約局国際協定課

2001-2002年 外務省条約局国際協定課 課長補佐

2005年 司法試験合格

2006-2007年 最高裁判所司法研修所司法修習生(旧
60期)

2007-2013年 シドリーオースティン法律事務所・外国
法共同事業(旧西川シドリーオースティン法律事務所・
外国法共同事業)・アソシエイト

2013-2023年 フリーランス翻訳(法律会計関係)(日本
語、英語)(ドイツ)

2018-2023年 日本の大手シンクタンク(アナリスト/リサ
ーチャーとして欧州政治経済情勢の調査、分析、報告
書執筆業務に従事(委託契約))(ドイツ)

2023年-現在 当事務所東京オフィス・シニアアソシエ
イト

主要な取扱分野

- EU一般データ保護規則 (GDPR)
- 英国一般データ保護規則 (GDPR)
- 中国個人情報保護法 (PIPL)
- 日本個人情報保護法 (APPI)
- カリフォルニア州消費者プライバシー法 (CCPA)、カリフォルニアプライバシー権利法 (CPRA)
- 米国連邦データプライバシー法案



S&K Brussels法律事務所は2019年にベルギーのブリュッセルで開業したEU、英国、米国、中国および日本の5つの法域のデータ保護法制を主な取扱分野とする弁護士・外国弁護士によって構成される日本の法律事務所です。データ保護法制に密接に関連する規制としてのAI規制をはじめとするデータ関連規制を含め、将来の規制の形を読むFuture Proofの取組みに力を入れております。

S&K Brussels Website: <https://www.sandkbrussels.com/>

本資料には、弁護士法人S&K Brussels法律事務所に権利の帰属する秘密情報が含まれています。本書の著作権は、当事務所に帰属し、日本の著作権法および国際条約により保護されており、著作権者の事前の書面による許諾がなければ、複製・翻案・公衆送信等できません。本書に掲載されているサービス名、会社名等は各会社の商号、商標、または登録商標です。サービスの仕様および本書に記載されている事柄は、将来予告なしに変更することがあります。また、本書に記載された情報は、当事務所の依頼者への情報提供の目的で提供されるものであり、当事務所による法的助言を構成するものではないことに御留意下さい。